

江 東 区 公 報

目 次

◎条 例

江東区事務手数料条例の一部を改正する条例(1)	3
江東区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(2)	15
江東区営運動場条例の一部を改正する条例(3)	15
江東区立児童遊園条例の一部を改正する条例(4)	15
江東区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例(5)	16
江東区介護保険条例の一部を改正する条例(6)	17
江東区指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例(7)	18
江東区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(8)	18
江東区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(9)	21
江東区国民健康保険条例の一部を改正する条例(10)	22
江東区特別区税条例の一部を改正する条例(11)	23

◎告 示

指定居宅介護支援事業所の指定について(59)	24
開発行為に関する工事の完了公告(60)	24
令和2年度補正予算の告示について(65)	25
児童遊園の設置について(68)	40
特定子ども・子育て支援施設等の告示事項の一部改正について(69)	42
保管自転車処分告示について(令和3年3月上旬)(71)	42
特別区道路線の供用開始について(72)	42

都市計画事業の図書の縦覧について(74)	45
建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路位置の一部取消しについて(78)	45
特定子ども・子育て支援施設等の確認について(84)	45
特別区道路線の区域変更について(86)	45
特別区道路線の供用開始について(87)	47
令和2年度定期予防接種の告示について(88)	49
令和3年度当初予算の公表(91)	66
令和2年度補正予算の公表(92)	85
令和3年度補正予算の公表(93)	91
開発行為に関する工事の完了公告(94)	92
枝川区民館及び東陽区民館の使用料の収納事務に係る私人委託について(98)	92
江東区男女共同参画推進センター使用料の収納事務に係る私人委託について(99)	92
豊洲西小学校使用料の収納事務に係る私人委託について(102)	92
特別区道路線の認定について(103)	92
特別区道路線の区域決定について(104)	94
特別区道路線の供用開始について(105)	96
令和3年度一般廃棄物処理委託計画について(106)	98
令和2年江東区告示第358号の一部改正について(107)	108
江東区地域振興部文化観光課が発行する有償の冊子等の頒布代金の収納事務に係る私人委託について(108)	108
コンビニエンスストア等における証明書の交付に係る手数料の収納事務に係る私人委託について(109)	108
江東区豊洲特別出張所の飼犬の登録事務に係る手数料、有料ごみ処理券の販売代金、特別区民税、個人の都民税、軽自動車税、国民健康保険の保険料、後期高齢者医療の保険料及び介護保険の保険料の収納事務に係る私人委託について(110)	109
江東区納税課納付案内等業務委託に係る特別区民税・都民税及び軽自動車税の集金による収納事務に係る私人委託について(111)	109
令和3年東京都告示第375号に係る東京都都市計画都市計画区域に係る関係図書の縦覧について(112)	109
令和3年東京都告示第378号に係る東京都都市計画都市計画区域に係る関係図書の縦	

覧について(113) 109
 令和 3 年度における会計年度任用職員の報酬の額の告示について(114) 109
 江東きっずクラブ登録利用料の収納事務に係る私人委託について(115) 113
 自転車の撤去等に要した費用(手数料)の収納事務の私人委託について(116) 114
 江東区立横十間川親水公園内ボート場利用料の収納事務に係る私人委託について(117) 114

◎告 示(教)

令和 3 年第 3 回江東区教育委員会定例会の招集(6) 115

◎告 示(監)

令和 2 年度財政援助団体等監査の結果について(4) 116

◎区 議 会

区議会議決事項 141
 (令和 3 年第 1 回定例会)

条	例
----------	----------

江東区事務手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 3 年 3 月 1 5 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第 1 号

江東区事務手数料条例の一部を改正する条例

第 1 条 江東区事務手数料条例(昭和 3 3 年 3 月江東区条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

別表第 4 に次のように加える。

9 7 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第 5 7 号)第 1 5 条第 2 項の規定に基づく輸出証明書(農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則(令和 2 年財務省・厚生労働省・農林水産省令第 1 号)第 4 条第 1 号の衛生証明書に係るものに限る。)の発行	輸 出 証 明 書 の 発 行 手 数 料	1 件につ き 8 7 0 円	発 行 申 請 と き
9 8 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第 1 7 条第 2 項の規定に基づく適合施設の認定の申請に対する審査	適 合 施 設 の 認 定 申 請 手 数 料	1 件につ き 2 0, 9 0 0 円(書類 審査のみ で認定を 行う場合 にあって は、1 0, 4 0 0 円)	認 定 申 請 と き

別表第7の1の部(1)の款イの項中

「

当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	26,000円
---	---------

を

「

当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	16,000円
---	---------

「

当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	26,000円
---	---------

に改め、同款ウの項中

「

建築物の延べ面積が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	26,000円
--	---------

を

「

建築物の延べ面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	16,000円
--	---------

「

建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	26,000円
--	---------

に改め、同部(2)の款イの項中

「

当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	180,000円
---	----------

を

「

当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	138,000円
---	----------

「

当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	180,000円
---	----------

に、

「

当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	384,000円
---	----------

を

「

当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	300,000円
---	----------

当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	384,000円
---	----------

に改め、同款ウの項中

「

建築物の延べ面積が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	384,000円
--	----------

を

「

建築物の延べ面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	300,000円
--	----------

「

建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	384,000円
--	----------

に改め、同表2の部(1)の款イの項中

「

当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	18,000円
---	---------

を

「

当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	11,000円
---	---------

「

当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	18,000円
---	---------

に改め、同款ウの項中

「

建築物の延べ面積が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	18,000円
--	---------

を

「

建築物の延べ面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	11,000円
--	---------

「

建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	18,000円
--	---------

に改め、同部(2)の款イの項中

「

当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	96,000円
---	---------

当該部分の床面積の合計が 300 平方メートルを超え、1,000 平方メートル以内のもの	72,000 円
当該部分の床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え、2,000 平方メートル以内のもの	96,000 円

に、

当該部分の床面積の合計が 300 平方メートルを超え、2,000 平方メートル以内のもの	198,000 円
--	--------------

を

当該部分の床面積の合計が 300 平方メートルを超え、1,000 平方メートル以内のもの	154,000 円
--	--------------

当該部分の床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え、2,000 平方メートル以内のもの	198,000 円
--	--------------

に改め、同款ウの項中

建築物の延べ面積が 300 平方メートルを超え、2,000 平方メートル以内のもの	198,000 円
---	--------------

を

建築物の延べ面積が 300 平方メートルを超え、1,000 平方メートル以内のもの	154,000 円
---	--------------

建築物の延べ面積が 1,000 平方メートルを超え、2,000 平方メートル以内のもの	198,000 円
---	--------------

に改める。

別表第 8 の 1 の部(1)の項中

当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	27,100 円
---	-------------

を

当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	16,700 円
---	-------------

当該部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	27,100 円
---	-------------

に改め、同部(2)の項中「及び省令第 10 条第 1

号イ(1)の屋内周囲空間の年間熱負荷(以下この表において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。)の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物」を削り、「以下この表(5の項を除く。)」を「2の項、5の項及び6の項」に、

「

当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	145,700 円
---	--------------

を

「

当該部分の床面積の合計が合計が	110,700 円
当該部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	145,700 円

」

に改め、「及び屋内周囲空間の年間熱負荷」を削り、

「

当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	367,100 円
---	--------------

を

「

当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	284,400 円
当該部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	367,100 円

」

に改め、同表 2 の部(1)の項中

「

当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	19,100 円
---	-------------

」

を

「

当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	11,800 円
当該部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	19,100 円

」

に改め、同部(2)の項中

「

当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	102,100 円
---	--------------

」

を

「

当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	77,600 円
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	102,100 円

」

に、

「

当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	257,100 円
---	--------------

」

を

「

当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	199,200 円
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	257,100 円

」

に改め、同表3の項中「第30条第1項」を「第35条第1項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同表3の部(1)の項中「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に、同部(1)の款イの項中

「

当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,100 円
---	-------------

」

を

「

当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	16,700 円
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,100 円

」

に改め、同部(2)の款イの項中「モデル建物法」の次に「(一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第10条第1号イ(1)の屋内周囲空間の年間熱負荷(以下この表において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。)の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。4の項において同じ。)」を加え、

「

当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	145,700 円
---	--------------

」

を

「

当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	110,700 円
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	145,700 円

」

に改め、「標準入力法等」の次に「(実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。4の項において同じ。)」を加え、

「

当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	367,100 円
---	--------------

」

を

「

当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	284,400 円
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	367,100 円

」

に改め、同表4の項中「第31条第1項」を「第36条第1項」に、「第31条第2項」を「第36条第2項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同表4の部(1)の項中「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に改め、同部(1)の款イの項中

「

当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	19,100 円
---	-------------

」

を

「

当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	11,800 円
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	19,100 円

」

に改め、同部(2)の款イの項中

「

当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	102,100 円
---	--------------

」

を

「

当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	77,600 円
当該部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	102,100 円

に、

「

当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	257,100 円
---	-----------

を

「

当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	199,200 円
当該部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	257,100 円

に改め、同表 5 の項中「第 36 条第 1 項」を「第 41 条第 1 項」に改め、同表 5 の部(1)の款イの項中

「

当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	27,100 円
---	----------

を

「

当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	16,700 円
当該部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	27,100 円

に改め、同部(2)の款イの項中「(一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物を用いて評価する方法をいう。)」を削り、

「

当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	145,700 円
---	-----------

を

「

当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	110,700 円
当該部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	145,700 円

」

上 2,000 平方メートル未満のもの	
---------------------	--

に改め、「(実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法をいう。)」を削り、

「

当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	367,100 円
---	-----------

」

を

「

当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	284,400 円
当該部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	367,100 円

」

に改め、同表 6 の部(1)の項中

「

当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	19,100 円
---	----------

」

を

「

当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	11,800 円
当該部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	19,100 円

」

に改め、同部(2)の項中

「

当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	102,100 円
---	-----------

」

を

「

当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	77,600 円
当該部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	102,100 円

」

に、

「

当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	257,100 円
---	-----------

」

を
「

当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 1,000平方メートル未 満のもの	199,2 00円
当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートル以 上2,000平方メートル 未満のもの	257,1 00円

」
に改め、同表備考を次のように改める。

備考

- 1 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更該当していることの証明手数料の額は、それぞれ別表第8の1の部(2)の項、2の部(2)の項、5の部(2)の款イの項(i)のii又は6の部(2)の項に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。
- 2 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられ、かつ、省令第10条第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（以下この表において「向上計画認定申請手数料等」という。）の額は、それぞれ別表第8の3の部(2)の款イの項(i)のii又は4の部

(2)の款イの項(i)のiiに掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。

- 3 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下この表において同じ。）における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、別表第8の1の部(1)の項の規定により算出した額とする。
- 4 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行った場合の手数料の額は、別表第8の2の部(1)の項の規定により算出した額とする。
- 5 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更該当していることの証明手数料（以下この表において「適合性判定手数料等」という。）の算出において、複合建築物（住宅部分と非住宅部分とを含む建築物をいう。）の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合には、非住宅部分として取り扱う。
- 6 建築物のエネルギー消費性能の向上

- に関する法律施行令（平成 28 年政令第 8 号）第 4 条第 1 項に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が 20 分の 1 以上であるものに該当する部分を有する建築物の適合性判定手数料等の額は、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算出した額とする。
- 7 非住宅部分の一部に工場等の用途を含む一の建築物の適合性判定手数料等の額は、非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合により算出した額とする。
- 8 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 11 条第 1 項に規定する特定建築行為に該当する増築又は改築（同法附則第 3 条第 1 項の規定が適用される特定増改築を除く。）を行う場合の適合性判定手数料等の額は、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計に応じて算出した額とする。
- 9 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 34 条第 3 項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物（同項に規定する申請建築物をいう。）の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とする。
- 10 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 34 条第 3 項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、別表第 8 の 3 の項の規定により算出した額とする。
- 11 向上計画認定申請手数料等について、一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。
- 12 向上計画認定申請手数料等について、同一の建築物において住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額とする。
- 13 向上計画認定申請手数料等について、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物の非住宅部分のみを申請する場合の手数料の額は、当該非住宅部分の床面積の合計を一の建築物の申請の場合における非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額とする。
- 14 向上計画認定申請手数料等又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（性能基準又はフロア入力法による場合に限る。）について、共同住宅の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住戸部分の額に共用部分の額を加算した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の額は加算しない。
- 15 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（仕様基準による場合に限る。）について、共同住宅の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、共用部分の額を加算しないものとする。
- 16 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。

第 2 条 江東区事務手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第 4 の 10 の項中「第 5 2 条第 1 項」を「第 5 5 条第 1 項」に改め、同表 11 の項から 41 の項までを次のように改める。

1 1 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業の許可の申請に対する審査（卸売市場外の営業に限る。）	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可申請手数料	1件につき 7,200円	許可申請のとき
	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可更新申請手数料	1件につき 5,100円	更新申請のとき
1 2 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食肉販売業の許可の申請に対する審査（卸売市場外の営業に限る。）	食肉販売業許可申請手数料	1件につき 11,500円	許可申請のとき
	食肉販売業許可更新申請手数料	1件につき 5,700円	更新申請のとき
1 3 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく魚介類販売業の許可の申請に対する審査（卸売市場外の営業に限る。）	魚介類販売業許可申請手数料	1件につき 11,500円	許可申請のとき
	魚介類販売業許可更新申請手数料	1件につき 5,700円	更新申請のとき
1 4 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく魚介類競り売り営業の許可の申請に対する審査（卸売市場外の営業に限る。）	魚介類競り売り営業許可申請手数料	1件につき 25,200円	許可申請のとき
	魚介類競り売り営業許可更新申請手数料	1件につき 12,600円	更新申請のとき
1 5 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく集乳業の許可の申請に対する審査（卸売市場外の営業に限る。）	集乳業許可申請手数料	1件につき 11,500円	許可申請のとき
	集乳業許可更新申請手数料	1件につき 5,700円	更新申請のとき
1 6 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく乳処理業の許可の申請に対する審査（卸売市場外の営業に限る。）	乳処理業許可申請手数料	1件につき 25,200円	許可申請のとき
	乳処理業許可更新申請手数料	1件につき 12,600円	更新申請のとき
1 7 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく特別牛乳搾取処理業の許可の申請に対する審査（卸売市場外の営業に限る。）	特別牛乳搾取処理業許可申請手数料	1件につき 25,200円	許可申請のとき
	特別牛乳搾取処理業許可更新申請手数料	1件につき 12,600円	更新申請のとき
1 8 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食肉処理業の許可の申請に対する審査（卸売市場外の営業に限る。）	食肉処理業許可申請手数料	1件につき 25,200円	許可申請のとき
	食肉処理業許可更新申請手数料	1件につき 12,600円	更新申請のとき
1 9 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食品の放射線照射業の許可の申請に対する審査（卸売市場外の営業に限る。）	食品の放射線照射業許可申請手数料	1件につき 25,200円	許可申請のとき
	食品の放射線照射業許可更新申請手数料	1件につき 12,600円	更新申請のとき

20 食品衛生法第 55 条第 1 項及び食品衛生法施行令第 35 条の規定に基づく菓子製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外の営業に限る。）	菓子製造業許可申請手数料	1 件につき 16,800 円	許可申請のとき
	菓子製造業許可更新申請手数料	1 件につき 8,400 円	更新申請のとき
21 食品衛生法第 55 条第 1 項及び食品衛生法施行令第 35 条の規定に基づくアイスクリーム類製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外の営業に限る。）	アイスクリーム類製造業許可申請手数料	1 件につき 16,800 円	許可申請のとき
	アイスクリーム類製造業許可更新申請手数料	1 件につき 8,400 円	更新申請のとき
22 食品衛生法第 55 条第 1 項及び食品衛生法施行令第 35 条の規定に基づく乳製品製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外の営業に限る。）	乳製品製造業許可申請手数料	1 件につき 25,200 円	許可申請のとき
	乳製品製造業許可更新申請手数料	1 件につき 12,600 円	更新申請のとき
23 食品衛生法第 55 条第 1 項及び食品衛生法施行令第 35 条の規定に基づく清涼飲料水製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外の営業に限る。）	清涼飲料水製造業許可申請手数料	1 件につき 25,200 円	許可申請のとき
	清涼飲料水製造業許可更新申請手数料	1 件につき 12,600 円	更新申請のとき
24 食品衛生法第 55 条第 1 項及び食品衛生法施行令第 35 条の規定に基づく食肉製品製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外の営業に限る。）	食肉製品製造業許可申請手数料	1 件につき 25,200 円	許可申請のとき
	食肉製品製造業許可更新申請手数料	1 件につき 12,600 円	更新申請のとき
25 食品衛生法第 55 条第 1 項及び食品衛生法施行令第 35 条の規定に基づく水産製品製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外の営業に限る。）	水産製品製造業許可申請手数料	1 件につき 21,600 円	許可申請のとき
	水産製品製造業許可更新申請手数料	1 件につき 14,000 円	更新申請のとき
26 食品衛生法第 55 条第 1 項及び食品衛生法施行令第 35 条の規定に基づく冰雪製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外の営業に限る。）	冰雪製造業許可申請手数料	1 件につき 25,200 円	許可申請のとき
	冰雪製造業許可更新申請手数料	1 件につき 12,600 円	更新申請のとき
27 食品衛生法第 55 条第 1 項及び食品衛生法施行令第 35 条の規定に基づく液卵製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外の営業に限る。）	液卵製造業許可申請手数料	1 件につき 13,200 円	許可申請のとき
	液卵製造業許可更新申請手数料	1 件につき 7,800 円	更新申請のとき
28 食品衛生法第 55 条第 1 項及び食品衛生法施行令第 35 条の規定に基づく食用油脂製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外の営業に限る。）	食用油脂製造業許可申請手数料	1 件につき 25,200 円	許可申請のとき
	食用油脂製造業許可更新申請手数料	1 件につき 12,600 円	更新申請のとき
29 食品衛生法第 55 条第 1 項及び食品衛生法施行令第 35 条の規定に基づくみそ又はしょうゆ製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外の営業に限る。）	みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料	1 件につき 19,200 円	許可申請のとき
	みそ又はしょうゆ製造業許可更新申請手数料	1 件につき 9,600 円	更新申請のとき

30 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく酒類製造業の許可の申請に対する審査(卸売市場外の営業に限る。)	酒類製造業許可申請手数料	1件につき 19,200円	許可申請のとき
	酒類製造業許可更新申請手数料	1件につき 9,600円	更新申請のとき
31 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく豆腐製造業の許可の申請に対する審査(卸売市場外の営業に限る。)	豆腐製造業許可申請手数料	1件につき 16,800円	許可申請のとき
	豆腐製造業許可更新申請手数料	1件につき 8,400円	更新申請のとき
32 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく納豆製造業の許可の申請に対する審査(卸売市場外の営業に限る。)	納豆製造業許可申請手数料	1件につき 16,800円	許可申請のとき
	納豆製造業許可更新申請手数料	1件につき 8,400円	更新申請のとき
33 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく麺類製造業の許可の申請に対する審査(卸売市場外の営業に限る。)	麺類製造業許可申請手数料	1件につき 16,800円	許可申請のとき
	麺類製造業許可更新申請手数料	1件につき 8,400円	更新申請のとき
34 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づくそうざい製造業の許可の申請に対する審査(卸売市場外の営業に限る。)	そうざい製造業許可申請手数料	1件につき 25,200円	許可申請のとき
	そうざい製造業許可更新申請手数料	1件につき 12,600円	更新申請のとき
35 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく複合型そうざい製造業の許可の申請に対する審査(卸売市場外の営業に限る。)	複合型そうざい製造業許可申請手数料	1件につき 35,200円	許可申請のとき
	複合型そうざい製造業許可更新申請手数料	1件につき 23,300円	更新申請のとき
36 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査(卸売市場外の営業に限る。)	冷凍食品製造業許可申請手数料	1件につき 25,200円	許可申請のとき
	冷凍食品製造業許可更新申請手数料	1件につき 12,600円	更新申請のとき
37 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく複合型冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査(卸売市場外の営業に限る。)	複合型冷凍食品製造業許可申請手数料	1件につき 35,200円	許可申請のとき
	複合型冷凍食品製造業許可更新申請手数料	1件につき 23,300円	更新申請のとき
38 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく漬物製造業の許可の申請に対する審査(卸売市場外の営業に限る。)	漬物製造業許可申請手数料	1件につき 13,200円	許可申請のとき
	漬物製造業許可更新申請手数料	1件につき 7,800円	更新申請のとき
39 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく密封包装食品製造業の許可の申請に対する審査(卸売市場外の営業に限る。)	密封包装食品製造業許可申請手数料	1件につき 21,600円	許可申請のとき
	密封包装食品製造業許可更新申請手数料	1件につき 14,000円	更新申請のとき
40 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食品の小分け業	食品の小分け業許可申請手数料	1件につき 21,600円	許可申請のとき

の許可の申請に対する審査（卸売市場外の営業に限る。）	食品の小分け業許可更新申請手数料	1 件につき 14,000 円	更新申請のとき
4 1 食品衛生法第 5 5 条第 1 項及び食品衛生法施行令第 3 5 条の規定に基づく添加物製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外の営業に限る。）	添加物製造業許可申請手数料	1 件につき 25,200 円	許可申請のとき
	添加物製造業許可更新申請手数料	1 件につき 12,600 円	更新申請のとき

別表第 4 中 4 2 の項から 4 5 の項までを削り、4 6 の項を 4 2 の項とし、4 7 の項から 9 8 の項までを 4 項ずつ繰り上げる。

第 3 条 江東区事務手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第 4 の 6 8 の項中「第 1 2 条第 2 項」を「第 1 2 条第 4 項」に改め、同表 7 0 の項中「第 1 3 条第 3 項」を「第 1 3 条第 4 項」に改め、同表 7 2 の項中「第 1 4 条第 9 項」を「第 1 4 条第 1 5 項」に改め、同表 7 6 の項中「第 3 9 条第 4 項」を「第 3 9 条第 6 項」に改め、同表 7 7 の項中「第 1 条の 5」を「第 2 条の 3」に改め、同表 7 8 の項中「第 1 条の 6」を「第 2 条の 4」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例中、第 1 条の規定は令和 3 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は同年 6 月 1 日から、第 3 条の規定は同年 8 月 1 日から施行する。
- この条例中、第 2 条の規定の施行の際現に食品衛生法等の一部を改正する法律（平成 3 0 年法律第 4 6 号。以下「改正法」という。）による改正前の食品衛生法（昭和 2 2 年法律第 2 3 3 号）（以下「旧法」という。）第 5 2 条の許可を受けて次表に掲げる営業を行っている者が当該許可に係る旧法第 5 2 条第 3 項の有効期間の満了に当たって行う改正法による改正後の食品衛生法（以下「新法」という。）第 5 5 条第 1 項に基づく許可申請に対するこの条例による改正後の江東区事務手数料条例別表第 4 の規定については、同表中の手数料額を次表のように読み替える。

旧法における許可業種	新法における許可業種	本則中の手数料額	読み替える手数料額
飲食店営業（移動飲食店営業、臨時飲食店営業又は自動販売機によるものを除く。）	飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業によるものを除く。）	18,300 円	8,900 円

く。）	そうざい製造業	25,200 円	8,900 円
飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業に限る。）	飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業に限る。）	5,600 円	2,700 円
飲食店営業（自動販売機によるものに限る。）	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	7,200 円	5,100 円
喫茶店営業（自動販売機によるものを除く。）	飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業によるものを除く。）	18,300 円	5,700 円
喫茶店営業（自動販売機によるものに限る。）	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	7,200 円	5,100 円
菓子製造業（移動菓子製造業又は臨時菓子製造業を除く。）	飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業によるものを除く。）	18,300 円	8,400 円
	菓子製造業	16,800 円	8,400 円
	食品の小分け業	21,600 円	8,400 円
菓子製造業（移動菓子製造業又は臨時菓子製造業に限る。）	飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業に限る。）	5,600 円	2,700 円
あん類製造業	菓子製造業	16,800 円	8,400 円
	食品の小分け業	21,600 円	8,400 円

		600円	0円
アイスクリーム類製造業	飲食店営業(移動飲食店営業又は臨時飲食店営業によるものを除く。)	18,300円	8,400円
	アイスクリーム類製造業	16,800円	8,400円
乳処理業	乳処理業	25,200円	12,600円
特別牛乳搾取処理業	特別牛乳搾取処理業	25,200円	12,600円
乳製品製造業	乳製品製造業	25,200円	12,600円
	食品の小分け業	21,600円	12,600円
集乳業	集乳業	11,500円	5,700円
食肉処理業	食肉処理業	25,200円	12,600円
食肉販売業(自動販売機によるものを除く。)	食肉販売業	11,500円	5,700円
食肉製品製造業	食肉製品製造業	25,200円	12,600円
	食品の小分け業	21,600円	12,600円
魚介類販売業	飲食店営業	18,300円	5,700円

	飲食店営業	18,300円	5,700円
	魚介類販売業	11,500円	5,700円
魚介類競り売り営業	魚介類競り売り営業	25,200円	12,600円
魚肉練り製品製造業	水産製品製造業	21,600円	9,600円
	食品の小分け業	21,600円	9,600円
食品の冷凍又は冷蔵業	冷凍食品製造業	25,200円	12,600円
	食品の小分け業	21,600円	12,600円
食品の放射線照射業	食品の放射線照射業	25,200円	12,600円
清涼飲料水製造業	清涼飲料水製造業	25,200円	12,600円
乳酸菌飲料製造業	乳処理業	25,200円	8,400円
	乳製品製造業	25,200円	8,400円
	清涼飲料水製造業	25,200円	8,400円
氷雪製造業	氷雪製造業	25,200円	12,600円
食用油脂製造	食用油脂製造業	2	1

業		5, 200円	2, 600円
	食品の小分け業	21, 600円	12, 600円
マーガリン又はショートニング製造業	食用油脂製造業	25, 200円	12, 600円
	食品の小分け業	21, 600円	12, 600円
みそ製造業	みそ又はしょうゆ製造業	19, 200円	9, 600円
	食品の小分け業	21, 600円	9, 600円
しょうゆ製造業	みそ又はしょうゆ製造業	19, 200円	9, 600円
	食品の小分け業	21, 600円	9, 600円
ソース類製造業	密封包装食品製造業	21, 600円	9, 600円
酒類製造業	酒類製造業	19, 200円	9, 600円
豆腐製造業	豆腐製造業	16, 800円	8, 400円
	食品の小分け業	21, 600円	8, 400円
納豆製造業	納豆製造業	16, 800円	8, 400円
	食品の小分け業	28, 000円	8, 400円

		1, 600円	400円
麺類製造業	麺類製造業	16, 800円	8, 400円
	食品の小分け業	21, 600円	8, 400円
そうざい製造業	そうざい製造業	25, 200円	12, 600円
	食品の小分け業	21, 600円	12, 600円
缶詰又は瓶詰食品製造業	密封包装食品製造業	21, 600円	12, 600円
添加物製造業	添加物製造業	25, 200円	12, 600円

3 この条例中、第 2 条の規定の施行の際現に食品製造業等取締条例を廃止する条例（令和 2 年東京都条例第 71 号）による廃止前の食品製造業等取締条例（昭和 28 年東京都条例第 111 号。以下「旧条例」という。）第 7 条の許可を受けて次表に掲げる営業を行っている者が令和 6 年 5 月 31 日までに当該許可に係る営業を継続するために行う新法第 55 条第 1 項に基づく許可申請に対するこの条例による改正後の江東区事務手数料条例別表第 4 の規定については、同表中の手数料額を次表のように読み替える。

旧条例における許可業種	新法における許可業種	本則中の手数料額	読み替える手数料額
つけ物製造業	漬物製造業	13, 200円	7, 800円
	食品の小分け業	21, 600円	7, 800円
そう菜半製品等製造業	そうざい製造業	25, 200円	7, 800円
	食品の小分け業	21, 600円	7, 800円
調味料等製造業	密封包装食品製造業	21, 600円	7, 800円

魚介類加工業	水産製品製造業	21,600円	7,800円
	食品の小分け業	21,600円	7,800円
液卵製造業	液卵製造業	13,200円	7,800円

江東区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年3月15日

江東区長 山崎孝明

◎江東区条例第2号

江東区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

江東区職員の特殊勤務手当に関する条例（平成10年3月江東区条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の江東区職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和3年2月13日から適用する。

江東区営運動場条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年3月15日

江東区長 山崎孝明

◎江東区条例第3号

江東区営運動場条例の一部を改正する条例

江東区営運動場条例（昭和43年7月江東区条例第24号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「別表第4」の次に「及び別表第5」を加える。

別表第2に次のように加える。

潮見野球場・潮見庭球場駐車場	1月4日～1月31日	午前7時30分～午後4時30分
	2月1日～3月31日	午前7時30分～午後5時30分
	4月1日～4月14日	午前7時30分～午後6時30分

新砂運動場駐車場	4月15日～10月20日	午前7時30分～午後9時30分
	10月21日～10月31日	午前7時30分～午後5時30分
	11月1日～12月28日	午前7時30分～午後4時30分
	1月4日～1月31日	午前7時30分～午後4時30分
新砂運動場駐車場	2月1日～2月末日	午前7時30分～午後5時30分
	3月1日～11月30日	午前7時30分～午後9時30分
	12月1日～12月28日	午前7時30分～午後4時30分

別表第4の次に次の1表を加える。

別表第5（第9条関係）

施設	単位	利用料金
潮見野球場・潮見庭球場駐車場	1台20分	100円
新砂運動場駐車場		

備考

- 1 駐車場を利用できる自動車（二輪のものを除く。）は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条及び道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第2条に定める普通自動車、小型自動車、大型特殊自動車及び軽自動車とする。
- 2 駐車場の利用に際し、最初の30分間は無料とする。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

江東区立児童遊園条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年3月15日

江東区長 山崎孝明

◎江東区条例第4号

江東区立児童遊園条例の一部を改正する条例

江東区立児童遊園条例（昭和52年6月江東区条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表同北砂四丁目第二児童遊園の項の次に次のように加える。

同 北砂四丁目第	同 北砂四丁目3
----------	----------

三児童遊園 | 4 番 4 号

附 則

この条例は、令和 3 年 3 月 1 8 日から施行する。

江東区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 3 年 3 月 3 0 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第 5 号

江東区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

江東区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 1 0 年 1 2 月江東区条例第 5 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条の見出し中「さく」を「柵」に改める。

別表第 1 に次のように加える。

北 砂 三 ・ 三 四 ・ 五 丁目地 区地区 計画	北 砂 三 ・ 三 四 ・ 五 丁目地 区地区 整備計 画	都市計画法第 2 0 条第 1 項の 規定により告示された東京都 市計画地区計画北砂三・四・ 五丁目地区地区計画（令和 2 年 1 1 月江東区告示第 3 1 2 号）のうち、地区整備計画が 定められた区域
---	---	---

別表第 2 地区整備計画の名称の項中「さく」を「柵」に改め、同表に次のように加える。

北 砂 三・四・五 丁目地 区地区 整備計 画	住 宅 地 区	風俗営業等の規制 及び業務の適正化 等に関する法律第 2条第6項各号に 掲げる店舗型性風 俗特殊営業の用に 供する建築物					60平方メートル。た だし、次の各号のい ずれかに該当する 場合は、この限り でない。 1 巡查派出所、公 衆便所その他これら に類するもので、区 長が公益上必要であ ると認められた建 築物の敷地として 使用することとなる 土地 2 本地区計画の都 市計画決定の告示日 （次号において「告 示日」という。）に おいて、現に建築物 の敷地として使用 されている土地 3 告示日において、 現に存する所有権 その他の権利に基づ いて建築物の敷地 として使用すること となる土地 4 都市計画法第4条 第14項に規定する 公共施設（地区施設 を含む。）の整備に よって面積が減少 する土地 5 前号に規定する公 共施設の整備に伴 い代替地として譲 渡された土地				道路に面して設ける 垣又は柵の構造は、 生け垣又はフェン スとし、コンクリ ートブロック造、補 強コンクリートブ ロック造、石造、レ ンガ造その他これら に類する構造として はならない。ただし、 地盤面から高さ0. 6メートル以下の部 分、門柱及び門扉に あつては、この限り でない。
	商 店 街 地 区										
	住 商 複 合 地 区										
	幹 線 道 路 沿 道 地 区										
複 合 住 宅 地 区	次に掲げる用途の 建築物 1 風俗営業等の 規制及び業務の 適正化等に関する 法律第2条第6 項各号に掲げる 店舗型性風俗特 殊営業の用に 供するもの 2 マージャン 屋、ぱちんこ屋、 射的場、勝馬投 票券発売所及び 場外車券売場										

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

江東区介護保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年3月30日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第6号

江東区介護保険条例の一部を改正する条例
江東区介護保険条例（平成12年3月江東区条例第62号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項各号列記以外の部分中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令

和5年度まで」に改め、同項第1号中「3万2、400円」を「3万4、800円」に改め、同項第2号中「4万2、120円」を「4万5、240円」に改め、同項第3号中「4万5、360円」を「4万8、720円」に改め、同項第4号中「5万5、080円」を「5万9、160円」に改め、同項第5号中「6万4、800円」を「6万9、600円」に改め、同項第6号中「7万4、520円」を「8万400円」に改め、同号ア中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を、「得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」を加え、「この項において」を削り、同項第7号中「8万4、240円」

を「9万480円」に改め、同項第8号中「10万6,920円」を「11万4,840円」に改め、同項第9号中「11万3,400円」を「12万1,800円」に改め、同項第10号中「13万2,840円」を「14万2,680円」に改め、同項第11号中「13万6,080円」を「14万6,160円」に改め、同項第12号中「16万2,000円」を「17万4,000円」に改め、同項第13号中「18万1,440円」を「19万4,880円」に改め、同項第14号中「18万7,920円」を「20万1,840円」に改め、同項第15号中「19万4,400円」を「20万8,800円」に改め、同項第16号中「20万880円」を「21万5,760円」に改め、同条第2項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「1万9,440円」を「2万880円」に改め、同条第3項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「1万9,440円」を「2万880円」に、「2万5,920円」を「2万7,840円」に改め、同条第4項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「1万9,440円」を「2万880円」に、「4万2,120円」を「4万5,240円」に改める。

附則に次の1条を加える。

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

第10条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第6条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率

の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。(経過措置)

2 この条例による改正後の江東区介護保険条例第6条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

江東区指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年3月30日

江東区長 山崎孝明

◎江東区条例第7号

江東区指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

江東区指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成25年3月江東区条例第26号)の一部を次のように改正する。

第5条第5号中「(第8条に規定するものを除く。)」を削る。

第8条を削り、第9条を第8条とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

江東区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年3月30日

江東区長 山崎孝明

◎江東区条例第8号

江東区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

江東区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例(平成30年3月江東区条例第21号)の一部を次のように改正する。

目次中

「第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準(第33条)」
を
「第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準(第33条)
第5章 雑則(第34条)」
に改める。

第3条に次の2項を加える。

- 5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第7条第2項中「できること」の次に「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を加える。

第16条第9号中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加え、同条中第30号を第31号とし、第21号から第29号までを1号ずつ繰り下げ、第20号の次に次の1号を加える。

- (21) 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費(以下この号において「サービス費」という。)の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪

問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であつて、かつ、市町村からの求めがあつた場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

第21条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 虐待の防止のための措置に関する事項
第22条に次の1項を加える。

- 4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第22条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第22条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第24条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第24条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図るこ

と。

- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第 25 条に次の 1 項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第 30 条の次に次の 1 条を加える。

(虐待の防止)

- 第 30 条の 2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第 4 章の次に次の 1 章を加える。

第 5 章 雑則

(電磁的記録等)

- 第 34 条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第 10 条（第 33 条において準用する場合を含む。）及び第 16 条第 28 号（第 33 条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、

磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 16 条第 20 号の次に 1 号を加える改正規定は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。（虐待の防止に係る経過措置）
- 2 この条例の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、この条例による改正後の江東区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例（以下「新条例」という。）第 3 条第 5 項及び第 30 条の 2（新条例第 33 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新条例第 21 条（新条例第 33 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第 21 条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。（業務継続計画の策定等に係る経過措置）
- 3 この条例の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、新条例第 22 条の 2（新条例第 33 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第 22 条の 2 中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）
- 4 この条例の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、新条例第 24 条の 2（新条例第 33 条において準用する場合を含む。）の規定の適用

については、新条例第24条の2中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

江東区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年3月30日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第9号

江東区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

江東区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成26年12月江東区条例第48号)の一部を次のように改正する。

目次中

「第5章 基準該当介護予防支援に関する基準(第36条)」

を

「第5章 基準該当介護予防支援に関する基準(第36条)

第6章 雑則(第37条)」

に改める。

第3条に次の2項を加える。

- 5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第21条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第22条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の

必要な措置を講じなければならない。

第22条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第22条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第24条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第24条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施すること。

第25条に次の1項を加える。

2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第30条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第30条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号

に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第 3 4 条第 9 号中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。
第 5 章の次に次の 1 章を加える。

第 6 章 雑則

(電磁的記録等)

- 第 3 7 条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第 1 1 条（第 3 6 条において準用する場合を含む。）及び第 3 4 条第 2 6 号（第 3 6 条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。
- 2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識するこ

とができない方法をいう。）によることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。（虐待の防止に係る経過措置）
- 2 この条例の施行の日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの間、この条例による改正後の江東区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第 3 条第 5 項及び第 3 0 条の 2（新条例第 3 6 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新条例第 2 1 条（新条例第 3 6 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第 2 1 条中「次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。（業務継続計画の策定等に係る経過措置）
- 3 この条例の施行の日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの間、新条例第 2 2 条の 2（新条例第 3 6 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第 2 2 条の 2 中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）
- 4 この条例の施行の日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの間、新条例第 2 4 条の 2（新条例第 3 6 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第 2 4 条の 2 中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

江東区国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 3 年 3 月 3 0 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第 1 0 号

江東区国民健康保険条例の一部を改正する条例

江東区国民健康保険条例（昭和 3 4 年 1 1 月江

東区条例第17号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

第15条の4第1号中「100分の7.14」を「100分の7.13」に、「100分の58」を「100分の60」に改め、同条第2号中「3万9,900円」を「3万8,800円」に、「100分の42」を「100分の40」に改める。

第15条の12第1号中「100分の2.29」を「100分の2.41」に改め、同条第2号中「1万2,900円」を「1万3,200円」に改める。

第16条の4第1号中「100分の1.98」を「100分の2.37」に、「100分の55」を「100分の57」に改め、同条第2号中「1万5,600円」を「1万7,000円」に、「100分の45」を「100分の43」に改める。

第19条の2第1号中「第314条の2第2項に規定する金額」を「第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この号、次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)」に改め、同号ア中「2万7,930円」を「2万7,160円」に改め、同号イ中「9,030円」を「9,240円」に改め、同号ウ中「1万920円」を「1万1,900円」に改め、同条第2号中「第314条の2第2項に規定する金額」を「第314条の

2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額をいう。次号において同じ。))」に改め、同号ア中「1万9,950円」を「1万9,400円」に改め、同号イ中「6,450円」を「6,600円」に改め、同号ウ中「7,800円」を「8,500円」に改め、同条第3号中「第314条の2第2項に規定する」を「第314条の2第2項第1号に定める」に改め、同号ア中「7,980円」を「7,760円」に改め、同号イ中「2,580円」を「2,640円」に改め、同号ウ中「3,120円」を「3,400円」に改める。

付則第3条中「地方税法」との次に、「110万円」とあるのは「125万円」とを加える。

付則第8条第1項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」という。))を「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。以下同じ。)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行し、この条例による改正後の江東区国民健康保険条例(以下「新条例」という。)付則第8条第1項の規定は、令和3年2月13日から適用する。(経過措置)

2 新条例第15条、第15条の4、第15条の12、第16条の4、第19条の2及び付則第3条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

江東区特別区税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年3月31日

江東区長 山崎孝明

◎江東区条例第11号

江東区特別区税条例の一部を改正する条例
江東区特別区税条例(昭和39年12月江東区条例第48号)の一部を次のように改正する。

第 37 条の 5 第 1 号及び第 2 号中「同条第 4 項」の次に「又は第 5 項」を加える。

付則第 5 条の 3 中「同条第 4 項」の次に「又は第 5 項」を加え、「令和 3 年 3 月 31 日」を「令和 3 年 1 2 月 31 日」に改める。

付則第 5 条の 3 の 2 第 2 項中「同条第 2 項」の次に「又は第 3 項」を、「同条第 4 項」の次に「又は第 5 項」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の江東区特別区税条例の規定は、この条例の施行の日 (以下「施行日」という。) 以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

告 示

◎江東区告示第 59 号

介護保険法第 79 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第 85 条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 3 年 3 月 9 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 介護保険事業所番号
1 3 7 0 8 0 6 5 3 9
- 2 事業所の名称及び所在地
居宅介護支援事業所 R a k u e 江東
東京都江東区北砂五丁目 1 4 番 5 - 1 0 2 号
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
株式会社ネクセル
千葉県浦安市日の出三丁目 3 番 A - 4 0 5 号
代表取締役 柴田 昌行
- 4 指定年月日
令和 3 年 3 月 1 日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

◎江東区告示第 60 号

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 29 条の規定に基づき許可した下記の開発行為に関する工事は完了した。

令和 3 年 3 月 10 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

1 開発区域 又は工区に 含まれる地 域の名称	江東区有明二丁目 107 番 1、107 番 2、107 番 3、107 番 4、107 番 5、107 番 6、107 番 7、107 番 8、107 番 9、107 番 10、107 番 11、107 番 12、107 番 13、107 番 14、107 番 15、107 番 16、107 番 17、107 番 18、107 番 19のうち、第 6 工区部分 (全工区完了)
2 許可を受けた者の住所・氏名	新宿区西新宿二丁目 4 番 1 号 住友不動産株式会社 取締役社長 仁島 浩順

◎江東区告示第65号

令和3年3月15日、江東区議会の議決を経た、令和2年度補正予算を地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年3月15日

江東区長 山 崎 孝 明

記

- 1 令和2年度江東区一般会計補正予算(第8号)
- 2 令和2年度江東区国民健康保険会計補正予算(第3号)
- 3 令和2年度江東区介護保険会計補正予算(第2号)
- 4 令和2年度江東区後期高齢者医療会計補正予算(第2号)

令和 2 年度江東区一般会計補正予算 (第 8 号)

令和 2 年度江東区一般会計補正予算 (第 8 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 12,811,000 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 269,790,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

(特別区債の補正)

第 2 条 特別区債の変更は、「第 2 表特別区債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	特別区税	54,298,651	797,950	55,096,601
	1 特別区民税	50,283,417	1,037,844	51,321,261
	2 軽自動車税	190,083	9,145	199,228
	3 特別区たばこ税	3,760,036	△ 207,528	3,552,508
	4 人湯税	65,115	△ 41,511	23,604
5	配当割交付金	766,000	△ 94,000	672,000
	1 配当割交付金	766,000	△ 94,000	672,000
7	地方消費税交付金	12,804,000	△ 758,000	12,046,000
	1 地方消費税交付金	12,804,000	△ 758,000	12,046,000
9	環境性能割交付金	176,000	△ 65,000	111,000
	1 環境性能割交付金	176,000	△ 65,000	111,000
12	分担金及び負担金	3,607,865	△ 379,459	3,228,406
	1 負担金	3,607,865	△ 379,459	3,228,406
13	使用料及び手数料	2,729,369	△ 21,391	2,707,978
	1 使用料	1,898,931	17,478	1,916,409
	2 手数料	830,438	△ 38,869	791,569
14	国庫支出金	93,986,886	△ 2,193,667	91,793,219
	1 国庫負担金	34,866,577	△ 1,458,197	33,408,380
	2 国庫補助金	59,105,769	△ 735,470	58,370,299
15	都支出金	19,613,295	609,045	20,222,340
	1 都負担金	9,066,569	△ 168,993	8,897,576
	2 都補助金	8,597,647	877,872	9,475,519
	3 都委託金	1,949,079	△ 99,834	1,849,245

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
16	財 産 収 入	283,738	16,757	300,495
	1 財 産 運 用 収 入	283,486	12,566	296,052
	2 財 産 売 払 収 入	252	4,191	4,443
17	寄 付 金	1,370	361,797	363,167
	1 寄 付 金	1,370	361,797	363,167
18	繰 入 金	25,746,615	△11,154,691	14,591,924
	1 基 金 繰 入 金	25,746,615	△11,154,691	14,591,924
20	諸 収 入	2,600,957	3,659	2,604,616
	1 延滞金加算金及び過料	42,927	△ 9,654	33,273
	2 預 金 利 子	117	90	207
	4 受 託 事 業 収 入	421,920	△ 86,269	335,651
	6 雑 入	1,437,692	99,492	1,537,184
21	特 別 区 債	1,144,000	66,000	1,210,000
	1 特 別 区 債	1,144,000	66,000	1,210,000
	歳 入 合 計	282,601,000	△12,811,000	269,790,000

歳出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1	議会費	920,189	△ 24,945	895,244
	1 議会費	920,189	△ 24,945	895,244
2	総務費	83,609,124	△ 2,116,974	81,492,150
	1 総務管理費	73,936,885	△ 1,380,125	72,556,760
	2 徴税費	1,299,013	△ 146,077	1,152,936
	3 戸籍及び住民基本台帳費	1,709,641	△ 103,389	1,606,252
	4 選挙費	323,128	△ 58,784	264,344
	5 統計調査費	429,486	△ 47,708	381,778
	6 地域振興費	5,807,434	△ 354,953	5,452,481
	7 監査委員費	103,537	△ 25,938	77,599
3	民生費	105,334,013	△ 5,862,905	99,471,108
	1 社会福祉費	19,670,981	56,093	19,727,074
	2 高齢者福祉費	5,804,177	△ 489,615	5,314,562
	3 児童福祉費	58,454,696	△ 4,828,243	53,626,453
	4 生活保護費	21,404,159	△ 601,140	20,803,019
4	衛生費	16,774,016	△ 359,299	16,414,717
	1 衛生管理費	3,632,782	△ 158,039	3,474,743
	2 環境衛生費	539,087	△ 49,899	489,188
	3 公衆衛生費	5,317,670	28,635	5,346,305
	4 清掃費	7,284,477	△ 179,996	7,104,481
5	産業経済費	6,464,262	△ 2,004,746	4,459,516
	1 商工費	6,464,262	△ 2,004,746	4,459,516

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
6	土 木 費	14,270,642	△ 2,304,762	11,965,880
	1 土 木 管 理 費	1,315,392	△ 86,571	1,228,821
	2 道 路 橋 梁 費	4,948,993	△ 940,404	4,008,589
	3 河 川 費	942,434	△ 142,439	799,995
	4 公 園 費	3,291,605	△ 433,294	2,858,311
	5 都 市 整 備 費	3,772,218	△ 702,054	3,070,164
7	教 育 費	38,978,845	△ 767,306	38,211,539
	1 教 育 総 務 費	13,179,024	1,363,774	14,542,798
	2 小 学 校 費	13,706,197	△ 1,328,513	12,377,684
	3 中 学 校 費	8,592,537	△ 662,073	7,930,464
	5 幼 稚 園 費	1,748,152	△ 65,933	1,682,219
	6 社 会 教 育 費	1,716,326	△ 74,561	1,641,765
8	公 債 費	2,315,160	△ 13,834	2,301,326
	1 公 債 費	2,315,160	△ 13,834	2,301,326
9	諸 支 出 金	13,634,749	643,771	14,278,520
	2 特 別 会 計 繰 出 金	12,450,327	161,249	12,611,576
	3 諸 費	1,184,421	482,522	1,666,943
	歳 出 合 計	282,601,000	△12,811,000	269,790,000

第2表 特別区債補正

変更

起債目的	区分	起債限度額	起債の方法	利率	償還方法
児童向け複合施設整備事業	補正前	千円 633,000	証券発行又は普通貸借の方法により起債する。証券発行の場合において発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額を限度額とする。	8.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債のときから据置期間を含めて30年以内に元利均等その他の方法により償還する。ただし、区財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還することができる。
	補正後	430,000			
都市計画道路整備事業	補正前	12,000			
	補正後	6,000			
義務教育施設整備事業	補正前	499,000			
	補正後	774,000			

令和 2 年度江東区国民健康保険会計補正予算 (第 3 号)

令和 2 年度江東区国民健康保険会計補正予算 (第 3 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 1,639,000 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 48,288,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	国民健康保険料	11,132,742	△1,087,135	10,045,607
	1 国民健康保険料	11,132,742	△1,087,135	10,045,607
4	国庫支出金	1	337,989	337,990
	1 国庫補助金	1	337,989	337,990
5	都支出金	33,548,309	△1,690,849	31,857,460
	1 都補助金	33,548,308	△1,690,849	31,857,459
6	繰入金	4,200,486	694,113	4,894,599
	1 一般会計繰入金	4,200,486	694,113	4,894,599
8	諸収入	33,439	106,882	140,321
	2 預金利子	25	△ 4	21
	3 雑収入	33,410	106,886	140,296
	歳入合計	49,927,000	△1,639,000	48,288,000

歳出

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1	総 務 費	738,471	△ 67,393	671,078
	1 総 務 管 理 費	635,584	△ 47,361	588,223
	2 徴 収 費	102,887	△ 20,032	82,855
2	保 険 給 付 費	33,259,680	△1,641,469	31,618,211
	1 療 養 諸 費	28,814,429	△1,522,918	27,291,511
	2 高 額 療 養 費	4,098,881	△ 18,611	4,080,270
	4 出 産 育 児 諸 費	225,615	△ 69,720	155,895
	5 葬 祭 費	49,000	△ 3,220	45,780
	7 傷 病 手 当 金	30,000	△ 27,000	3,000
3	国民健康保険事業費納付金	14,810,909	△ 35,024	14,775,885
	1 医 療 給 付 費 分	10,415,445	△ 27,191	10,388,254
	2 後期高齢者支援金等分	3,141,050	△ 7,833	3,133,217
6	保 健 事 業 費	511,605	△ 75,969	435,636
	1 特定健康診査等事業費	461,146	△ 48,455	412,691
	2 保 健 事 業 費	50,459	△ 27,514	22,945
8	諸 支 出 金	406,318	180,855	587,173
	1 償 還 金 及 び 還 付 金	406,318	180,855	587,173
	歳 出 合 計	49,927,000	△1,639,000	48,288,000

令和2年度江東区介護保険会計補正予算（第2号）

令和2年度江東区介護保険会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,139,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35,944,000千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1	保 險 料	7,287,621	△ 45,124	7,242,497
	1 介 護 保 險 料	7,287,621	△ 45,124	7,242,497
3	国 庫 支 出 金	7,804,946	△ 205,579	7,599,367
	1 国 庫 負 担 金	6,060,491	△ 283,130	5,777,361
	2 国 庫 補 助 金	1,744,455	77,551	1,822,006
4	支 払 基 金 交 付 金	9,425,875	△ 434,899	8,990,976
	1 支 払 基 金 交 付 金	9,425,875	△ 434,899	8,990,976
5	都 支 出 金	5,216,366	△ 230,417	4,985,949
	1 都 負 担 金	4,917,318	△ 207,815	4,709,503
	2 都 補 助 金	299,046	△ 22,602	276,444
6	財 産 収 入	13	26	39
	1 財 産 運 用 収 入	13	26	39
7	繰 入 金	6,732,988	△ 223,003	6,509,985
	1 一 般 会 計 繰 入 金	5,631,593	△ 121,608	5,509,985
	2 基 金 繰 入 金	1,101,395	△ 101,395	1,000,000
9	諸 収 入	13,247	△ 4	13,243
	2 預 金 利 子	29	△ 4	25
	歳 入 合 計	37,083,000	△1,139,000	35,944,000

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総 務 費	728,982	△ 57,677	671,305
	1 総 務 管 理 費	365,812	△ 45,177	320,635
	2 徴 収 費	58,824	△ 4,500	54,324
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	297,661	△ 8,000	289,661
2	保 険 給 付 費	33,777,883	△1,510,600	32,267,283
	1 介 護 サービス等諸費	31,768,158	△1,397,600	30,370,558
	2 介 護 予 防 サービス等諸費	813,954	△ 78,200	735,754
	5 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	174,800	△ 34,800	140,000
4	地 域 支 援 事 業 費	1,951,621	△ 177,688	1,773,933
	1 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	1,110,323	△ 165,500	944,823
	2 一 般 介 護 予 防 事 業 費	19,799	△ 4,500	15,299
	3 包 括 的 支 援 等 事 業 費	818,846	△ 7,688	811,158
5	基 金 積 立 金	286,456	728,656	1,015,112
	1 基 金 積 立 金	286,456	728,656	1,015,112
6	諸 支 出 金	238,057	△ 121,691	116,366
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	238,057	△ 121,691	116,366
	歳 出 合 計	37,083,000	△1,139,000	35,944,000

令和 2 年度江東区後期高齢者医療会計補正予算 (第 2 号)

令和 2 年度江東区後期高齢者医療会計補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 85,000 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10,474,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		円	円	円
1	後期高齢者医療保険料	4,630,329	△ 95,119	4,535,210
	1 後期高齢者医療保険料	4,630,329	△ 95,119	4,535,210
3	広域連合支出金	3,115	6,978	10,093
	1 広域連合補助金	3,115	6,978	10,093
4	繰 入 金	5,487,519	△ 102,514	5,385,005
	1 一般会計繰入金	5,487,519	△ 102,514	5,385,005
6	諸 収 入	327,024	105,484	432,508
	2 償還金及び還付加算金	2,024	454	2,478
	4 受託事業収入	323,565	△ 19,880	303,685
	5 雑 人	1,425	124,910	126,335
7	国 庫 支 出 金	0	171	171
	1 国 庫 補 助 金	0	171	171
	歳入合計	10,559,000	△ 85,000	10,474,000

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		円	円	円
1	総 務 費	182,464	△ 32,473	149,991
	1 総務管理費	154,539	△ 32,473	122,066
3	広域連合納付金	9,735,842	△ 49,564	9,686,278
	1 広域連合分賦金	9,735,842	△ 49,564	9,686,278
5	諸 支 出 金	47,865	△ 2,963	44,902
	1 償還金及び還付加算金	47,865	△ 2,963	44,902
	歳出合計	10,559,000	△ 85,000	10,474,000

◎江東区告示第 6 8 号

江東区立児童遊園条例（昭和 5 2 年 6 月江東区条例第 1 4 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき、次の児童遊園を令和 3 年 3 月 1 8 日から設置する。

令和 3 年 3 月 1 6 日

江東区長 山 崎 孝 明

1 設置する児童遊園

名称	位置
江東区立北砂四丁目第三児童遊園	江東区北砂四丁目 3 番 4 号

2 供用開始日

令和 3 年 3 月 1 8 日

3 区域及び面積

別図のとおり

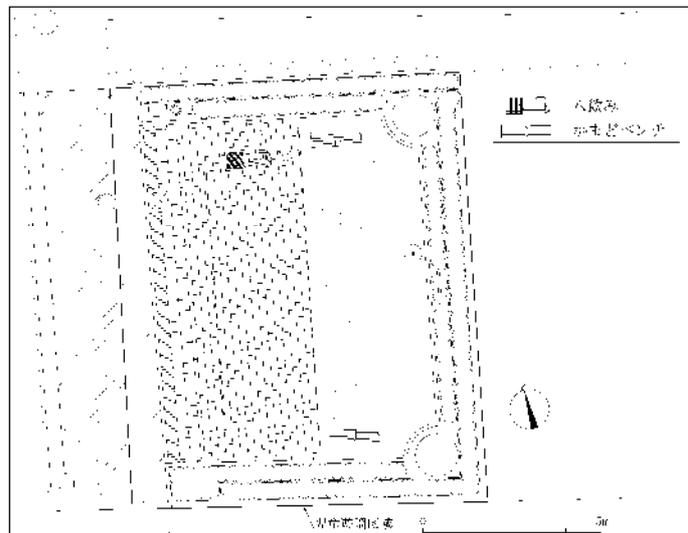
[別図]

名 称 : 北砂四丁目第三児童遊園
所在地 : 江東区北砂四丁目34番4号
面 積 : 119.02㎡

案内図



平面図



◎江東区告示第 6 9 号

令和元年 10 月 1 日江東区告示第 2 7 0 号 (特
定子ども・子育て支援施設等の確認について) の
一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 1 6 日

江東区長 山 崎 孝 明

別紙の表中「Garden Grown Sa
rai」を「サライ木場保育園」に改める。

◎江東区告示第 7 1 号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整
備に関する条例 (昭和 6 0 年 1 0 月江東区条例第
2 8 号) 第 1 5 条第 2 項及び第 2 3 条第 2 項の規
定により保管した自転車で利用者等の確認がで
きないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから 1 か月を経過しても
当該自転車を返還することができない場合は、同
条例第 1 5 条第 3 項及び第 2 3 条第 3 項の規定に
より、当該自転車を処分する。

令和 3 年 3 月 1 7 日

江東区長 山 崎 孝 明

[別紙省略]

◎江東区告示第 7 2 号

道路法 (昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号) 第 1 8 条
第 2 項の規定に基づき、下記の特別区道の供用を
開始する。

なお、その関係図面は、令和 3 年 3 月 1 8 日か
ら 2 週間、本区土木部において一般の縦覧に供す
る。

令和 3 年 3 月 1 8 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

整理 番号	路線名	供用開始の区間	備 考
1	江 4 9 6 号	江東区北砂七丁目 1 2 番 1 内から 江東区北砂七丁目 3 3 5 番 2 内まで	な し

江東区長 山 崎 孝 明
記

◎江東区告示第74号

都市計画事業の図書の縦覧について
令和3年関東地方整備局告示第137号に係る東京都市計画道路事業の事業計画の変更について、国土交通省関東地方整備局長から都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による図書の写しの送付があったので、同条第2項の規定により縦覧し、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第49条の規定により、縦覧場所を次のように公告する。

令和3年3月19日
江東区長 山 崎 孝 明
記

縦覧場所	江東区東陽四丁目11番28号 江東区役所都市整備部都市計画課
------	-----------------------------------

施設名	所在地	確認年月日	施設等の種類
梅田菜苗	江東区北砂四丁目	令和3年3月16日	認可外保育施設

◎江東区告示第86号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道の区域を下記のように変更する。

なお、その関係図面は、令和3年3月29日から2週間、本区土木部において一般の縦覧に供する。

令和3年3月29日
江東区長 山 崎 孝 明
記

整理番号	路線名	変更の区間	変更前の敷地の幅員
			変更後の敷地の幅員
1	江139号	江東区毛利二丁目18番8から江東区大島二丁目57番6先まで	次図表示のとおり
			次図表示のとおり

◎江東区告示第78号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく道路について、下記のとおり指定取消しをした。

なお、関係図面は、本区都市整備部建築課において縦覧に供する。

令和3年3月24日
江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 指定に係る道路の種類
法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日
令和3年3月24日
- 3 指定に係る道路の位置
江東区東砂六丁目56番1
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
取消し 延長35.30m 幅員 7.00m

◎江東区告示第84号

特定子ども・子育て支援施設等の確認について

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第58条の2の規定に基づき、特定子ども・子育て支援施設等に係る法第30条の11第1項の確認を行ったので、法第58条の11第1号の規定により下記のとおり告示する。

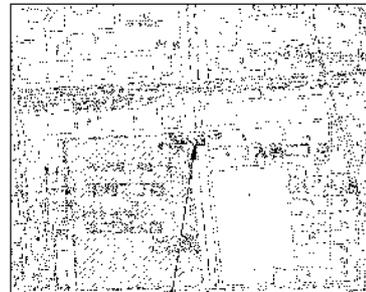
令和3年3月29日

特別区道江139号区域変更略図

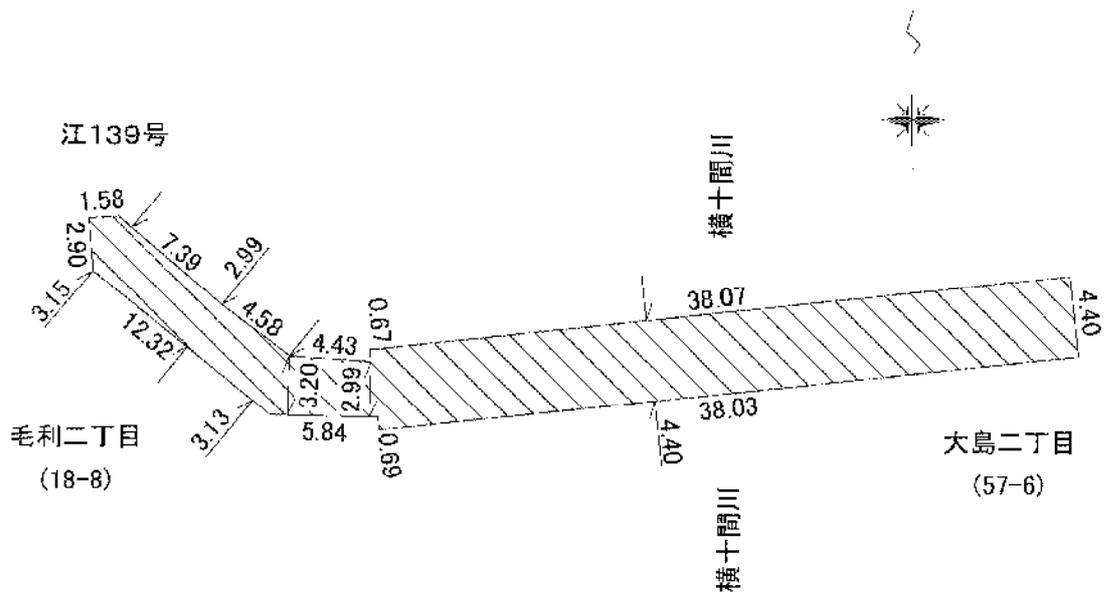
江東区毛利二丁目地内
江東区大島二丁目地内



面積 223.09平方メートル



区域変更箇所



※ 数字はメートル
※ ()内は地番

◎江東区告示第87号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、下記の特別区道の供用を開始する。

なお、その関係図面は、令和3年3月29日から2週間、本区土木部において一般の縦覧に供する。

令和3年3月29日

江東区長 山 崎 孝 明

記

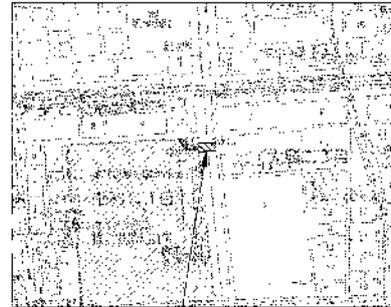
整理番号	路線名	供用開始の区間	備考
1	江139号	江東区毛利二丁目18番8から 江東区大島二丁目57番6先まで	なし

特別区道江139号区域変更略図

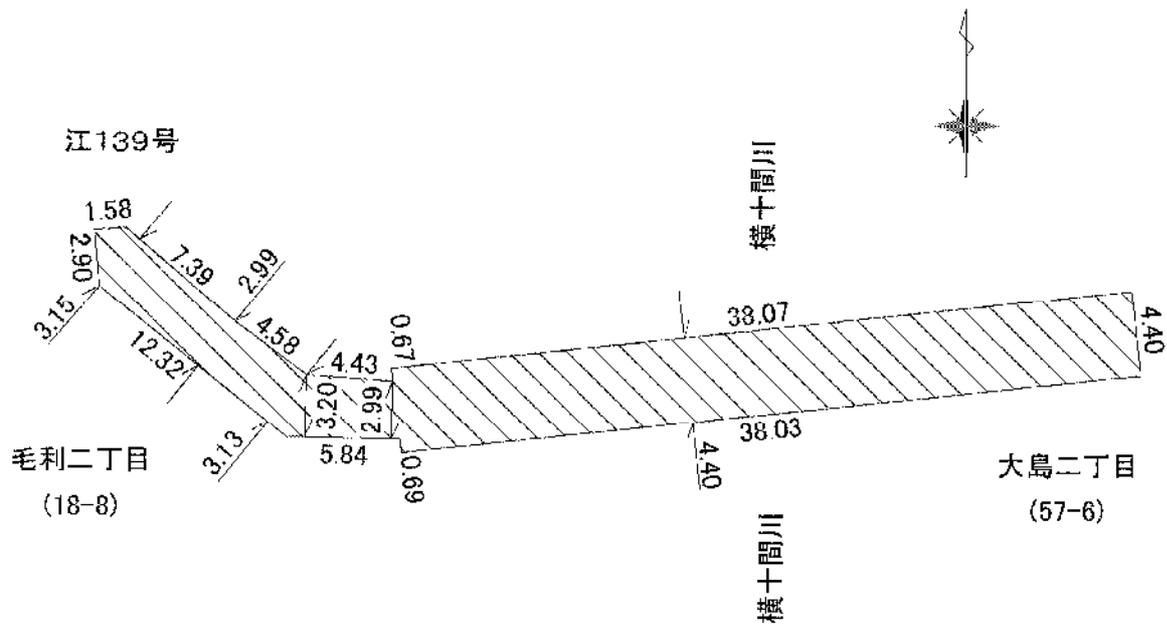
江東区毛利二丁目地内
江東区大島二丁目地内

 編入区域

面積 223.09平方メートル



区域変更箇所



※ 数字はメートル
※ ()内は地番

◎江東区告示第88号

予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項及び第5条の規定により、令和3年度定期予防接種について下記のとおり公告する。

令和3年3月29日

江東区長 山 崎 孝 明
記

1 対象疾病

- (1) ジフテリア
- (2) 百日せき
- (3) 急性灰白髄炎
- (4) 麻疹
- (5) 風しん
- (6) 日本脳炎
- (7) 破傷風
- (8) 結核
- (9) Hib感染症
- (10) 肺炎球菌感染症(小児がかかるものに限る。)
- (11) ヒトパピローマウイルス感染症
- (12) 水痘
- (13) B型肝炎
- (14) 肺炎球菌感染症(高齢者がかかるものに限る。)
- (15) ロタウイルス感染症

2 対象者の範囲

- (1) 江東区に居住する者で、予防接種法施行令第1条第3項に定める定期予防接種の対象者のうち予防接種を希望するもの
- (2) 他区(江東区を除く22区)に居住する者で第1号に該当するもの

3 実施の時期

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

4 場所

別紙に掲げる実施医療機関(江東区長の要請に応じて個別接種に協力する旨を承諾した医師に係る医療機関)

5 実施方法

公益社団法人江東区医師会に委託して個別接種を実施する。

6 接種不相当者及び接種要注意者

- (1) 接種を受けることが適当でない者(接種不相当者)
 - 一 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの

- 二 明らかな発熱を呈している者
- 三 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- 四 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- 五 麻疹及び風しんに係る予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかな者
- 六 結核に係る予防接種の対象者にあつては、結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者
- 七 B型肝炎に係る予防接種の対象者にあつては、HBs抗原陽性の者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であつて、抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのある者
- 八 ロタウイルス感染症に係る予防接種の対象者にあつては、腸重積症の既往歴のあることが明らかな者、先天性消化管障害を有する者(その治療が完了したものを除く。)及び重症複合免疫不全症の所見が認められる者
- 九 肺炎球菌感染症(高齢者がかかるものに限る。)に係る予防接種の対象者にあつては、当該疾病に係る法第5条第1項の規定による予防接種を受けたことのある者
- 十 第二号から第六号まで及び第八号に掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者
- (2) 接種の判断を行うに際し、注意を要する者(接種要注意者)
 - ア 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者
 - イ 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
 - ウ 過去にけいれんの既往のある者
 - エ 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
 - オ 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者
 - カ バイアルのゴム栓に乾燥天然ゴム(ラテックス)が含まれている製剤を使用する際の、ラテックス過敏症のある者
 - キ 結核の予防接種にあつては、過去に結核

患者との長期の接触がある者その他の結核
感染の疑いのある者
ク ロタウイルス感染症の予防接種にあつては、
活動性胃腸疾患や下痢等の胃腸障害のある者

別紙 定期予防接種医療機関(A類疾病)

番号	医師の氏名	予防接種を行う主たる場所	実施する 予防接種
1	古谷 雅秀	江東区清澄3丁目4番11号2階 ふるたに医院	B・ヒブ・小肺・4混・ロタ・水・ 麻風・日・2混・HPV2・HP V4
2	田中 円	江東区清澄3丁目6番9号 清澄内科	日・2混・HPV2・HPV4
3	又井 一雄	江東区常盤2丁目11番11号 キヨス医院	B・ヒブ・小肺・4混・水・麻風・ 日・2混
4	望月 俊男	江東区高橋13番2号1階 望月内科クリニック	B・ヒブ・小肺・ロタ・水・麻風・ 日・2混・HPV2・HPV4
5	大関 泰麿	江東区森下1丁目5番102階 篠宮クリニック	水・麻風・日・2混
6	篠塚 成順	江東区森下1丁目16番7号1階 森下駅前クリニック	B・ヒブ・小肺・4混・ロタ・水・ 麻風・日・2混・HPV2・HP V4
7	星本 相浩	江東区森下2丁目20番12-202号 あおばクリニック	水・麻風・日・2混・HPV2・ HPV4
8	渡邊 修一郎	江東区森下2丁目20番12号2階 渡辺こどもクリニック	BCG・B・ヒブ・小肺・4混・ ロタ・水・麻風・日・2混・HP V2・HPV4
9	野木村 一郎	江東区森下4丁目9番12号 野木村医院	B・ヒブ・小肺・4混・ロタ・水・ 麻風・日・2混・HPV2・HP V4
10	劉 瑞芹	江東区平野2丁目11号5号2階 平和記念医院	B・ヒブ・小肺・4混・ロタ・水・ 麻風・日・2混・HPV4
11	土屋 雅彰	江東区平野3丁目2番13号1階 ウェルネス木場公園クリニック	ヒブ・小肺・4混・ロタ・水・麻 風・日・2混・HPV2・HPV 4
12	名越 廉	江東区三好3丁目1番3号 清澄白河こどもクリニック	BCG・B・ヒブ・小肺・4混・ ロタ・水・麻風・日・2混・HP V4
13	鈴木 正徳	江東区三好3丁目8番4号 東龍堂 鈴木医院	B・4混・水・麻風・日・2混・ HPV4
14	松村 雅幸	江東区白河3丁目4番3-205号 清澄白河ファミリークリニック	B・ヒブ・小肺・4混・ロタ・水・ 麻風・日・2混・HPV2・HP V4
15	廣田 有俊	江東区深川1丁目5番3号 ひろた医院	日・2混
16	日比野 正憲	江東区深川2丁目14番11号 深川安江クリニック	水・麻風・HPV2・HPV4
17	城田 夙男	江東区門前仲町1丁目6番9号 城田小児科医院	BCG・B・ヒブ・小肺・4混・ ロタ・水・麻風・日・2混・HP V2・HPV4
18	松本 順子	江東区門前仲町1丁目13番13号 より子マタニティ&レディース門前仲町	日・HPV2・HPV4
19	野崎 英樹	江東区門前仲町2丁目11番8号 野崎クリニック	日
20	塩入 公保	江東区富岡1丁目22番28号 金櫻堂医院	B・ヒブ・小肺・4混・ロタ・水・ 麻風・日・2混・HPV2・HP V4

21	岡野 周子	江東区古石場 2 丁目 1 4 番 1 - 2 0 2 号 おかの小児科	BCG・B・ヒブ・小肺・4 混・ ロタ・水・麻風・日・2 混・HP V 2・HPV 4
22	吉田 眞弓	江東区古石場 2 丁目 1 4 番 1 - 2 0 4 号 吉田まゆみ内科	日・2 混・HPV 2・HPV 4
23	宮坂 隆	江東区塩浜 1 丁目 4 番 3 号 みやさか内科医院	2 混
24	鈴木 宏彰	江東区塩浜 2 丁目 7 番 3 号 鈴木病院	水・麻風・日・2 混
25	佐々木 隼人	江東区豊洲 2 丁目 2 番 1 号 4 階 タムスファミリークリニック豊洲	BCG・B・ヒブ・小肺・4 混・ ロタ・水・麻風・日・2 混・HP V 4
26	寺沢 公仁子	江東区豊洲 2 丁目 5 番 3 号 1 階 豊洲寺沢クリニック	麻風・日・2 混・HPV 4
27	塚田 佳子	江東区豊洲 2 丁目 5 番 3 号 1 階 けいこ豊洲こどもクリニック	BCG・B・ヒブ・小肺・4 混・ ロタ・水・麻風・日・2 混・HP V 2・HPV 4
28	神津 隆弘	江東区豊洲 3 丁目 2 番 3 号 1 階 神津クリニック	日
29	西山 寿子	江東区豊洲 3 丁目 2 番 2 0 号 2 階 大手町さくらクリニック in 豊洲	日
30	金澤 信彦	江東区豊洲 4 丁目 2 番 2 号 2 階 とよす内科クリニック	日・2 混・HPV 2・HPV 4
31	稲田 香里	江東区豊洲 4 丁目 7 番 1 号 豊洲医院	日・HPV 2・HPV 4
32	竹内 敏雄	江東区豊洲 4 丁目 9 番 1 3 号 たけうちこどもクリニック	BCG・B・ヒブ・小肺・4 混・ ロタ・水・麻風・日・2 混・HP V 2・HPV 4
33	土屋 裕	江東区豊洲 4 丁目 1 0 番 1 8 号 1 階 豊洲はるそらファミリークリニック	ヒブ・小肺・4 混・麻風・日・2 混
34	笠間 毅	江東区豊洲 5 丁目 1 番 3 8 号 昭和大学江東豊洲病院	B・ヒブ・小肺・4 混・ロタ・水・ 麻風・日・2 混
35	澤井 まゆみ	江東区豊洲 5 丁目 2 番 1 0 号 3 階 澤井クリニック	日・2 混
36	村上 典子	江東区豊洲 5 丁目 5 番 2 5 号 1 階 有明こどもクリニック豊洲院	BCG・B・ヒブ・小肺・4 混・ ロタ・水・麻風・日・2 混・HP V 2・HPV 4
37	染谷 朋之介	江東区豊洲 5 丁目 6 番 2 9 号 豊洲小児科醫院	BCG・B・ヒブ・小肺・4 混・ ロタ・水・麻風・日・2 混・HP V 2・HPV 4
38	共田 光裕	江東区豊洲 5 丁目 6 番 2 9 号 1 階 豊洲ベイサイド内科外科	日
39	伊従 秀章	江東区東雲 1 丁目 9 番 1 0 号 2 階 いよりこどもクリニック	BCG・B・ヒブ・小肺・4 混・ ロタ・水・麻風・日・2 混・HP V 4
40	野末 富男	江東区東雲 1 丁目 9 番 1 1 - 1 0 2 号 のずえ小児科	BCG・B・ヒブ・小肺・4 混・ ロタ・水・麻風・日・2 混・HP V 4
41	柏木 明	江東区東雲 1 丁目 9 番 2 1 号 6 街区 1 階 かしわぎクリニック	HPV 2・HPV 4
42	高砂 憲一	江東区東雲 1 丁目 9 番 2 2 号 たかすな内科胃腸内科クリニック	2 混

43	矢後 尚文	江東区東雲2丁目1番21号 池下レディースクリニック東雲	B・ヒブ・小肺・4混・ロタ・水・ 麻風・日・HPV2・HPV4
44	鳴海 章人	江東区辰巳1丁目9番49-102号 辰巳中央診療所	B・ヒブ・小肺・4混・ロタ・水・ 麻風・日・2混・HPV2・HPV4
45	小尾 直美	江東区潮見2丁目1番10号 オビ内科クリニック	B・ヒブ・小肺・4混・ロタ・水・ 麻風・日・2混・HPV2・HPV4
46	小暮 裕之	江東区有明2丁目1番7号1階 有明みんなクリニック 有明ガーデン院	BCG・B・ヒブ・小肺・4混・ ロタ・水・麻風・日・2混・HPV2・HPV4
47	吉川 裕之	江東区有明2丁目1番8号4階 ベビースマイルレディースクリニック有明	B・ヒブ・小肺・4混・ロタ・水・ 麻風・日・2混・HPV4
48	最上 聡	江東区有明3丁目6番11号3階 東京ファッションタウンビルクリニック	水・麻風・日・2混
49	熊谷 和浩	江東区青海2丁目3番23号1階 フジテレビ湾岸スタジオビル診療所	HPV4
50	青木 久恭	江東区千石2丁目8番10号 青木医院	4混・水・麻風・日・2混・HPV2・HPV4
51	林 栄一	江東区千石2丁目10番6号 千石はやし内科クリニック	日・2混・HPV2・HPV4
52	竹内 透	江東区扇橋2丁目1番3号2階 竹内小児科医院	BCG・B・ヒブ・小肺・4混・ ロタ・水・麻風・日・2混・HPV4
53	小林 健嗣	江東区扇橋2丁目17番5号 小林内科クリニック	4混・麻風・日・2混
54	軽部 裕也	江東区扇橋3丁目5番7号1階 城東クリニック	B・ヒブ・小肺・4混・ロタ・水・ 麻風・日・2混・HPV2・HPV4
55	渡邊 弘恵	江東区猿江1丁目18番18号 さるえこどもクリニック	BCG・B・ヒブ・小肺・4混・ ロタ・水・麻風・日・2混・HPV2・HPV4
56	石田 理華子	江東区住吉1丁目19番1-204号 ツインタワーすみとしくりニック	麻風・日・2混・HPV4
57	吉田 肇	江東区住吉2丁目5番17号1階 よしだ内科クリニック	日・2混
58	尻高 史啓	江東区住吉2丁目7番6号 すみよし婦人科クリニック	HPV4
59	本田 肇	江東区住吉2丁目11番1号 本田医院	水・麻風・日・2混・HPV2・ HPV4
60	池下 育子	江東区木場5丁目3番7号1階 東峯ラウンジクリニック	HPV2・HPV4
61	松峯 寿美	江東区木場5丁目3番10号 東峯婦人クリニック	HPV2・HPV4
62	佐藤 香織	江東区木場6丁目11番3号 東峯産科クリニック	B・ヒブ・小肺・4混・ロタ・水・ 麻風・日・2混
63	岡本 克郎	江東区東陽2丁目4番26号 クリニック東陽町	B・ヒブ・小肺・4混・ロタ・水・ 麻風・日・2混・HPV2・HPV4
64	光畑 裕正	江東区東陽2丁目4番26号 3階 みつはたペインクリニック	HPV2・HPV4

65	佐藤 保子	江東区東陽 2 丁目 4 番 2 9 号 こどもクリニックさとう	BCG・B・ヒブ・小肺・4 混・ ロタ・水・麻風・日・2 混
66	服部 浩	江東区東陽 3 丁目 5 番 5 号 服部医院	BCG・B・ヒブ・小肺・4 混・ ロタ・水・麻風・日・2 混・HP V 4
67	長井 誠	江東区東陽 3 丁目 5 番 5 号 4 階 木場小児科	BCG・B・ヒブ・小肺・4 混・ ロタ・水・麻風・日・2 混・HP V 2・HPV 4
68	永田 拓也	江東区東陽 3 丁目 1 8 番 4 号 永田医院	B・ヒブ・小肺・4 混・ロタ・水・ 麻風・日・2 混・HPV 2・HP V 4
69	中田 健一	江東区東陽 3 丁目 2 7 番 1 7 3 階 東陽町駅前クリニック	BCG・B・ヒブ・小肺・4 混・ ロタ・水・麻風・日・2 混・HP V 2・HPV 4
70	萬里小路 直樹	江東区東陽 3 丁目 2 7 番 3 2 号 2 階 までのこうじクリニック	BCG・B・ヒブ・小肺・4 混・ ロタ・水・麻風・日・2 混・HP V 2・HPV 4
71	杉本 宗彦	江東区東陽 3 丁目 2 7 番 3 2 号 6 階 杉本整形外科クリニック	HPV 4
72	本郷 真紀子	江東区東陽 4 丁目 5 番 1 5 号 3 階 さくらハートクリニック	日・2 混・HPV 2・HPV 4
73	張簡 珮怡	江東区東陽 4 丁目 8 番 2 1 号 3 階 東陽すずらんレディースクリニック	HPV 4
74	岡 史篤	江東区東陽 6 丁目 3 番 2-202A 東京イースト 2 1 クリニック	B・小肺・4 混・水・麻風・日・ 2 混・HPV 2・HPV 4
75	荒木 正	江東区亀戸 2 丁目 2 6 番 8 号 1 階 亀戸内科クリニック	B・ヒブ・小肺・4 混・ロタ・水・ 麻風・日・2 混
76	杉本 佳乃	江東区亀戸 2 丁目 4 2 番 5 号 2 階 亀戸キッズクリニック	BCG・B・ヒブ・小肺・4 混・ ロタ・水・麻風・日・2 混・HP V 4
77	野間 健司	江東区亀戸 2 丁目 4 2 番 7 号 吉村内科	HPV 2・HPV 4
78	蕨 謙吾	江東区亀戸 3 丁目 2 番 1 3 号 わらび内科ペインクリニック	日・2 混
79	寺田 武史	江東区亀戸 3 丁目 1 4 番 4 号 アクアメディカルクリニック	B・ヒブ・小肺・4 混・水・麻風・ 日・2 混
80	黒田 徹	江東区亀戸 3 丁目 4 6 番 2 号 天神通りクリニック	B・ヒブ・小肺・4 混・ロタ・水・ 麻風・日・2 混・HPV 2・HP V 4
81	河野 茂雄	江東区亀戸 4 丁目 1 7 番 8 号 河野外科	B・ヒブ・小肺・水・麻風・日・ 2 混
82	丸本 百合子	江東区亀戸 4 丁目 1 8 番 4 号 5 階 百合レディースクリニック	HPV 4
83	兼松 徹	江東区亀戸 5 丁目 1 番 6-101 号 亀戸駅前クリニック	麻風・日・2 混
84	吉田 松実	江東区亀戸 5 丁目 3 番 2 号 2 階 亀戸耳鼻咽喉科・アレルギー科	4 混・水・麻風・日・2 混
85	川嶋 一成	江東区亀戸 6 丁目 1 番 6 号 五の橋産婦人科	HPV 2・HPV 4
86	大塚 正弘	江東区亀戸 6 丁目 1 4 番 3 号 五の橋こどもクリニック	BCG・B・ヒブ・小肺・4 混・ ロタ・水・麻風・日・2 混・HP V 2・HPV 4
87	川嶋 正成	江東区亀戸 6 丁目 2 6 番 5 号 8 階	HPV 2・HPV 4

		五の橋レディースクリニック	
88	金光 裕幸	江東区亀戸6丁目57番20号2階 亀戸水神森クリニック	BCG・B・ヒブ・小肺・4混・ ロタ・水・麻風・日・2混
89	毛利 一平	江東区亀戸7丁目10番1号 ひらの亀戸ひまわり診療所	B・ヒブ・小肺・4混・ロタ・水・ 麻風・日・2混
90	豊島 孝道	江東区亀戸8丁目8番8号 豊島医院	B・ヒブ・小肺・4混・ロタ・水・ 麻風・日・2混・HPV2・HP V4
91	竹川 広三	江東区亀戸9丁目34番1-136号 わかたけクリニック	麻風・日・2混・HPV4
92	峯 雅文	江東区大島1丁目1番5号2階 みね内科・消化器科	日・2混
93	山本 あつ子	江東区大島1丁目2番2-102号 エリゼこどもクリニック	BCG・B・ヒブ・小肺・4混・ ロタ・水・麻風・日・2混・HP V2・HPV4
94	舘野 香織	江東区大島1丁目29番4-101号 スマイルクリニック西大島	BCG・B・ヒブ・小肺・4混・ ロタ・水・麻風・日・2混
95	小野 卓哉	江東区大島1丁目33番15号 小野内科診療所	水・麻風・日
96	林 国樹	江東区大島3丁目14番14号 林内科クリニック	ヒブ・4混・水・麻風・日・2混
97	小林 功	江東区大島4丁目1番6-105号 小林クリニック	水・麻風・日・2混・HPV2・ HPV4
98	藤川 貴浩	江東区大島4丁目6番21-101号 藤川内科・呼吸器内科クリニック	日
99	郭 紫峰	江東区大島4丁目8番14号 大島医院	B・ヒブ・小肺・4混・水・麻風・ 日・2混
100	廣田 香織	江東区大島4丁目12番6号 1階 かおり皮ふ科クリニック	B・ヒブ・小肺・4混・水・麻風・ 日・2混・HPV2・HPV4
101	松本 佐保姫	江東区大島5丁目7番5号4階 まつもとメディカルクリニック	HPV4
102	稲見 晃一	江東区大島5丁目8番1号 稲見内科医院	B・ヒブ・小肺・4混・ロタ・水・ 麻風・日・2混・HPV2・HP V4
103	近藤 健司	江東区大島5丁目10番10号1階 大島駅前クリニック	B・水・麻風・日・2混・HPV 2・HPV4
104	寺田 修久	江東区大島5丁目10番10-406号 大島耳鼻咽喉科・アレルギー科	B・ヒブ・小肺・4混・水
105	北川 浩史	江東区大島5丁目36番7号2階 びやじま内科医院・大島駅前	B・ヒブ・小肺・4混・水・麻風・ 日・2混・HPV2・HPV4
106	永岡 康志	江東区大島5丁目51番10-101号 永岡クリニック	麻風・日・2混・HPV2・HP V4
107	齋藤 勇	江東区大島6丁目1番4-102号 こどもみらい大島クリニック	BCG・B・ヒブ・小肺・4混・ ロタ・水・麻風・日・2混・HP V2・HPV4
108	幕内 雅敏	江東区大島6丁目8番5号 江東病院	B・ヒブ・小肺・4混・水・麻風・ 2混・HPV2・HPV4
109	官方 了	江東区大島6丁目9番11号 官方クリニック	2混
110	梅田 祥克	江東区大島7丁目1番18号1階 ビーハッピークリニック	ヒブ・小肺・4混・水・麻風・日・ 2混・HPV4

111	吉田 美加	江東区大島 7 丁目 7 番 1 号 中の橋クリニック	水・麻風
112	星 茂憲	江東区大島 7 丁目 3 6 番 4 号 星医院	麻風・日・2 混
113	諸富 夏子	江東区大島 7 丁目 3 8 番 1 5 号 あかねクリニック	ヒブ・小肺・4 混・水・麻風・日・ 2 混・HPV 2・HPV 4
114	佐竹 健至	江東区大島 7 丁目 3 8 番 3 0 号 2 階 佐竹クリニック	ヒブ・小肺・4 混・水・麻風・日・ 2 混
115	成高 信一	江東区大島 8 丁目 5 番 2 号 大島小児科医院	BCG・B・ヒブ・小肺・4 混・ ロタ・水・麻風・日・2 混・HP V 2・HPV 4
116	山中 弘明	江東区大島 9 丁目 3 番 1 6 号 よし耳鼻咽喉科	水・麻風・日・2 混
117	笠井 秀明	江東区大島 9 丁目 5 番 1-103 号 笠井小児クリニック	BCG・B・ヒブ・小肺・4 混・ ロタ・水・麻風・日・2 混・HP V 2・HPV 4
118	鄭 東姫	江東区大島 9 丁目 5 番 1-104 号 コアシティ東大島クリニック	日・2 混
119	佐久間 佳規	江東区北砂 1 丁目 5 番 2 0 号 岩井橋クリニック	麻風・日・2 混・HPV 2・HP V 4
120	猪口 雄二	江東区北砂 2 丁目 1 番 2 2 号 寿康会病院	BCG・B・ヒブ・小肺・4 混・ ロタ・水・麻風・日・2 混・HP V 2・HPV 4
121	荒木 重人	江東区北砂 2 丁目 1 4 番 1 7 号 荒木医院	B・ヒブ・小肺・4 混・ロタ・水・ 麻風・日・2 混
122	八十島 唯義	江東区北砂 2 丁目 1 7 番 1 号 3 階 アリオ北砂内科	B・ヒブ・小肺・4 混・ロタ・水・ 麻風・日・2 混・HPV 4
123	柳澤 明子	江東区北砂 5 丁目 1 4 番 3 号 柳沢ファミリークリニック	B・ヒブ・小肺・4 混・ロタ・水・ 麻風・日・2 混・HPV 4
124	松元 明子	江東区北砂 5 丁目 1 6 番 1 号 北原診療所	B・ヒブ・小肺・4 混・ロタ・水・ 麻風・日・2 混・HPV 2・HP V 4
125	舘 桂一郎	江東区北砂 5 丁目 2 0 番 8 号 たち内科小児科クリニック	BCG・B・ヒブ・小肺・4 混・ ロタ・水・麻風・日・2 混・HP V 2・HPV 4
126	白石 京子	江東区北砂 6 丁目 1 番 4 号 おおぞら太陽クリニック	B・ヒブ・小肺・4 混・ロタ・水・ 麻風・日・2 混
127	正木 忠明	江東区北砂 7 丁目 1 番 2 5 号 正木医院	BCG・B・ヒブ・小肺・4 混・ ロタ・水・麻風・日・2 混・HP V 2・HPV 4
128	神原 礼文	江東区北砂 7 丁目 3 番 1 7 号 神原医院	B・ヒブ・小肺・4 混・ロタ・水・ 麻風・日・2 混・HPV 2・HP V 4
129	井上 仁	江東区東砂 2 丁目 5 番 7 号 2 階 恵仁クリニック	B・ヒブ・小肺・4 混・ロタ・水・ 麻風・日・2 混・HPV 2・HP V 4
130	赤羽根 巖	江東区東砂 2 丁目 1 1 番 2 7 号 赤羽根医院	B・ヒブ・小肺・4 混・ロタ・水・ 麻風・日・2 混・HPV 2・HP V 4
131	鎌上 雅夫	江東区東砂 4 丁目 9 番 2 号 鎌上医院	B・ヒブ・小肺・4 混・水・麻風・ 日・2 混・HPV 2・HPV 4
132	宮武 俊秀	江東区東砂 4 丁目 2 3 番 6 号 みやたけクリニック	B・ヒブ・小肺・4 混・ロタ・水・ 麻風・日・2 混・HPV 2・HP

			V4
133	木股 仲恒	江東区東砂5丁目3番4号 葛西橋診療所	麻風・日・2混
134	永岡 喜久夫	江東区東砂6丁目7番5号 永岡医院	麻風・日・2混
135	渡部 英一	江東区東砂7丁目19番13-102号 わたなべ内科胃腸科	麻風・日・2混
136	坂口 直哉	江東区東砂7丁目19番13号2階 なおやこどもクリニック	BCG・B・ヒブ・小肺・4混・ ロタ・水・麻風・日・2混・HP V2・HPV4
137	丸山 隆児	江東区東砂7丁目19番13号3階 まるやま皮膚科クリニック	HPV2・HPV4
138	金子 晴生	江東区東砂8丁目19番13号 金子クリニック	水・麻風・日
139	鈴木 良一	江東区南砂1丁目9番9号 鈴木医院	B・ヒブ・小肺・4混・ロタ・水・ 麻風・日・2混・HPV2・HP V4
140	奥村 晴彦	江東区南砂2丁目6番3号2階 おくむら医院	日・2混・HPV2・HPV4
141	岡本 静香	江東区南砂2丁目32番5号2階 おかもとこどもクリニック	BCG・B・ヒブ・小肺・4混・ ロタ・水・麻風・日・2混・HP V2・HPV4
142	三宅 弘恭	江東区南砂2丁目32番5号2階 東陽町南砂みやけ内科	4混・麻風・日・2混・HPV2・ HPV4
143	杉浦 聡	江東区南砂4丁目2番13号 砂町産婦人科	HPV4
144	山之内 哲雄	江東区南砂6丁目1番9号 山之内医院	B・ヒブ・小肺・4混・ロタ・水・ 麻風・日・2混・HPV2・HP V4
145	海老根 伊佐子	江東区南砂7丁目1番25号 柳瀬クリニック	B・小肺・ロタ・水・麻風・日・ 2混・HPV4
146	新保 悟朗	江東区南砂7丁目4番4号 中澤医院	B・ヒブ・小肺・4混・水・麻風・ 日・2混
147	高橋 和彦	江東区南砂7丁目13番5号 寿康会診療所	B・ヒブ・小肺・4混・ロタ・水・ 麻風・日・2混・HPV4
148	大澤 俊也	江東区新砂3丁目3番53号2階 南砂町駅前おおさわクリニック	日
149	西澤 寛人	江東区新砂3丁目4番31号4階 南砂町おだやかクリニック	B・ヒブ・小肺・4混・ロタ・水・ 麻風・日・2混
150	加我 牧子	江東区新砂3丁目3番25号 東京都立東部療育センター	B・ヒブ・小肺・4混・ロタ・水・ 麻風・日・2混・HPV2・HP V4

(注) BはB型肝炎、小肺は小児用肺炎球菌、4混は4種混合、ロタはロタウイルス感染症、水は水痘、麻風は麻しん・風しん混合、日は日本脳炎、2混は2種混合、HPV2はヒトパピロマーウイルス感染症2価、HPV4はヒトパピロマーウイルス感染症4価の略

別紙 定期予防接種医療機関 (高齢者用肺炎球菌)

番号	医師の氏名	予防接種を行う主たる場所
1	古谷 雅秀	江東区清澄 3 丁目 4 番 1 1 号 2 階 ふるたに医院
2	田中 円	江東区清澄 3 丁目 6 番 9 号 清澄内科
3	刀禰 智之	江東区清澄 3 丁目 1 0 番 1 6 - 1 0 2 号 清澄ケアクリニック
4	又井 一雄	江東区常盤 2 丁目 1 1 番 1 1 号 キヨス医院
5	望月 俊男	江東区高橋 1 3 番 2 号 1 階 望月内科クリニック
6	大関 泰磨	江東区森下 1 丁目 5 番 1 2 号 2 階 篠宮クリニック
7	篠塚 成順	江東区森下 1 丁目 1 6 番 7 号 1 階 森下駅前クリニック
8	星本 相浩	江東区森下 2 丁目 2 0 番 1 2 - 2 0 2 号 あおばクリニック
9	渡邊 修一郎	江東区森下 2 丁目 2 0 番 1 2 号 2 階 渡辺こどもクリニック
10	村田 忠行	江東区森下 2 丁目 2 8 番 3 号 1 階 もりした耳鼻咽喉科
11	野木村 一郎	江東区森下 4 丁目 9 番 1 2 号 野木村医院
12	中澤 真人	江東区森下 4 丁目 1 1 番 5 号 2 階 中沢内科
13	劉 瑞芹	江東区平野 2 丁目 1 1 番 5 号 2 階 平和記念医院
14	土屋 雅彰	江東区平野 3 丁目 2 番 1 3 号 1 階 ウェルネス木場公園クリニック
15	高谷 純司	江東区三好 2 丁目 1 5 番 1 0 号 同友会深川クリニック
16	鈴木 正徳	江東区三好 3 丁目 8 番 4 号 東龍堂鈴木医院
17	吉田 孝太郎	江東区三好 4 丁目 7 番 1 0 - 1 0 2 号 扇橋診療所
18	松村 雅幸	江東区白河 3 丁目 4 番 3 - 2 0 5 号 清澄白河ファミリークリニック
19	魚住 葵	江東区永代 2 丁目 3 4 番 1 0 号 魚住整形外科
20	金 民日	江東区永代 2 丁目 3 7 番 2 2 号 - 1 階 永代クリニック
21	片桐 崇文	江東区福住 1 丁目 1 7 番 8 号 - 5 階 たけし在宅クリニック
22	廣田 有俊	江東区深川 1 丁目 5 番 3 号 ひろた医院
23	富田 留美	江東区門前仲町 1 丁目 4 番 8 号 9 階 東西線メディカルクリニック

24	神野 彰	江東区門前仲町1丁目6番11号3階 門前仲町内科クリニック
25	松本 より子	江東区門前仲町1丁目13番13号1階 より子マタニティ&レディース門前仲町
26	周 明仁	江東区門前仲町1丁目20番3号 門仲耳鼻咽喉科
27	野崎 英樹	江東区門前仲町2丁目11番8号 野崎クリニック
28	船山 秀昭	江東区富岡1丁目13番14号1階 船山内科
29	塩入 公保	江東区富岡1丁目22番28号 金櫻堂医院
30	野元 成郎	江東区富岡1丁目26番20号2階 とみおか医院
31	森多 克行	江東区富岡2丁目2番6-202号 M'sクリニックもんなか
32	大井 明	江東区古石場1丁目13番19号 大井医院
33	吉田 眞弓	江東区古石場2丁目14番1-204号 吉田まゆみ内科
34	佐藤 芳貞	江東区越中島2丁目14番10号 もんなか整形外科
35	宮坂 隆	江東区塩浜1丁目4番3号 みやさか内科医院
36	吉野 由紀子	江東区塩浜2丁目5番23-104号 ゆき耳鼻咽喉科クリニック
37	鈴木 宏彰	江東区塩浜2丁目7番3号 鈴木病院
38	橘 政昭	江東区枝川1丁目6番20号 橘クリニック
39	鈴木 宏一	江東区枝川3丁目8番13号 鈴木リハビリテーション病院
40	塚田 佳子	江東区豊洲2丁目5番3号1階 けいこ豊洲こどもクリニック
41	寺沢 公仁子	江東区豊洲2丁目5番3号1階 豊洲寺沢クリニック
42	神津 隆弘	江東区豊洲3丁目2番3号1階 神津クリニック
43	西山 寿子	江東区豊洲3丁目2番20号2階 大手町さくらクリニック in 豊洲
44	金澤 信彦	江東区豊洲4丁目2番2号2階 とよす内科クリニック
45	稲田 香里	江東区豊洲4丁目7番1号 豊洲医院
46	土屋 裕	江東区豊洲4丁目10番18号1階 豊洲はるそらファミリークリニック
47	澤井 まゆみ	江東区豊洲5丁目2番10号3階 澤井クリニック

48	新井 一成	江東区豊洲 5 丁目 5 番 1 号 3 階 昭和大学豊洲クリニック予防医学センター
49	石原 卓	江東区豊洲 5 丁目 5 番 1 - 1 0 8 号 石原クリニック
50	村上 典子	江東区豊洲 5 丁目 5 番 2 5 号 1 階 有明こどもクリニック豊洲院
51	共田 光裕	江東区豊洲 5 丁目 6 番 2 9 号 1 階 豊洲ベイサイド内科外科
52	亀谷 陽	江東区東雲 1 丁目 8 番 1 7 号 東雲クリニック
53	糸川 博士	江東区東雲 1 丁目 9 番 1 0 - 2 0 3 号 イトカワ整形外科
54	本川 克彦	江東区東雲 1 丁目 9 番 1 0 号 2 階 しのめ内科クリニック
55	柏木 明	江東区東雲 1 丁目 9 番 2 1 - 1 0 2 号 かしわざきクリニック
56	高砂 憲一	江東区東雲 1 丁目 9 番 2 2 号 たかすな内科胃腸内科クリニック
57	吉川 裕之	江東区有明 2 丁目 1 番 8 号 4 階 ベビースマイルレディースクリニック有明
58	林 洋	江東区有明 2 丁目 9 番 1 号 東京有明医療大学附属クリニック
59	最上 聡	江東区有明 3 丁目 6 番 1 1 号 3 階 東京ファッションタウンビルクリニック
60	鳴海 章人	江東区辰巳 1 丁目 9 番 4 9 - 1 0 2 号 辰巳中央診療所
61	小尾 直美	江東区潮見 2 丁目 1 番 1 0 号 オビ内科クリニック
62	熊谷 和浩	江東区青海 2 丁目 3 番 2 3 号 1 階 フジテレビ湾岸スタジオビル診療所
63	青木 久恭	江東区千石 2 丁目 8 番 1 0 号 青木医院
64	林 栄一	江東区千石 2 丁目 1 0 番 6 号 1 階 千石はやし内科クリニック
65	岡田 和也	江東区千石 2 丁目 1 0 番 6 号 1 階 東陽町耳鼻咽喉科・アレルギー科
66	正井 博文	江東区海辺 1 2 番 1 1 号 正井診療所
67	竹内 透	江東区扇橋 2 丁目 1 番 3 号 2 階 竹内小児科医院
68	立川 裕理	江東区扇橋 2 丁目 2 番 3 号 深川立川病院
69	小林 健嗣	江東区扇橋 2 丁目 1 7 番 5 号 1 階 小林内科クリニック
70	軽部 裕也	江東区扇橋 3 丁目 5 番 7 号 1 階 城東クリニック
71	渡邊 弘恵	江東区猿江 1 丁目 1 8 番 1 8 号 さるえこどもクリニック

72	福井 光文	江東区猿江2丁目6番11号 福井クリニック
73	倉持 章	江東区猿江2丁目16番5号3階 住吉内科・消化器内科クリニック
74	石橋 敏夫	江東区猿江2丁目16番5号4階 石橋耳鼻咽喉科クリニック
75	松川 正明	江東区住吉1丁目18番1号 あそか病院
76	石田 理華子	江東区住吉1丁目19番1-204号 ツインタワーすみとしクリニック
77	吉田 肇	江東区住吉2丁目5番17号1階 よしだ内科クリニック
78	本田 肇	江東区住吉2丁目11番1号 本田医院
79	鈴木 茂	江東区木場2丁目19番2号3階 鈴木クリニック
80	松峯 美貴	江東区木場5丁目3番7号1階 東峯ラウンジクリニック
81	藤川 克之	江東区木場5丁目3番7号6階 藤川クリニック
82	松峯 寿美	江東区木場5丁目3番10号 東峯婦人クリニック
83	大井田 基	江東区木場5丁目8番7号 木場病院
84	浅川 洋	江東区木場6丁目9番8号 浅川医院
85	赤塚 智香	江東区東陽2丁目3番16-116号 タウンセンタークリニック
86	岡本 克郎	江東区東陽2丁目4番26号2階 クリニック東陽町
87	光畑 裕正	江東区東陽2丁目4番26号3階 みつはたペインクリニック
88	服部 浩	江東区東陽3丁目5番5号 服部医院
89	長谷山 繁子	江東区東陽3丁目3番6号3階 木場整形外科
90	長井 誠	江東区東陽3丁目5番5号4階 木場小児科
91	永田 拓也	江東区東陽3丁目18番4号 永田医院
92	中木 基江	江東区東陽3丁目23番6号1階 大陽ビルクリニック
93	中田 健一	江東区東陽3丁目27番17号3階 東陽町駅前クリニック
94	万里小路 直樹	江東区東陽3丁目27番32号2階 までのこうじクリニック
95	長田 成彦	江東区東陽3丁目27番32号4階 東陽パークサイドクリニック

96	杉本 宗彦	江東区東陽 3 丁目 2 7 番 3 2 号 6 階 杉本整形外科クリニック
97	本郷 真紀子	江東区東陽 4 丁目 5 番 1 5 号 3 階 さくらハートクリニック
98	宮本 康文	江東区東陽 4 丁目 6 番 1 号 6 階 宮本クリニック
99	佐々木 佑	江東区東陽 4 丁目 1 0 番 2 号 1 階 森崎医院
100	石川 隆章	江東区東陽 5 丁目 2 5 番 1 4 号 石川クリニック
101	岡 史篤	江東区東陽 6 丁目 3 番 2 号 2 階 東京イースト 2 1 クリニック
102	山口 真一	江東区亀戸 1 丁目 2 8 番 8 号 五ノ橋クリニック
103	氏家 一知	江東区亀戸 2 丁目 1 7 番 2 4 号 清湘会記念病院
104	井太家 美晶	江東区亀戸 2 丁目 2 5 番 1 4 号 3 階 かめいど腎臓内科クリニック
105	荒木 正	江東区亀戸 2 丁目 2 6 番 8 号 1 階 亀戸内科クリニック
106	丸岡 大介	江東区亀戸 2 丁目 3 6 番 1 2 号 4 階 亀戸内視鏡・胃腸内科クリニック
107	村山 公	江東区亀戸 2 丁目 4 1 番 1 号 友仁病院
108	山口 潔	江東区亀戸 2 丁目 4 2 番 5 号 3 階 山口整形外科
109	島山 卓弥	江東区亀戸 2 丁目 4 2 番 5 号 4 階 亀戸島山クリニック
110	野間 健司	江東区亀戸 2 丁目 4 2 番 7 号 吉村内科
111	蕨 謙吾	江東区亀戸 3 丁目 2 番 1 3 号 わらび内科ペインクリニック
112	寺田 武史	江東区亀戸 3 丁目 1 4 番 4 号 アクアメディカルクリニック
113	黒田 徹	江東区亀戸 3 丁目 4 6 番 2 - 1 0 1 号 天神通りクリニック
114	河野 茂雄	江東区亀戸 4 丁目 1 7 番 8 号 河野外科
115	栗津 隆一	江東区亀戸 4 丁目 1 8 番 4 号 3 階 水神クリニック
116	兼松 徹	江東区亀戸 5 丁目 1 番 6 - 1 0 1 号 亀戸駅前クリニック
117	吉田 松実	江東区亀戸 5 丁目 3 番 2 号 2 階 亀戸耳鼻咽喉科・アレルギー科
118	秋月 乃里子	江東区亀戸 6 丁目 2 番 3 号 4 階 しおかぜクリニック
119	秦 東秀	江東区亀戸 6 丁目 2 番 3 号 5 階 クリニックコスモス

120	鶴岡 昭久	江東区亀戸6丁目41番10号7階 江東透析クリニック
121	大野 嘉章	江東区亀戸6丁目56番15号 大野内科診療所
122	金光 裕幸	江東区亀戸6丁目57番20号2階 亀戸水神森クリニック
123	毛利 一平	江東区亀戸7丁目10番1号 ひらの亀戸ひまわり診療所
124	豊島 孝道	江東区亀戸8丁目8番8号 豊島医院
125	中馬 敦	江東区亀戸9丁目13番1号 東京城東病院
126	竹川 広三	江東区亀戸9丁目34番1-136号 わかたけクリニック
127	峯 雅文	江東区大島1丁目1番5号2階 みね内科・消化器科
128	山本 あつ子	江東区大島1丁目2番2-102号 エリゼこどもクリニック
129	舘野 香織	江東区大島1丁目29番4-101号 スマイルクリニック西大島
130	小野 卓哉	江東区大島1丁目33番15号1階 小野内科診療所
131	吉澤 敬一	江東区大島1丁目36番5号2階 江東診療所
132	大塚 善久	江東区大島2丁目33番10号1階 五の橋タワークリニック
133	平間 隆光	江東区大島2丁目37番9号 西大島クリニック
134	岩渕 敏久	江東区大島3丁目4番3号2階 西大島駅と亀戸駅の間のいわぶち内科と泌尿器科の クリニック
135	林 国樹	江東区大島3丁目14番14号 林内科クリニック
136	上白土 啓嗣	江東区大島3丁目31番18号 上白土医院
137	小林 功	江東区大島4丁目1番6-105号 小林クリニック
138	藤川 貴浩	江東区大島4丁目6番21-101号 藤川内科・呼吸器内科クリニック
139	郭 紫峰	江東区大島4丁目8番14号 大島医院
140	廣田 香織	江東区大島4丁目12番6号1階 かおり皮ふ科クリニック
141	松本 佐保姫	江東区大島5丁目7番5号4階 まつもとメディカルクリニック
142	堀米 衣見子	江東区大島5丁目7番5号5階 江東病院附属在宅診療所
143	稲見 晃一	江東区大島5丁目8番1号

		稲見内科医院
144	近藤 健司	江東区大島 5 丁目 10 番 10 号 1 階 大島駅前クリニック
145	寺田 修久	江東区大島 5 丁目 10 番 10 - 406 号 大島耳鼻咽喉科・アレルギー科
146	井上 毅	江東区大島 5 丁目 32 番 5 号 1 階 いのうえ整形外科
147	北川 浩史	江東区大島 5 丁目 36 番 7 号 2 階 びやじま内科医院・大島駅前
148	小林 千秋	江東区大島 5 丁目 46 番 4 号 2 階 小林整形外科医院
149	永岡 康志	江東区大島 5 丁目 51 番 10 - 101 号 永岡クリニック
150	齋藤 勇	江東区大島 6 丁目 1 番 4 - 102 号 こどもみらい大島クリニック
151	幕内 雅敏	江東区大島 6 丁目 8 番 5 号 江東病院
152	宮方 了	江東区大島 6 丁目 9 番 11 号 宮方クリニック
153	梅田 祥克	江東区大島 7 丁目 1 番 18 号 1 階 ビーハッピークリニック
154	吉田 美加	江東区大島 7 丁目 7 番 1 号 中の橋クリニック
155	星 茂憲	江東区大島 7 丁目 36 番 4 号 星医院
156	諸富 夏子	江東区大島 7 丁目 38 番 15 号 あかねクリニック
157	佐竹 健至	江東区大島 7 丁目 38 番 30 号 2 階 佐竹クリニック
158	成高 信一	江東区大島 8 丁目 5 番 2 号 大島小児科医院
159	山中 弘明	江東区大島 9 丁目 3 番 16 号 1 階 よし耳鼻咽喉科
160	鄭 東姫	江東区大島 9 丁目 5 番 1 - 104 号 コアシティ東大島クリニック
161	佐上 俊和	江東区大島 9 丁目 5 番 1 - 106 号 さがみ外科胃腸科クリニック
162	佐久間 佳規	江東区北砂 1 丁目 5 番 20 号 岩井橋クリニック
163	猪口 雄二	江東区北砂 2 丁目 1 番 22 号 寿康会病院
164	荒木 重人	江東区北砂 2 丁目 14 番 17 号 荒木医院
165	大高 憲二	江東区北砂 2 丁目 14 番 20 号 北砂クリニック
166	細野 紫麻子	江東区北砂 2 丁目 15 番 40 号 協和メディカルクリニック

167	八十島 唯義	江東区北砂2丁目17番1号3階 アリオ北砂内科
168	平良 悟	江東区北砂4丁目6番2号 亀高医院
169	南塚 俊雄	江東区北砂4丁目24番11号 南塚内科医院
170	柳澤 明子	江東区北砂5丁目14番3号 柳沢ファミリークリニック
171	松元 明子	江東区北砂5丁目16番1号 北原診療所
172	舘 桂一郎	江東区北砂5丁目20番8号1階 たち内科小児科クリニック
173	白石 京子	江東区北砂6丁目1番4号 おおぞら太陽クリニック
174	金田 竜真	江東区北砂6丁目27番17号 サワイメディカルクリニック
175	正木 忠明	江東区北砂7丁目1番25号 正木医院
176	神原 礼文	江東区北砂7丁目3番17号 神原医院
177	井上 仁	江東区東砂2丁目5番7号2階 恵仁クリニック
178	赤羽根 巖	江東区東砂2丁目11番27号 赤羽根医院
179	鎌上 雅夫	江東区東砂4丁目9番2号 鎌上医院
180	池田 滋	江東区東砂4丁目20番2号 愛和病院
181	田尻 健	江東区東砂4丁目22番1号 田尻整形外科
182	宮武 俊秀	江東区東砂4丁目23番6号 みやたけクリニック
183	木股 伸恒	江東区東砂5丁目3番4号 葛西橋診療所
184	鈴木 昇	江東区東砂5丁目12番20号 砂町診療所
185	永岡 喜久夫	江東区東砂6丁目7番5号 永岡医院
186	渡部 英一	江東区東砂7丁目19番13-102号 わたなべ内科胃腸科
187	丸山 隆児	江東区東砂7丁目19番13-301号 まるやま皮膚科クリニック
188	金子 晴生	江東区東砂8丁目19番13号 金子クリニック
189	鈴木 良一	江東区南砂1丁目9番9号 鈴木医院
190	藤崎 滋	江東区南砂1丁目25番11号 藤崎病院

191	大井田 基	江東区南砂 2 丁目 3 番 1 9 号 南砂メディカルクリニック
192	奥村 晴彦	江東区南砂 2 丁目 6 番 3 号 2 階 おくむら医院
193	関口 昌和	江東区南砂 2 丁目 6 番 3 号 2 階 せきぐち整形外科
194	小倉 弘章	江東区南砂 2 丁目 2 8 番 7 号 六地藏クリニック
195	岡本 静香	江東区南砂 2 丁目 3 2 番 5 号 2 階 おかもとこどもクリニック
196	三宅 弘恭	江東区南砂 2 丁目 3 2 番 5 号 2 階 東陽町南砂みやけ内科
197	冠木 敬一郎	江東区南砂 3 丁目 8 番 1 0 号 かぶき内科
198	植田 博紀	江東区南砂 4 丁目 7 番 2 3 号 植田医院
199	山之内 哲雄	江東区南砂 6 丁目 1 番 9 号 山之内医院
200	海老根 伊佐子	江東区南砂 7 丁目 1 番 2 5 号 2 階 柳瀬クリニック
201	竹之下 眞	江東区南砂 7 丁目 1 番 2 5 - 2 0 9 号 城東南砂医院
202	新保 悟朗	江東区南砂 7 丁目 4 番 4 号 中澤医院
203	高橋 和彦	江東区南砂 7 丁目 1 3 番 5 号 寿康会診療所
204	菊池 修	江東区新砂 3 丁目 1 番 9 号 1 階 南砂町リウマチ科整形外科
205	津田 裕士	江東区新砂 3 丁目 3 番 2 0 号 順天堂東京江東高齢者医療センター
206	大澤 俊也	江東区新砂 3 丁目 3 番 5 3 号 2 階 南砂町駅前おおさわクリニック
207	西澤 寛人	江東区新砂 3 丁目 4 番 3 1 号 4 階 南砂町おだやかクリニック
208	岩崎 裕治	江東区新砂 3 丁目 3 番 2 5 号 東京都立東部療育センター

◎江東区告示第 9 1 号

令和 3 年 3 月 3 0 日、江東区議会の議決を経た、令和 3 年度当初予算を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 9 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 3 年 3 月 3 0 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

1 令和 3 年度江東区一般会計予算

- 2 令和 3 年度江東区国民健康保険会計予算
- 3 令和 3 年度江東区介護保険会計予算
- 4 令和 3 年度江東区後期高齢者医療会計予算

令和3年度江東区一般会計予算

令和3年度江東区一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ217,129,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(特別区債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる特別区債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表特別区債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間とする。

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金 額
1	特 別 区 税	54,004,036
	1 特 別 区 民 税	50,246,462
	2 軽 自 動 車 税	201,232
	3 特 別 区 た ば こ 税	3,526,762
	4 入 湯 税	29,580
2	地 方 譲 与 税	696,000
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	171,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	483,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	42,000
3	特 別 区 交 付 金	54,666,830
	1 特 別 区 財 政 交 付 金	54,666,830
4	利 子 割 交 付 金	142,000
	1 利 子 割 交 付 金	142,000
5	配 当 割 交 付 金	726,000
	1 配 当 割 交 付 金	726,000
6	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	789,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	789,000
7	地 方 消 費 税 交 付 金	12,701,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	12,701,000
8	ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	19,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	19,000
9	環 境 性 能 割 交 付 金	157,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	157,000
10	地 方 特 例 交 付 金	436,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	436,000

款	項	金額
		千円
11	交通安全対策特別交付金	44,000
	1 交通安全対策特別交付金	44,000
12	分担金及び負担金	3,715,404
	1 負担金	3,715,404
13	使用料及び手数料	2,688,723
	1 使用料	1,879,515
	2 手数料	809,208
14	国庫支出金	39,216,468
	1 国庫負担金	35,414,551
	2 国庫補助金	3,784,886
	3 国庫委託金	17,031
15	都支出金	19,166,423
	1 都負担金	9,435,273
	2 都補助金	7,894,433
	3 都委託金	1,836,717
16	財産収入	327,560
	1 財産運用収入	327,543
	2 財産売却収入	17
17	寄付金	1,370
	1 寄付金	1,370
18	繰入金	19,213,849
	1 基金繰入金	19,213,849
19	繰越金	3,600,000
	1 繰越金	3,600,000

款	項	金 額
20	諸 收 入	2,899,337
	1 延滞金加算金及び過料	29,357
	2 預 金 利 子	122
	3 貸 付 金 元 利 収 入	475,552
	4 受 託 事 業 収 入	292,113
	5 収 益 事 業 収 入	300,000
	6 雑 入	1,802,193
21	特 別 区 債	1,919,000
	1 特 別 区 債	1,919,000
	歳 入 合 計	217,129,000

歳出

款	項	金額
		千円
1	議会費	920,809
	1 議会費	920,809
2	総務費	24,818,779
	1 総務管理費	15,431,678
	2 徴税費	1,283,066
	3 戸籍及び住民基本台帳費	1,883,163
	4 選挙費	471,368
	5 統計調査費	103,202
	6 地域振興費	5,524,913
	7 監査委員費	121,389
3	民生費	105,398,737
	1 社会福祉費	19,817,600
	2 高齢者福祉費	5,340,812
	3 児童福祉費	58,398,470
	4 生活保護費	21,841,855
4	衛生費	16,752,528
	1 衛生管理費	3,751,365
	2 環境衛生費	496,572
	3 公衆衛生費	4,994,810
	4 清掃費	7,509,781
5	産業経済費	2,793,760
	1 商工費	2,793,760

款	項	金 額
6	土木費	12,913,646
	1 土木管理費	1,278,406
	2 道路橋梁費	4,470,037
	3 河川費	825,712
	4 公園費	2,836,097
	5 都市整備費	3,503,394
7	教育費	37,581,346
	1 教育総務費	13,785,107
	2 小学校費	12,445,882
	3 中学校費	7,451,711
	4 校外施設費	40,125
	5 幼稚園費	1,687,886
	6 社会教育費	2,170,635
8	公債費	3,324,813
	1 公債費	3,324,813
9	諸支出金	12,324,582
	1 競馬組合分担金	1
	2 特別会計繰出金	12,244,581
	3 諸費	80,000
10	予備費	300,000
	1 予備費	300,000
	歳出合計	217,129,000

第2表 債務負担行為

事 項 名	期 間	限 度 額
総合区民センター改修事業	令和4年度	千円 332,390
夢の島野球場改修事業 (管理事務所)	令和4年度	100,270
保育所管理運営事業 (小名木川第二保育園耐震改修基本設計 費負担金)	令和4年度	1,040
児童館管理運営事業 (小名木川児童館耐震改修基本設計費負 担金)	令和4年度	797
新型コロナウイルス感染症対策資金融資 に伴う利子補給	貸付の年度から 返済の年度まで	貸付残高の 5%以内に定 める額
深川江戸資料館改修事業	令和4年度	427,860
仙台堀川公園周辺路線無電柱化事業 (電線共同溝本体工事)	令和4年度	95,033
巽橋改修事業 (下部工)	令和4年度 ～ 令和5年度	487,736
猿江一丁目アパート改築事業 (公有財産購入)	令和4年度 ～ 令和6年度	1,420,843
大島五丁目住宅改築事業 (公有財産購入)	令和4年度 ～ 令和6年度	2,009,177

事 項 名	期 間	限 度 額
数矢小学校増築事業	令和 4 年度	千円 426,405
小学校大規模改修事業 (数矢小学校)	令和 4 年度	1,439,858
幼稚園管理運営事業 (なでしこ幼稚園耐震改修基本設計費負担金)	令和 4 年度	1,288
深川図書館改修事業	令和 4 年度	458,900

第3表 特別区債

起債目的	起債限度額	起債の方法	利 率	償還方法
児童向け複合 施設整備事業	〒円 1,412,000	証券発行又は普通貸借の方法により起債する。証券発行の場合において発行価格が額面金額を下回る場合は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額を限度額とする。	8.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債のときから据置期間を含めて30年以内に元利均等その他の方法により償還する。ただし、区財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還することができる。
義務教育施設 整備事業	507,000			

令和 3 年度江東区国民健康保険会計予算

令和 3 年度江東区国民健康保険会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 48,144,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金 額
		円
1	国民健康保険料	10,991,594
	1 国民健康保険料	10,991,594
2	部負担金	4
	1 一部負担金	4
3	使用料及び手数料	1
	1 手数料	1
4	国庫支出金	1
	1 国庫補助金	1
5	都支出金	32,069,898
	1 都補助金	32,069,897
	2 財政安定化基金交付金	1
6	繰入金	4,052,338
	1 一般会計繰入金	4,052,338
7	繰越金	1,000,000
	1 繰越金	1,000,000
8	諸収入	30,163
	1 延滞金加算金及び過料	4
	2 預金利息	10
	3 雑収入	30,149
9	特別区債	1
	1 財政安定化基金貸付金	1
	歳入合計	48,144,000

歳出

款	項	金 額
1	総 務 費	779,274
	1 総 務 管 理 費	677,517
	2 徴 収 費	101,757
2	保 険 給 付 費	32,045,931
	1 療 養 諸 費	27,640,578
	2 高 額 療 養 費	4,133,466
	3 移 送 費	1,500
	4 出 産 育 児 諸 費	178,145
	5 葬 祭 費	49,000
	6 結 核 ・ 精 神 医 療 給 付 金	40,242
	7 傷 病 手 当 金	3,000
3	国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金	14,463,742
	1 医 療 給 付 費 分	9,942,329
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	3,147,495
	3 介 護 納 付 金 分	1,373,918
4	財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1
	1 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1
5	共 同 事 業 拠 出 金	10
	1 共 同 事 業 拠 出 金	10
6	保 健 事 業 費	482,332
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	441,939
	2 保 健 事 業 費	40,393
7	公 債 費	1
	1 財 政 安 定 化 基 金 償 還 金	1

款	項	金 額
8	諸 支 出 金	千円 172,709
	1 償 還 金 及 び 還 付 金	172,709
9	予 備 費	200,000
	1 予 備 費	200,000
	歳 出 合 計	48,144,000

令和 3 年度江東区介護保険会計予算

令和 3 年度江東区介護保険会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 37,560,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間とする。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
		円
1	保険料	7,309,717
	1 介護保険料	7,309,717
2	使用料及び手数料	1
	1 手数料	1
3	国庫支出金	8,063,105
	1 国庫負担金	6,204,206
	2 国庫補助金	1,858,899
4	支払基金交付金	9,623,505
	1 支払基金交付金	9,623,505
5	都支出金	5,305,928
	1 都負担金	5,010,086
	2 都補助金	295,841
	3 財政安定化基金支出金	1
6	財産収入	28
	1 財産運用収入	28
7	繰入金	6,944,817
	1 一般会計繰入金	5,846,294
	2 基金繰入金	1,098,523
8	繰越金	300,000
	1 繰越金	300,000
9	諸収入	12,899
	1 延滞金加算金及び過料	3
	2 預金利息	29
	3 雑入	12,867
	歳入合計	37,560,000

歳出

款	項	金 額
1	総 務 費	793,278
	1 総 務 管 理 費	372,552
	2 徴 収 費	58,242
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	355,272
	4 趣 旨 普 及 費	7,212
2	保 険 給 付 費	34,505,523
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	32,388,620
	2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	821,859
	3 そ の 他 諸 費	33,868
	4 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	1,078,776
	5 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	182,400
3	財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1
	1 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1
4	地 域 支 援 事 業 費	1,936,500
	1 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	1,115,382
	2 一 般 介 護 予 防 事 業 費	19,071
	3 包 括 的 支 援 等 事 業 費	799,407
	4 そ の 他 諸 費	2,640
5	基 金 積 立 金	1,028
	1 基 金 積 立 金	1,028
6	諸 支 出 金	223,670
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	223,670
7	予 備 費	100,000
	1 予 備 費	100,000
	歳 出 合 計	37,560,000

令和3年度江東区後期高齢者医療会計予算

令和3年度江東区後期高齢者医療会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,640,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金 額
		千円
1	後期高齢者医療保険料	4,686,832
	1 後期高齢者医療保険料	4,686,832
2	使用料及び手数料	1
	1 手 数 料	1
3	広域連合支出金	3,115
	1 広域連合補助金	3,115
4	繰 入 金	5,569,360
	1 一般会計繰入金	5,569,360
5	繰 越 金	50,000
	1 繰 越 金	50,000
6	諸 収 入	330,692
	1 延滞金加算金及び過料	1
	2 償還金及び還付加算金	2,768
	3 預 金 利 子	9
	4 受 託 事 業 収 入	325,991
	5 雑 人	1,923
	歳入合計	10,640,000

歳出

款	項	金 額
		千円
1	総務費	157,656
	1 総務管理費	128,956
	2 徴収費	28,700
2	保険給付費	210,000
	1 葬祭費	210,000
3	広域連合納付金	9,873,123
	1 広域連合分賦金	9,873,123
4	保健事業費	332,125
	1 保健事業費	332,125
5	諸支出金	17,096
	1 償還金及び還付加算金	17,096
6	予備費	50,000
	1 予備費	50,000
	歳出合計	10,640,000

◎江東区告示第92号

令和3年3月30日、江東区議会の議決を経た、令和2年度補正予算を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年3月30日

江東区長 山崎孝明

記

- 1 令和2年度江東区一般会計補正予算（第9号）

令和 2 年度江東区一般会計補正予算 (第 9 号)

令和 2 年度江東区一般会計補正予算 (第 9 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 370,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 270,160,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
14	国庫支出金	91,793,219	325,000	92,118,219
	2 国庫補助金	58,370,299	325,000	58,695,299
18	繰入金	14,591,924	45,000	14,636,924
	1 基金繰入金	14,591,924	45,000	14,636,924
	歳入合計	269,790,000	370,000	270,160,000

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
4	衛生費	16,414,717	280,000	16,694,717
	3 公衆衛生費	5,346,305	280,000	5,626,305
7	教育費	38,211,539	90,000	38,301,539
	2 小学校費	12,377,684	64,000	12,441,684
	3 中学校費	7,930,461	26,000	7,956,461
	歳出合計	269,790,000	370,000	270,160,000

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
7	教育費		90,000
	2 小学校費	小学校管理運営事業	64,000
	3 中学校費	中学校管理運営事業	26,000
	合	計	90,000

◎江東区告示第 93 号

令和 3 年 3 月 30 日、江東区議会の議決を経た、
令和 3 年度補正予算を地方自治法（昭和 22 年法
律第 67 号）第 219 条第 2 項の規定に基づき、
次のとおり公表する。

令和 3 年 3 月 30 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

- 1 令和 3 年度江東区一般会計補正予算（第 1 号）

令和3年度江東区一般会計補正予算（第1号）

令和3年度江東区一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,662,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ222,791,000千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
14	国 庫 支 出 金	39,216,468	2,489,122	41,705,590
	1 国 庫 負 担 金	35,414,551	1,657,897	37,072,448
	2 国 庫 補 助 金	3,784,886	831,225	4,616,111
15	都 支 出 金	19,166,423	147,984	19,314,407
	2 都 補 助 金	7,894,433	147,984	8,042,417
18	繰 入 金	19,213,849	3,018,681	22,232,530
	1 基 金 繰 入 金	19,213,849	3,018,681	22,232,530
20	諸 収 入	2,899,337	6,213	2,905,550
	6 雑 入	1,802,193	6,213	1,808,406
	歳 入 合 計	217,129,000	5,662,000	222,791,000

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	24,818,779	119,826	24,938,605
	1 総務管理費	15,431,678	50,224	15,481,902
	6 地域振興費	5,524,913	69,602	5,594,515
3	民生費	105,398,737	409,875	105,808,612
	1 社会福祉費	19,817,600	107,950	19,925,550
	2 高齢者福祉費	5,340,812	180,825	5,521,637
	3 児童福祉費	58,398,470	121,100	58,519,570
4	衛生費	16,752,528	4,399,056	21,151,584
	3 公衆衛生費	4,994,810	4,399,056	9,393,866
5	産業経済費	2,793,760	689,704	3,483,464
	1 商工費	2,793,760	689,704	3,483,464
7	教育費	37,581,346	43,539	37,624,885
	1 教育総務費	13,785,107	20,100	13,805,207
	2 小学校費	12,445,882	4,213	12,450,095
	3 中学校費	7,451,711	2,326	7,454,037
	5 幼稚園費	1,687,886	16,900	1,704,786
	歳出合計	217,129,000	5,662,000	222,791,000

記

◎江東区告示第94号

開発行為に関する工事の完了公告
 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定に基づき許可した下記の開発行為に関する工事は完了した。

令和3年3月30日

江東区長 山崎孝明

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	江東区福住一丁目7番1、同番36
2 許可を受けた者の住所・氏名	東京都港区港南一丁目8番27 株式会社カシワバラ・グラウンド 代表取締役 西村 拓朗

◎江東区告示第 9 8 号

江東区枝川区民館及び江東区東陽区民館の使用料の収納については、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり私人に委託したので、同条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 3 年 3 月 31 日

江東区長 山崎 孝明
記

- 1 委託の相手方 東京都江東区東陽六丁目 2 番 17 号
公益社団法人江東区シルバー人材センター
会長 関澤 邦正
- 2 委託期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで
- 3 委託の内容 江東区枝川区民館及び江東区東陽区民館の使用料収納事務

◎江東区告示第 9 9 号

江東区男女共同参画推進センター条例（平成 2 年 1 2 月江東区条例第 30 号）第 7 条第 1 項の規定に基づく、江東区男女共同参画推進センターの使用料の収納については、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり私人に委託したので、同条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 3 年 3 月 31 日

江東区長 山崎 孝明
記

- 1 委託の相手方 東京都港区芝五丁目 33 番 1 号森永プラザビル本館 14 階
パーソルテンプスタッフ株式会社東日本 OS 事業本部
本部長 笠松 健太郎
- 2 契約年月日 令和 3 年 4 月 1 日
- 3 委託期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで
- 4 委託の内容 江東区男女共同参画推進センターの使用料の収納事務

◎江東区告示第 102 号

江東区立豊洲西小学校における下記の公金の収納については、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、

私人に委託したので、同条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 3 年 4 月 1 日

江東区長 山崎 孝明
記

- 1 委託の相手方 東京都江東区大島一丁目 9 番 8 号
株式会社フクシ・エンタープライズ
代表取締役 福士 昌
- 2 契約年月日 令和 3 年 4 月 1 日
- 3 委託期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで
- 4 委託の内容
 - (1) 江東区立学校施設使用条例（昭和 51 年 3 月江東区条例第 19 号）第 7 条に規定する体育館設備、プール及びトレーニング室の使用料
 - (2) 水泳帽、水泳用のゴーグルその他水泳用品の売払代金

◎江東区告示第 103 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、下記の特例区道の路線を認定する。

なお、その関係図面は、令和 3 年 4 月 1 日から 2 週間、本区土木部において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 4 月 1 日

江東区長 山崎 孝明
記

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
1	江 6 3 1 号	江東区有明二丁目 107 番 22 先	なし
		江東区有明二丁目 107 番 5 先	

特別区道江631号認定及び区域決定略図

江東区有明二丁目地内

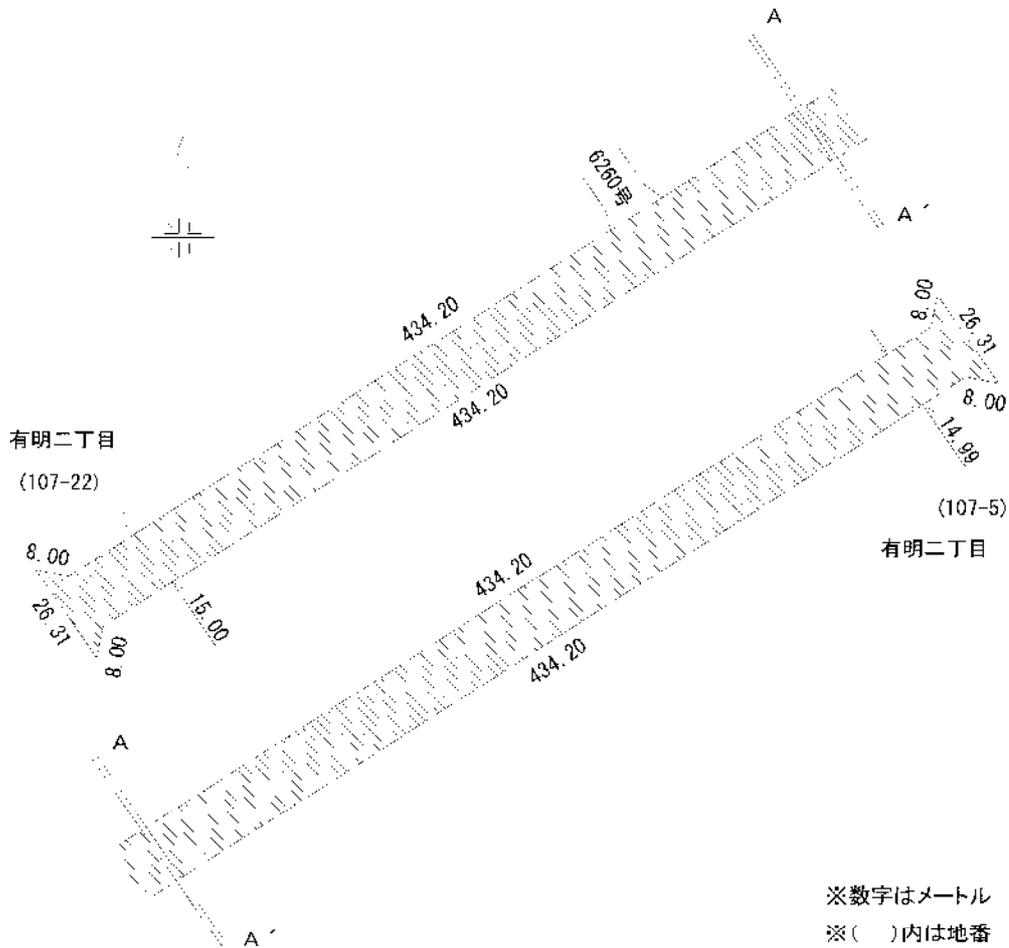


区域決定箇所

延長 445.52メートル
 幅員 14.99メートルから
 15.00メートル
 面積 6,746.86平方メートル



区域決定箇所



◎江東区告示第 1 0 4 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条
第 1 項の規定に基づき、特別区道の区域を下記
のように決定する。

なお、その関係図面は、令和 3 年 4 月 1 日
から 2 週間、本区土木部において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 4 月 1 日

江東区長 山 崎 孝 明

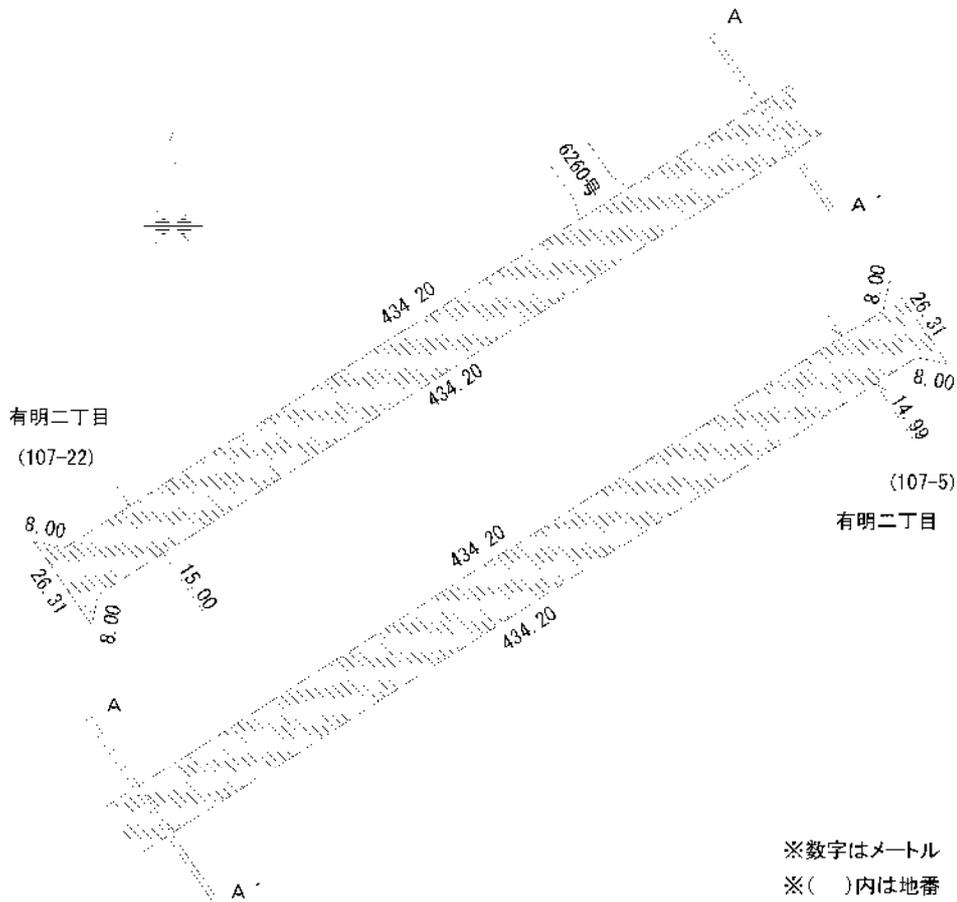
記

整理 番号	路線名	起 点	敷地の 幅員 (m)	延長 (m)
		終 点		
1	江 6 3 1 号	江東区有 明二丁目 1 0 7 番 2 2 先	1 4 . 9 9 ~ 1	4 4 5 . 5
		江東区有 明二丁目 1 0 7 番 5 先	5 . 0 0	2

特別区道江631号認定及び区域決定略図

江東区有明二丁目地内

	区域決定箇所
延 長	445.52メートル
幅 員	14.99メートルから 15.00メートル
面 積	6,746.86平方メートル



◎江東区告示第 1 0 5 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、下記の特別区道の供用を開始する。

なお、その関係図面は、令和 3 年 4 月 1 日から 2 週間、本区土木部において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 4 月 1 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

整理番号	路線名	供用開始の区間	備考
1	江 6 3 1 号	江東区有明二丁目 1 0 7 番 2 2 先か ら 江東区有明二丁目 1 0 7 番 5 先まで	なし

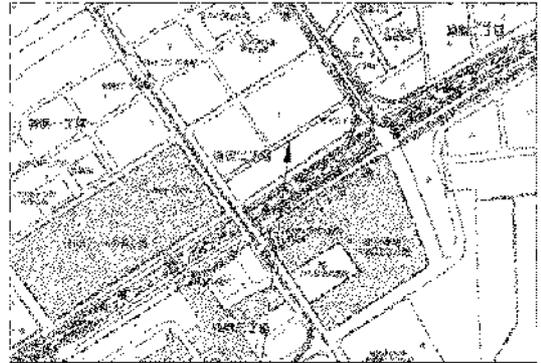
特別区道江631号供用開始略図

江東区有明二丁目地内

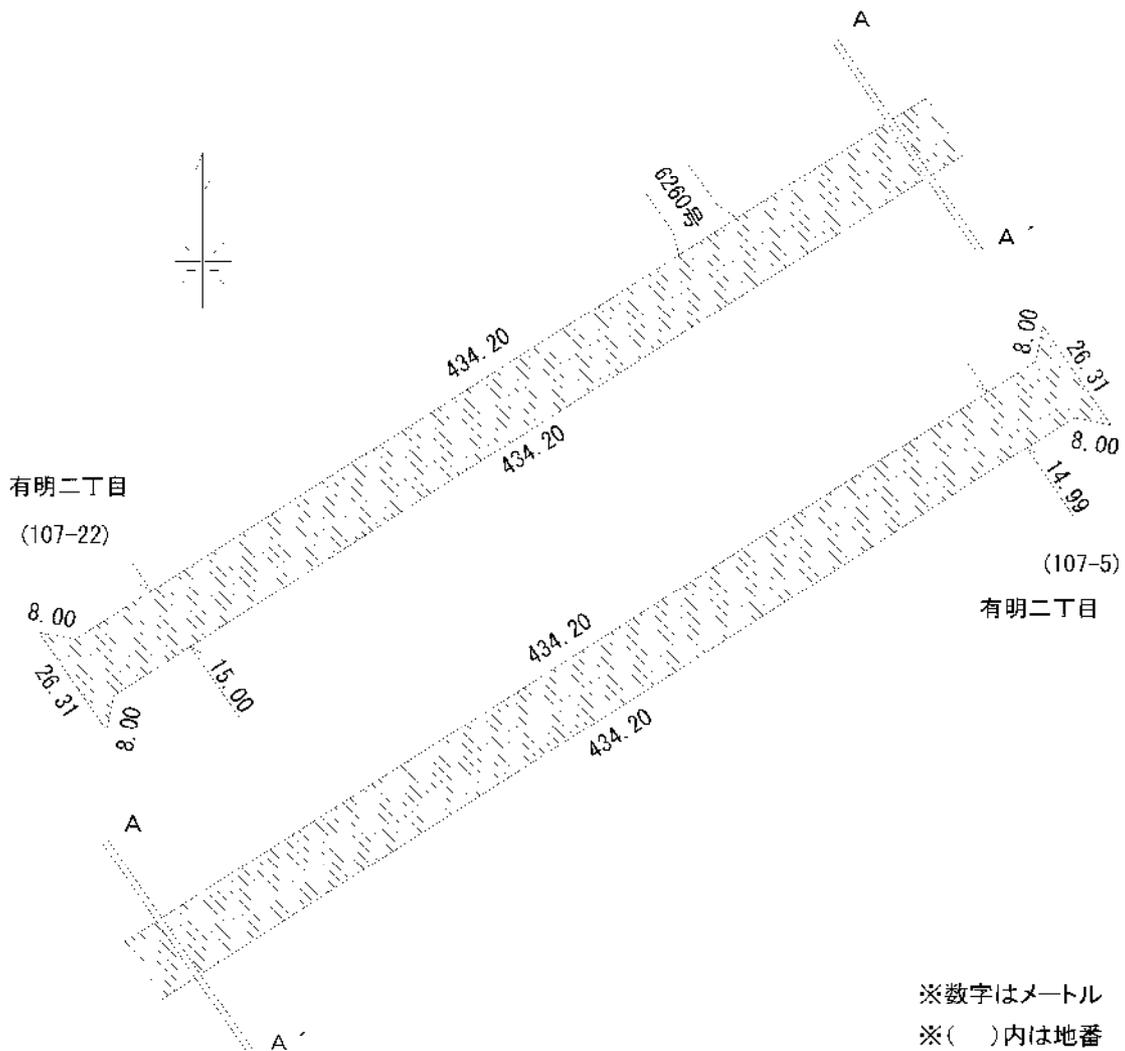


供用開始区域

延 長 445.52 メートル
 幅 員 14.99 メートルから
 15.00 メートル
 面 積 6,746.86 平方メートル



供用開始箇所



※数字はメートル
 ※()内は地番

◎江東区告示第 1 0 6 号

江東区清掃リサイクル条例（平成 1 1 年 1 2 月江東区条例第 3 4 号）第 3 2 条第 1 項及び江東区清掃リサイクル条例施行規則（平成 1 2 年 3 月江東区規則第 4 4 号）第 1 4 条の規定に基づき、令和 3 年度の一般廃棄物の処理に関する実施計画を別紙のとおり公表する。

令和 3 年 4 月 1 日

江東区長 山 崎 孝 明

〔別紙〕

令和3年度江東区一般廃棄物処理実施計画

1 施行区域

江東区（以下「又」という。）全域

2 一般廃棄物の年間の処理量の見込み

(1) 家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物の処理量 209,148 t

区分	種別	処理量
家庭廃棄物	燃やすごみ	69,003 t
	燃やさないごみ	2,841 t
	資源物	28,132 t
	管路ごみ	108 t
	粗大ごみ	3,165 t
事業系一般廃棄物	燃やすごみ	99,507 t
	燃やさないごみ	2,075 t
	資源物	2,183 t
	管路ごみ	1,534 t

(2) し尿、浄化槽汚泥等 3,173kl

区分	処理量
家庭し尿	17kl
事業系し尿	2,072kl
浄化槽汚泥、デスポーザ汚泥及びし尿溜じりのビ ルピット汚泥	989kl

(3) 動物死体 793頭

3 一般廃棄物の発生抑制のための方策に関する事項

(1) 5 R によるごみ減量の取り組みやごみの適正処理について、積極的に情報を発信し、区民・事業者の理解を一層深めるとともに、取り組みの推進のため、区民・事業者・区の連携を強化する。

- ・区民・事業者への情報発信
- ・子どもに対する環境教育

(2) リフューズ・リデュース・リユース・リペアの推進によりごみの発生を抑える。

- ・区民・事業者による「ごみになるものを断る」「ごみを発生させない」・「ものを繰り返し使う」・「ものを修理して使う」取り組みの促進
- ・発生抑制をより効果的に推進するための施策

(3) リサイクルのより一層の推進により資源物がごみになることを抑制する。

- ・区民・事業者によるリサイクルの取り組みの促進
- ・安定したリサイクルシステムの推進

(4) 安全・安心なごみの適正処理を推進するとともに、災害時の廃棄物処理体制を整備する。

- ・事業用大規模建築物の所有者等への対策
- ・安全なごみ・資源の収集・回収
- ・災害廃棄物処理計画の策定

4 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分及び一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

別紙のとおり

5 計画の進行管理

江東区一般廃棄物処理基本計画に基づき、次に掲げる指標により、施策の執行状況や達成状況などの進行管理を行う。なお、各指標については、別に公表する。

6 一般廃棄物収集運搬業の許可に関する方針

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条第1項に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可に関する方針を次のとおり定める。

(1) 基本的考え方

一般廃棄物収集運搬業の許可を行うにあたっては、継続的かつ安定的な一般廃棄物の収集運搬が実施されるよう、適切な運用を行うこととする。

(2) 一般廃棄物収集運搬業の新規許可処分について

一般廃棄物収集運搬業の新規許可処分は令和3年度より行わない。ただし、次の場合はこの限りでない。

- ① 一般廃棄物収集運搬業の実施を計画している者が、当該業の実施について、事前に江東区で協議を行い、一般廃棄物処理計画に適合するものと認められた場合
- ② 令和2年度から引き続き東京二十三区のいずれかの区で一般廃棄物収集運搬業の許可を有する場合

(理由)

現行の処理体制で事業系一般廃棄物の適正処理が確保されており、一般廃棄物収集運搬業者の濫立により需給の均衡が崩れ、衛生や環境の悪化を招き、ひいては住民の健康や生活環境に被害や影響が及ぶことが懸念されるため。

【基本指標】

- 区民1人あたり1日の資源・ごみの発生量
- 区民1人あたり1日の区収集ごみ量
- 資源化率
- 大規模建築物事業者の再利用率

【モニター指標】

- 最終処分量
- 温室効果ガス削減効果
- 区民 1 人あたりの費用
- 資源・ごみ 1 t あたりの費用

【取組指標】

- 集団回収参加団体数等

別 紙

(1)家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物

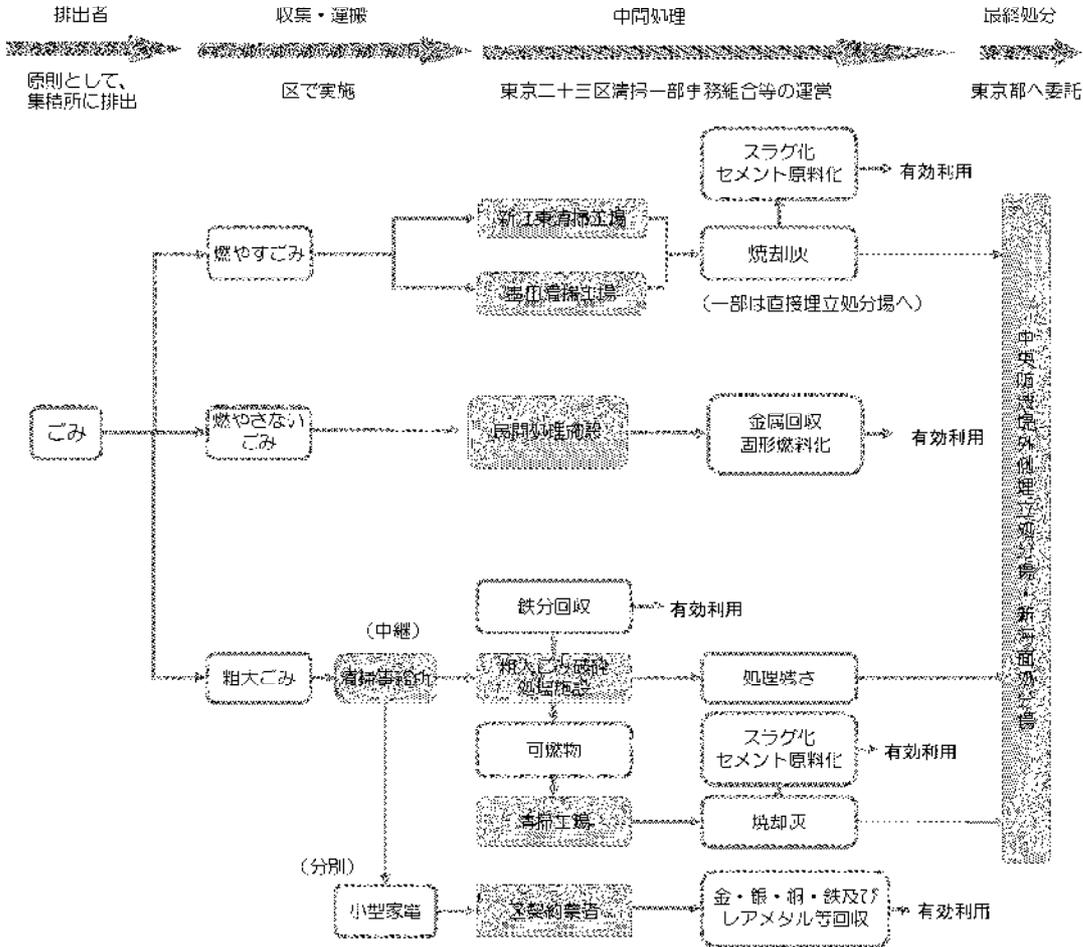
区分	種類	収集方法	運搬方法	処分方法	区への届出業務等
家庭廃棄物	燃やさないごみ (牛ごみ、紙くず、スくず、容器包装以外のプラスチック、ゴム、工製品等器具に属したごみ)	区が原則として週2回収集する。	自動車による。	中町地区は中町地区の指定した後、廃立処分する。	1 燃やさないごみ、燃やさないごみ及び資源物は分別し、清掃リサイクル条例(以下「条例」という。)第2条第2項第5号に規定する資源・ごみ集積所(以下「集積所」という。)へ、それぞれの収集日の朝8時までに、清掃リサイクル条例施行規則(以下「規則」という。)第16条第1項に定める規格に適合した容器に収納するが、若しくは元条第2条の基準に適合した袋により、持ち出すこと。
	燃やさないごみ (金属、ガラス、陶磁器等焼却不適ごみ)	区が原則として2週に1回収集する。		民間施設に搬入し、資源化処置をする。	燃やさないごみは、水銀を含む製品・発火性の燃やさないごみ・その他の燃やさないごみ、の3種類に分別して排出すること。 なお、条例第31条第1項の規定する限外燃焼物を排出してはならない。
	資源物 (再生利用を目的として分別して収集する古紙、びん、缶、ペットボトル、容器包装プラスチック、発泡スチロール、蛍光灯、電池類、水銀体温計等、小型家電及び古着・古布等を含むもの)	区が原則として週1回収集する。 条例第10条第1項、第11条第1項に定める収集業者が収集する。 小型家電及び古着・古布については、区が収集時に回収する。 蛍光灯、電池類及び水銀体温計等については水銀を含む製品として、区が燃やさないごみの日に回収する。 スプレー缶・カセットボンベ・ライター等は発火性の燃やさないごみとして、区が燃やさないごみの日に回収する。		回収物を身元を隠した状態で運搬した後、再生資源として、売却等を行う。 古着・古布については、分別後再利用する。	2 資源物については、次のように排出すること。 (1) 古紙は、新聞、雑誌・雑報、ダンボールの種類ごとのものを賣却すること。 (2) びん及び缶は、キャップをはずし、軽く洗ってから、集積所に用意する「取付コンテナ」へ排出すること。 (3) ペットボトルは、キャップをはずし、軽く洗ってから、集積所に用意する回収用コンテナ(以下「コンテナ等」という。)へ排出すること。 (4) 容器包装プラスチックは、初歩流落した上で、条例第16条第1項に定める基準に適合した容器に収納するが、若しくは元条第2条の基準に適合した袋により、持ち出すこと。 (5) 発泡スチロール(発泡スチロールを含むもの)、汚れた綿を付した上で集積所に用意する回収用コンテナ等へ排出すること。コンテナ等へ入れることが困難な場合は、区の指示によること。 (6) 電池類は総称した上で、燃やさないごみの日に水銀を含む製品として排出すること。 (7) 蛍光灯、水銀体温計等は購入時の箱に入れ、燃やさないごみの日に水銀を含む製品として排出すること。 (8) スプレー缶・カセットボンベ・ライター等は中身を使い切った上で、燃やさないごみの日に発火性の燃やさないごみとして排出すること。 (9) 小型家電は、区が設置した拠点の回収ボックスに持ち出すこと。ボックスに持ち出せない場合は、燃やさないごみとして排出すること。 (10) 古着・古布は、透明・半透明のビニール袋に入れて、口を紐などで閉じ、集積所へ排出すること。(回収に出せない場合は、燃やさないごみとして排出すること。)
	管路ごみ (大型のもの、粘着性のあるもの、弾性のあるもの、及び強固なものを除く管路収集の対象となるごみ)	東京二十区清掃一部事務組合が、原則として毎日収集する。	輸送用パインライクによる。	中町地区は中町地区の指定した後、廃立処分する。	管路ごみは、管路収集に適合しないごみと区別し、予め設置した利用者設備へ投入すること。 管路収集に適合しないごみは、燃やさないごみ、燃やさないごみ等に分別して排出すること。

家庭廃棄物	粗大ごみ (30cm以上のごみ)	区民の申告に基づき、区が原則として週2回収集する。	戸数等による。	中継所で、分別した小型家庭物は、資源化処理をする。それ以外は、自費処理した後、分別処分する。	予め定めの日に収集するので、粗大ごみ受付センター(千代田区鍛冶町2-2)に申告し、条例第36条の規定により、有料粗大ごみ処理券を添付して提出すること。ただし、郵便物(引越荷物運送業者が委託者からの委託を受け、所定の場所まで運搬したもの)を除く。 なお、条例第37条第1項に規定する排出禁止物を排出してはならない。
事業系・施設廃棄物	燃やすごみ	事業者が自らの責任で行うものほか、区が原則として週2回収集する。	事業者が自らの責任で行うものほか、戸数等及び輸送用パイプラインによる。	事業者が自らの責任で処分するものほか、処理処分し、又は、自費処理した後、分別処分する。	区が収集する場合は、燃やすごみ、燃やさないごみ及び資源物(古紙に限る)等、前述の家庭廃棄物の排出方法に準じて分別し、条例第36条の規程により、有料ごみ処理券を添付して提出しなければならない。 しかし、これによりがたいと区長が認めるときは、区長の指示に従わなければならない。 なお、排出にあたって事業者は、集積所及び条例第41条又は第50条に定める保管場所まで持ち出すなど区の指示によること。 事業者が自らの責任で収集及び運搬を行う、区長が指定する処理施設を利用して処分する場合は、燃やすごみ、燃やさないごみと分別するなど及び当該施設の指示によること。
	燃やさないごみ	事業者が自らの責任で行うものほか、区が原則として2週間に1回収集する。		事業者が自らの責任で処分するものほか、再生利用可能な資源として、売却等により処分する。	区が収集する場合は、燃やさないごみ、燃やさないごみ及び資源物(古紙)は、研削・粉砕・雑がみ、ダンボールの燃焼工場の処理等を受けること。 また、条例第37条第1項に規定する排出禁止物を排出してはならない。
	資源物(古紙)	事業者が自らの責任で行うものほか、区が原則として週1回収集する。		事業者が自らの責任で処分するものほか、再生利用可能な資源として、売却等により処分する。	
	管路ごみ	東京都千代田区清掃一部事務組合が、原則として毎1回収集する。		事業者が自らの責任で処分するものほか、原則として、相互処理した後、分別処分する。	管路ごみは、管路収束に燃やさないごみと分別し、予め設置した排出者設備へ投入すること。 管路収集に燃やさないごみは、燃やすごみ、燃やさないごみ等に分別して排出すること。
一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物(*1)		産業廃棄物の処理又はその処理施設の構築に支障がない範囲において、家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物と併せて区が収集する。	戸数等による。	原則として、自費処理した後、分別処分する。	区が収集する場合は、燃やすごみ、燃やさないごみ及び資源物(管路ごみ収集区域においては管路ごみ及び管路収集に燃やさないごみ)に分別し、条例第36条の規程により、有料ごみ処理券を添付して提出しなければならない。 ただし、これによりがたいと区長が認めるときは、区長の指示に従わなければならない。 なお、排出にあたって事業者は、集積所及び条例第41条に定める保管場所まで持ち出すなど区の指示によること。

*1 産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和46年法律第131号)第2条第4項及び産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第2条に掲げる産業廃棄物のうち、廃プラスチック類(原則としてプラスチックの製造業及びプラスチック加工業から排出されるものを除く。)、紙くず、木くず、金属くず(腐蝕性が付着しているものを除く。)、ガラスくず及び陶磁器くずで、常時使用する従業員の数が20人以下の事業者から排出されるもの又は1事業者1日当たりの平均排出量が50キログラム未満のものに限る。

参 考

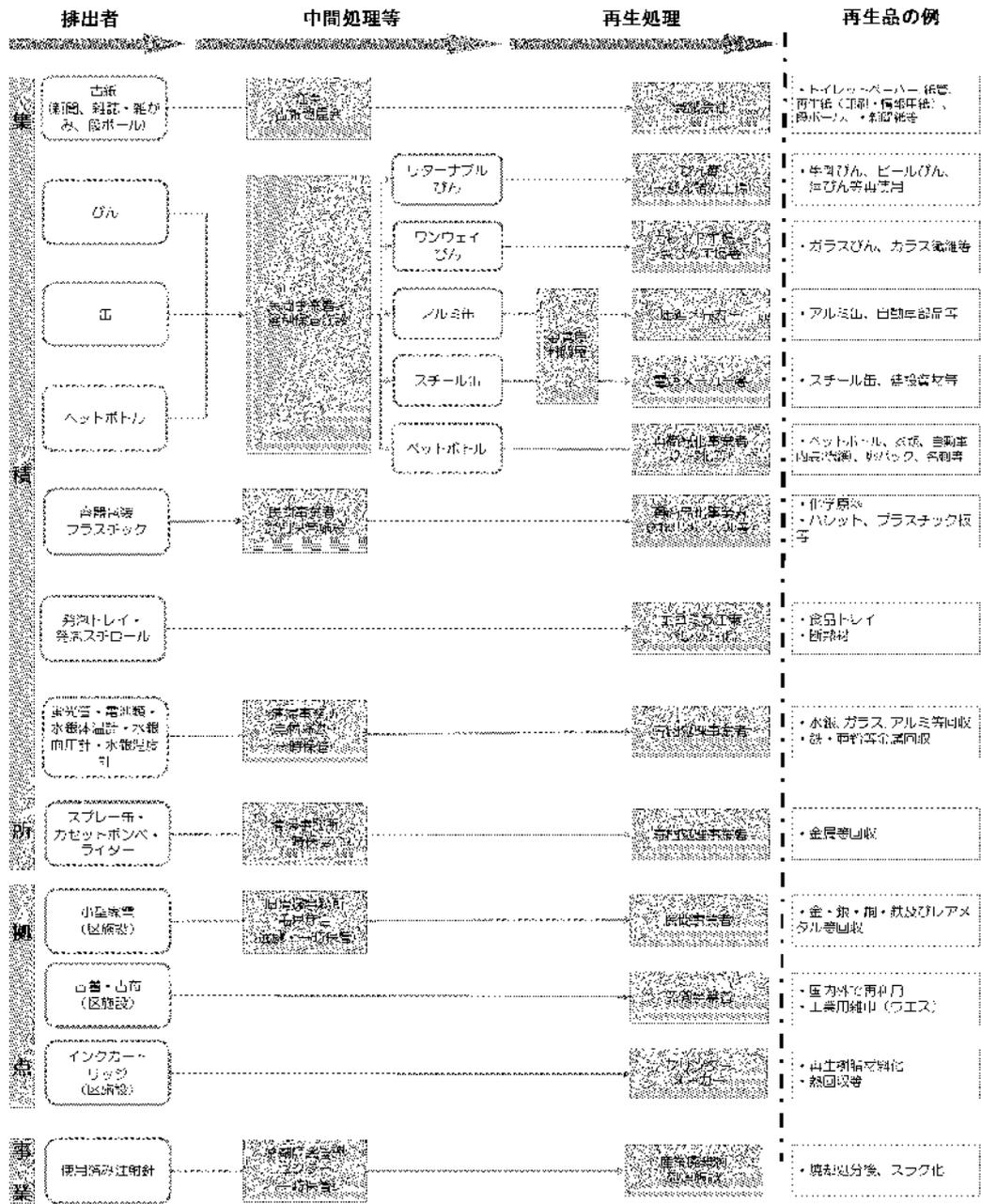
ごみ処理の流れ



*臨海部の一部のごみは、管路収集システムにより収集して有明清掃工場で焼却処理しています。

参考

資源の流れ



◎江東区告示第 1 0 7 号

令和 2 年 1 2 月 1 8 日江東区告示第 3 5 8 号
(行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律施行規則に基づく地方
税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当
と認める書類等を定める件)の一部を次のように
改正する。

令和 3 年 4 月 1 日

江東区長 山 崎 孝 明

別表規則第 6 条第 1 項第 3 号の項中「押印並び
に」を削り、「及び押印があるもの」を「があるも
の」に改める。

◎江東区告示第 1 0 8 号

江東区地域振興部文化観光課が発行する有償の
冊子等の頒布代金の収納については、地方自治法
施行令(昭和 2 2 年政令第 1 6 号)第 1 5 8 条第
1 項の規定に基づき、下記のとおり私人に委託し
たので、同条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 3 年 4 月 1 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

- 1 委託の相手方 東京都江東区東陽四丁目 1 1
番 3 号
公益財団法人江東区文化
コミュニティ財団
事務局長 石井 康弘
東京都江東区東陽四丁目 5 番
1 8 号
一般社団法人江東区観光協
会
理事長 秋山 利裕
東京都江東区亀戸四丁目 1 8
番 8 号
亀戸いきいき事業協同組合
代表理事 塚本 光伸
- 2 委託期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 4
年 3 月 3 1 日まで
- 3 委託の内容 江東区地域振興部文化観光課
が発行する有償の冊子等の頒
布代金の収納事務

◎江東区告示第 1 0 9 号

コンビニエンスストア等における証明書の交付
に係る手数料の収納については、地方自治法施行
令(昭和 2 2 年政令第 1 6 号)第 1 5 8 条第 1 項
の規定に基づき、下記のとおり私人に委託したの

で、同条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 3 年 4 月 1 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

- 1 委託の相手方 東京都千代田区一番町 2 5 番
地
地方公共団体情報システム
機構
理事長 吉本 和彦
- 2 委託期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 4
年 3 月 3 1 日まで
- 3 委託の内容 証明書の交付に係る手数料の
収納事務

◎江東区告示第 1 1 0 号

江東区豊洲特別出張所の公金収納の事務につい
ては、地方自治法施行令(昭和 2 2 年政令第 1 6
号)第 1 5 8 条第 1 項、同令第 1 5 8 条の 2 第 1
項、国民健康保険法(昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号)
第 8 0 条の 2、高齢者の医療の確保に関する法律
(昭和 5 7 年法律第 8 0 号)第 1 1 4 条及び介護
保険法(平成 9 年法律第 1 2 3 号)第 1 4 4 条の
2 の規定に基づき、下記のとおり私人に委託し
たので、地方自治法施行令第 1 5 8 条第 2 項、同令
第 1 5 8 条の 2 第 6 項、国民健康保険法施行令(昭
和 3 3 年政令第 3 6 2 号)第 2 9 条の 2 第 3 第 1 項、
介護保険法施行令(平成 1 0 年政令第 4 1 2 号)
第 4 5 条の 7 第 1 項及び高齢者の医療の確保に関
する法律施行令(平成 1 9 年政令第 3 1 8 号)第
3 3 条第 1 項の規定により告示する。

令和 3 年 4 月 1 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

- 1 契約の相手方 東京都千代田区大手町二丁目
6 番 2 号
株式会社パソナ
常務執行役員人材派遣・
BPO 事業本部
松永 早苗
- 2 委託期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 3
年 6 月 3 0 日まで
- 3 委託の内容 江東区豊洲特別出張所の飼犬
の登録事務に係る手数料、有
料ごみ処理券の販売代金、特
別区民税、個人の都民税、軽
自動車税、国民健康保険の保
険料、後期高齢者医療の保険
料及び介護保険の保険料の収

納事務

◎江東区告示第111号

江東区納税課納付案内等業務委託に係る税金の集金による収納については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり私人に委託したので、地方自治法施行令第158条の2第6項の規定により告示する。

令和3年4月1日

江東区長 山崎孝明

記

- 1 契約の相手方 東京都豊島区東池袋一丁目3番8号
株式会社セゾンパーソナルプラス
代表取締役 能城 成一郎
- 2 委託期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 3 委託の内容 江東区納税課納付案内等業務委託に係る特別区民税・都民税及び軽自動車税の集金による収納事務

◎江東区告示第112号

令和3年東京都告示第375号に係る東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について、東京都知事から関係図書の写しの送付があったので、下記の場所において公衆の縦覧に供する。

令和3年4月1日

江東区長 山崎孝明

記

縦覧場所	江東区東陽四丁目11番28号 江東区役所都市整備部都市計画課（庁舎5階）
------	---

◎江東区告示第113号

令和3年東京都告示第378号に係る東京都市計画都市再開発の方針の変更について、東京都知事から関係図書の写しの送付があったので、下記の場所において公衆の縦覧に供する。

令和3年4月1日

江東区長 山崎孝明

記

縦覧場所	江東区東陽四丁目11番28号 江東区役所都市整備部都市計画課（庁舎5階）
------	---

◎江東区告示第114号

令和3年度における会計年度任用職員の報酬の額について、江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2年3月江東区規則第4号）第4条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和3年4月1日

江東区長 山崎孝明

記

令和3年度会計年度任用職員の報酬の額 別紙のとおり

〔別紙〕

会計年度任用職員の報酬の額一覧

職名	報酬 区分	報酬額	(内 訳)	
			報酬 標準額	地域手当に 相当する報酬
事務支援員	時給額	1,050 円	875 円	175 円
職員課会計年度任用職員	月額	191,098 円	159,249 円	31,849 円
江東区公文書等専門員	月額	279,300 円	232,750 円	46,550 円
江東区行政不服審査担当職員	口額	20,000 円	16,667 円	3,333 円
江東区文書事務担当職員	時給額	1,050 円	875 円	175 円
江東区男女共同参画推進センター 係長上	月額	188,440 円	157,054 円	31,386 円
江東区スポーツ振興指導員	月額	210,124 円	175,104 円	35,020 円
江東区融資相談員	月額	240,451 円	200,376 円	40,075 円
江東区消費生活相談員	月額	236,700 円	197,250 円	39,450 円
江東区文化財主任専門員	月額	279,300 円	232,750 円	46,550 円
江東区文化財専門員	月額	246,434 円	205,362 円	41,072 円
江東区青少年育成指導員	月額	221,092 円	184,244 円	36,848 円
区民課窓口外国人生活支援員	月額	231,676 円	193,064 円	38,612 円
区民課窓口支援員	月額	219,712 円	183,094 円	36,618 円
個人番号カード交付担当員	月額	219,712 円	183,094 円	36,618 円
江東区特別区税滞納整理専門指導 員	月額 (A)	126,030 円	105,025 円	21,005 円
江東区特別区税滞納整理専門指導 員	月額 (B)	63,014 円	52,512 円	10,502 円
江東区介護保険給付適正化事務職 員	月額	211,815 円	176,513 円	35,302 円
江東区福祉事務専門員	月額	219,712 円	183,094 円	36,618 円
江東区高齢者福祉相談支援事務会 計年度任用職員	月額	211,815 円	176,513 円	35,302 円
江東区介護予防機能強化支援員	月額	231,668 円	193,057 円	38,611 円
社会福祉士	月額	290,000 円	241,667 円	48,333 円
江東区地域包括支援専門員	月額	290,000 円	241,667 円	48,333 円
介護保険料徴収精託員	月額	170,042 円	141,702 円	28,340 円
江東区介護保険課窓口等事務職員	月額	199,808 円	166,507 円	33,301 円
介護保険認定調査員	月額	218,139 円	181,783 円	36,356 円
江東区地域リハビリテーション担 談員	日額	19,800 円	16,500 円	3,300 円
江東区障害者余暇活動支援指導員	月額	210,124 円	175,104 円	35,020 円

江東区手話通訳者	月額	209,581円	174,651円	34,930円
	口額	(休日補充) 12,421円	10,351円	2,070円
江東区障害者支援相談員	月額	231,676円	193,064円	38,612円
江東区障害者就労・生活支援相談員	月額	209,581円	174,651円	34,930円
江東区国民健康保険給付事務嘱託員	月額	241,515円	201,263円	40,252円
江東区医療保険相談員	月額	198,493円	165,411円	33,082円
江東区国民健康保険料等徴収嘱託員	月額	170,642円	141,702円	28,940円
江東区国民健康保険料等収納事務補助職員	月額	199,808円	166,507円	33,301円
江東区医療扶助支援員	月額	241,515円	201,263円	40,252円
江東区家庭相談員	月額	175,700円	146,417円	29,283円
江東区資産調査専門員	月額	290,000円	241,667円	48,333円
江東区受験生チャレンジ支援貸付相談員	月額	199,808円	166,507円	33,301円
江東区中国残留邦人等地域生活支援事業相談員	月額	169,308円	141,090円	28,218円
江東区中国在留邦人等支援・相談員	口額	9,398円	7,832円	1,566円
江東区婦人相談員	月額	(月12日) 217,500円	181,250円	36,250円
	月額	(月16日) 290,000円	241,667円	48,333円
栄養士	口額	9,721円	8,101円	1,620円
歯科衛生士	日額	(5時間) 9,721円	8,101円	1,620円
	日額	(6時間) 11,665円	9,721円	1,944円
検査技師	口額	9,721円	8,101円	1,620円
保健師	時間額	1,942円	1,619円	323円
助産師	時間額	1,942円	1,619円	323円
看護師	時間額	1,942円	1,619円	323円
心理判定員	日額	14,750円	12,292円	2,458円
医療連携SW	日額	11,750円	12,292円	2,458円
医療相談専門員	日額	10,568円	8,807円	1,761円
保育担当	時間額	1,250円	1,042円	208円
検査補助	時間額	1,050円	875円	175円
児童福祉専門相談員	月額	290,193円	241,828円	48,365円
江東区児童館児童指導員	時間額	1,708円	1,424円	284円
江東区児童館運営補助員	時間額	1,050円	875円	175円
普通保育補助員	月額	104,100円	86,750円	17,350円
零歳特例保育補助員	月額	141,214円	117,679円	23,535円

乳児専門園普通保育補助員	月額		157,882 円	131,569 円	26,313 円
江東区立保育園栄養士(委託担当)	月額		205,812 円	171,510 円	34,302 円
江東区立保育園栄養士(0歳児担当)	月額		205,812 円	171,510 円	34,302 円
江東区立保育園栄養士(保育課)	月額		205,812 円	171,510 円	34,302 円
特例延長保育補助員(A~C)	時間額	(例)	1,263 円	1,053 円	210 円
	時間額	(延長)	1,387 円	1,156 円	231 円
	時間額	(中)	1,128 円	940 円	188 円
保育補助員	時間額		1,050 円	875 円	175 円
特例・延長保育補助員	時間額	(例)	1,167 円	973 円	194 円
	時間額	(延長)	1,290 円	1,075 円	215 円
	時間額	(中)	1,050 円	875 円	175 円
用務補助員	時間額		1,050 円	875 円	175 円
給食調理補助員	時間額		1,050 円	875 円	175 円
栄養士補助員	時間額		1,440 円	1,200 円	240 円
看護師補助員	時間額		1,950 円	1,625 円	325 円
特別支援児保育巡回指導員	月額		91,700 円	68,084 円	13,616 円
環境学習推進員	月額	①	211,735 円	176,446 円	35,289 円
	月額	②	225,650 円	188,042 円	37,608 円
江東区清掃作業員	日額		8,619 円	7,183 円	1,436 円
江東区道路課技術職員	時間額		1,452 円	1,210 円	242 円
江東区道路等監察指導員	月額		198,493 円	165,411 円	33,082 円
江東区道路保全技術補助員	月額		198,493 円	165,411 円	33,082 円
江東区放置自転車対策作業員	時間額		1,050 円	875 円	175 円
監査業務補助員	時間額		1,531 円	1,276 円	255 円
監査専門員	月額		198,493 円	165,411 円	33,082 円
学校用務補助職員	時間額		1,050 円	875 円	175 円
学校警備補助職員	時間額		1,050 円	875 円	175 円
日本語クラブ講師	月額	(週1回)	90,700 円	75,584 円	15,116 円
	月額	(週5回)	360,000 円	300,000 円	60,000 円
幼稚園相談員	月額		208,795 円	173,996 円	34,799 円
区立幼稚園預かり保育指導員	時間額		1,852 円	1,544 円	308 円
区立幼稚園預かり保育補助員	時間額		1,050 円	875 円	175 円
学校事務専門員	月額		153,669 円	128,058 円	25,611 円
学校栄養職員	月額		224,144 円	186,787 円	37,357 円
学びスタンダード強化講師 TT	時間額		2,730 円	2,275 円	455 円
学びスタンダード強化講師 TT	時間額		2,020 円	1,684 円	336 円

教科担任副講師	時間額	2,730円	2,275円	455円
栄養士補助	時間額	(資格有) 1,405円	1,171円	234円
	時間額	(資格無) 1,050円	875円	175円
江東区教育委員会相談員	月額	208,795円	173,996円	34,799円
スクール・サポート・スタッフ	時間額	1,050円	875円	175円
小1支援員	時間額	1,050円	875円	175円
ブリッジスクール学習支援職員	時間額	2,730円	2,275円	455円
副校長補佐	月額	125,600円	104,667円	20,933円
養護補助	時間額	1,405円	1,171円	234円
江東区幼稚園補助職員	時間額	1,852円	1,544円	308円
江東区立学校日本語指導講師	月額	222,100円	185,084円	37,016円
江東区スクールソーシャルワーカー	月額	290,193円	241,828円	48,365円
江東区俳句教育推進員	月額	208,795円	173,996円	34,799円
江東区理科教育推進員	月額	208,795円	173,996円	34,799円
江東区部活動教育推進員	月額	208,795円	173,996円	34,799円
江東区学校部活動指導員	時間額	2,500円	2,084円	416円
江東区特別支援教育心理専門員	月額	(H15F) 241,531円	201,276円	40,255円
	月額	(H16F) 257,646円	214,705円	42,941円
江東区特別支援教育アドバイザー	月額	241,515円	201,263円	40,252円
江東区特別支援教育看護師	月額	300,000円	250,000円	50,000円
学習支援員	時間額	1,316円	1,097円	219円
個別学習支援指導員	時間額	2,730円	2,275円	455円
情緒安定学級講師	時間額	2,730円	2,275円	455円
特別支援教室指導員	時間額	2,730円	2,275円	455円
江東区きつぎクラブ児童指導員	時間額	1,708円	1,424円	284円
教育相談心理専門員	F額	16,610円	13,842円	2,768円

外9事業者(別紙委託事業者一覧)

◎江東区告示第115号

江東区江東きつぎクラブ条例(平成22年3月江東区条例第16号)第9条の規定に基づく、同条例第2条第2号に規定する事業の利用料の収納については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき次のとおり私人に委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和3年4月1日

江東区長 山崎孝明

記

- 委託の相手方 東京都世田谷区上北沢三丁目8番19号
社会福祉法人雲柱社
理事長 服部 栄

- 委託期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 委託の内容 江東区江東きつぎクラブ条例第2条第2号に規定する事業の利用料の収納事務

別紙 委託事業者一覧

委託事業者	住所	代表者	委託先きつずクラブ
社会福祉法人雲柱社	東京都世田谷区上北沢三丁目 8 番 1 9 号	理事長 服部 栄	江東きつずクラ ブ明治・深川・八 名川・一亀
株式会社マミー・イ ンターナショナル	神奈川県横浜市中区桜木町一 丁目 1 グランビュービル 5 階	代表取締役社長 伊 藤 勝康	江東きつずクラ ブ臨海・数矢・南 陽・川南・枝川・ 水神・二大・南 央・六砂・七砂・ 東砂・亀高・五 砂・二亀
株式会社日本保育サ ービス	愛知県名古屋市中区葵三丁目 1 5 番 3 1 号千種ニュータワ ービル 1 7 F	代表取締役 西井 直人	江東きつずクラ ブ平久・扇橋・五 大
株式会社パソナフォ スター	東京都千代田区大手町二丁目 6 番 4 号	代表取締役 長畑 久美子	江東きつずクラ ブ東陽・東雲・有 明・四砂
(株) トライグルー プ 東京支社	東京都千代田区飯田橋一丁目 1 0 番 3 号	代表取締役 吉田 一義	江東きつずクラ ブ豊西・豊洲
特定非営利活動法人 ワーカーズユープ	東京都豊島区東池袋一丁目 4 4 番 3 号池袋 I S P タマビル	代表理事 田嶋 羊 子	江東きつずクラ ブ豊北・浅堅・三 大
株式会社セリオ	大阪府大阪市北区堂島一丁目 5 番 1 7 号堂島グランドビル 8 F	代表取締役社長 若 浜 久	江東きつずクラ ブ毛利・辰巳・二 辰・有明西
株式会社プロケア	東京都新宿区高田馬場一丁目 3 0 番 4 号 3 0 山京ビル 3 F	代表取締役 秋山 登史子	江東きつずクラ ブ一太・二砂・三 砂・小名木川
シダックス大新東ヒ ューマンサービス株 式会社	東京都調布市調布ヶ丘三丁目 6 番地 3	代表取締役 関口 昌太朗	江東きつずクラ ブ四大
(株) 明日葉	東京都港区芝四丁目 1 3 番地 3 PMO 田町東 1 0 F	代表取締役 大隈 太嘉志	江東きつずクラ ブ砂町

◎江東区告示第 1 1 6 号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 6 0 年 1 0 月江東区条例第 2 8 号）第 1 5 条の 2 の規定による撤去等に要した費用の徴収については、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき次のとおり私人に委託したので、同条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 3 年 4 月 1 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 委託の相手方 東京都中央区新富一丁目 8 番
8 号
シンテイ警備株式会社
代表取締役 得能 芳明

2 委託の期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 4
年 3 月 3 1 日まで

3 委託の内容 自転車の撤去等に要した費用
(手数料) の収納事務

◎江東区告示第 1 1 7 号

江東区立都市公園条例（昭和 5 2 年 6 月江東区条例第 1 3 号）第 2 2 条の規定によるポート場の使用料の収納については、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき次のとおり私人に委託したので、同条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 3 年 4 月 1 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 委託の相手方 東京都江東区東陽六丁目 2 番

- 17号
 公益社団法人江東区シルバー人材センター
 会長 関澤 邦正
- 2 委託期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 3 委託の内容 江東区立横十間川親水公園内ボート場使用料の収納事務

告 示 （ 教 ）

◎江東区教育委員会告示第6号

下記により、令和3年第3回江東区教育委員会定例会を招集する。

令和3年3月23日

江東区教育委員会

教育長 本 多 健一朗

記

- 1 日時 令和3年3月26日（金）
午前10時
- 2 場所 教科書センター（江東区教育センター内）
- 3 議題

日程第1	議案第4号	令和2年度江東区一般会計補正予算（第9号）
日程第2	議案第5号	令和3年度江東区一般会計補正予算（第1号）
日程第3	議案第6号	江東区立幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部改正
- 4 報告事項
 - (1) 新型コロナウイルス感染症の対応についてほか

告 示 (監)

◎江東区監査委員告示第 4 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 9 項、江東区監査基準(令和 2 年 4 月 1 日江東区監査委員訓令甲第 1 号)第 17 条の規定に基づき、令和 2 年度財政援助団体等監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和 3 年 3 月 15 日

江東区監査委員	松	土	英	男
同	藏	田	朝	彦
同	川	北	直	人
同	新	島	つ	ねお

令和2年度財政援助団体等監査報告書

第 1 監査の範囲

1 監査の対象事項

財政援助団体等監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、区が財政的援助を与えている団体等について実施する監査である。

令和2年度監査の対象事項は、次のとおりである。併せて、監査対象団体の所管部による指導監督の状況についても監査した。

- (1) 令和元年度に区が補助金を交付した団体（以下「補助金交付団体」という。）における出納その他の事務の執行で、当該財政的援助に係るもの
- (2) 区が出資している団体（以下「出資団体」という。）の出納その他の事務で、令和元年度の執行に係るもの
- (3) 地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者として区の公の施設の管理を行わせている団体の出納その他の事務で、令和元年度の執行に係るもの

2 監査の対象団体、所管部等

対象団体	対象事項による区分	対象施設・組織	所管部
一般社団法人東京都江東産業連盟	指定管理	産業会館	地域振興部
公益財団法人江東区文化コミュニティ財団	補助金交付 出資 指定管理	管理課 豊洲文化センター 亀戸文化センター（商工情報センター含む） 頁大舟文化センター	地域振興部
公益財団法人江東区健康スポーツ公社	補助金交付 出資 指定管理	事務局 健康センター	地域振興部 健康部（保健所）
江東シーサイドマラソン大会実行委員会	補助金交付		地域振興部
社会福祉法人江東区社会福祉協議会	補助金交付	事務局	福祉部
公益社団法人江東区シルバー人材センター	補助金交付	事務局	福祉部
パークコミュニティ 堅川	指定管理	堅川河川敷公園	土木部

3 監査の実施期日

令和2年10月7日から同年11月20日までのうち15日間

第 2 監査の方法、着眼点等

1 監査の方法

対象団体からは令和元年度事業報告書、出納関係帳票等、所管部からは補助金支出団体決算状況調書及び財政援助団体等決算状況調書その他の資料の提出を求め、監査当日は、関係職員の説明を聴取しつつ関係帳簿と証拠書類とを照査突合し、監査した。

また、事務局職員による事務監査を専門的視点から補完するため、公認会計士による会計関係書類の調査を併せて実施した。対象とした団体は、公益社団法人江東区シルバー人材センター及びパークコミュニティ懸川の2団体である。

2 主な着眼点

(1) 補助金交付団体

- ア 所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされているか。
- イ 補助事業は、補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われているか。
- ウ 補助に係る会計経理内容は、適正か。

(2) 出資団体

- ア 出資の目的に沿って運営されているか。
- イ 会計処理に係る内部統制が整備され、適切に運用されているか。

(3) 指定管理者

- ア 指定管理者の指定の手続及び管理に関する協定等の締結が適法に行われているか。
- イ 所管部からの指導監督が適正になされているか。
- ウ 協定の内容に基づき、指定管理者の義務が履行されているか。
- エ 管理業務に係る会計経理内容は、適正か。

3 その他

本報告書において、指定管理者による管理業務に係る委託費を「指定管理料」という。

第 3 監査対象団体の概要及び監査結果

令和2年度財政援助団体等監査に係る各団体の監査結果は、次のとおりである。

1 一般社団法人東京都江東産業連盟

(1) 団体の概要

一般社団法人東京都江東産業連盟（以下「法人」という。）は、昭和22年4月に任意団体東京都深川工場連盟として創立し、昭和39年8月に社団法人の認可を受け、昭和63年4月に社団法人東京都江東産業連盟と改称した。平成25年4月には公益法人制度改革により一般社団法人となり、地域産業の振興及び都民生活の向上に寄与することを目的とし、次の事業を行っている。

- ① 行政機関と会員との架け橋
- ② 地域産業振興等の推進
- ③ 異業種交流等の推進
- ④ 産業会館指定管理者業務
- ⑤ 労働保険事務組合業務

(2) 区との関係

区は、法人を指定管理者として、以下のとおり公の施設の管理運営を行わせている。

ア 監査対象施設

産業会館

イ 指定期間

平成29年4月1日から令和4年3月31日まで

ウ 指定管理料

施設内訳	令和元年度	平成30年度
産業会館	22,255,140円	21,615,000円

エ 指定管理業務

- (1) 産業会館の施設等の保守、点検及び維持管理に関すること
- (2) 産業会館の利用に関すること
- (3) 産業会館の事業の実施に関すること

(3) 監査対象施設に係る財政状況

産業会館は、主として指定管理料により運営されている。令和元年度における事業収支に係る決算は、次のとおりである。

項 目	決 算 額	摘 要
委託費収支(1)	0円	
収入	22,255,140円	
指定管理料	22,255,140円	
支出	22,255,140円	
労務管理費支出	13,911,209円	人件費等
外注費支出	6,802,758円	清掃業務委託費、各種設備保守点検費、コピー機等リース料
賃借料支出	895,251円	パソコンリース料・新施設予約システムリース料等
損害保険料支出	137,490円	
通信費支出	212,306円	電話料金、銀行振込料等
雑費支出	296,126円	事務用消耗品費等
会館事業収支(2)	705,297円	
収入	5,612,383円	
施設・器具利用料収入	5,612,340円	
雑収入	43円	預金利息
支出	4,907,086円	
施設補修費支出	22,056円	
光熱費支出	3,354,699円	
雑費支出	416,781円	切手代、その他雑費等
消費税・地方税	1,113,550円	
収支差額(1)+(2)	705,297円	

(4) 監査の結果

指定管理者の指定の手續及び管理に関する協定等の締結は適法に行われており、所管部からの指導監督は適正になされていると認められる。また、協定の内容に基づき、指定管理者の義務は履行されており、管理業務に係る会計経理内容はおおむね適正であると認められる。

なお、監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

2 公益財団法人江東区文化コミュニティ財団

(1) 団体の概要

ア 概要

公益財団法人江東区文化コミュニティ財団(以下「財団」という。)は、昭和57年3月に財団法人江東区地域振興会として区が設立した団体である。平成22年4月、公益財団法人に移行し、併せて名称を変更した。

財団は、コミュニティの振興を図るとともに、文化の振興に関する事業を行うことによって地域社会の発展と豊かな区民生活の形成に寄与することを目的とし、主として次の事業を行っている。

- ① コミュニティの振興に関する事業
- ② 文化振興に関する事業
- ③ 江東区から受託する文化、コミュニティに関する事業
- ④ 江東区から受託する施設の管理運営に関する事業

イ 組織

財団は、役員10名(理事長1名、常務理事1名、理事6名、監事2名)及び職員129名(うち区派遣職員3名)で構成されている(令和2年3月31日現在)。

(2) 区との関係

区は、財団に対して、補助金の交付及び出資を行った。また、区は財団を指定管理者として、公の施設の管理運営を行わせている。

ア 補助金交付

(v) 根拠法令等

江東区公益財団法人に対する助成等に関する条例(昭和61年3月江東区条例第9号)及び同施行規則(昭和61年3月江東区規則第24号)

(i) 補助金額

交付対象	令和元年度	平成30年度
文化センター(7館)・総合区民センター・江東公会堂	901,003,023円	887,502,094円
芭蕉記念館・深川江戸資料館・中川船番所資料館	124,973,506円	121,345,597円
合 計	1,025,976,529円	1,008,847,691円

イ 出資

区は、法人設立の際の基本財産及び追加出資として3億円、運用財産として1千万円、合計3億1千万円を出資している。なお、令和元年度末の基本財産は、3億5千万円である。

ウ 指定管理

(ロ) 指定管理対象施設

- | | |
|-------------|------------|
| ① 江東区文化センター | ⑧ 総合区民センター |
| ② 森下文化センター | ⑨ 江東公会堂 |
| ③ 古石場文化センター | ⑩ 商工情報センター |
| ④ 豊洲文化センター | ⑪ 芭蕉記念館 |
| ⑤ 亀戸文化センター | ⑫ 深川江戸資料館 |
| ⑥ 東大島文化センター | ⑬ 中川船番所資料館 |
| ⑦ 砂町文化センター | |

(イ) 指定期間

平成28年4月1日から令和3年3月31日まで

(ロ) 指定管理料

施設内訳	令和元年度	平成30年度
文化センター(7館)・総合区民センター・江東公会堂・商工情報センター	631,814,654円	560,154,183円
芭蕉記念館・深川江戸資料館・中川船番所資料館	100,542,398円	94,452,448円
合 計	732,357,052円	654,606,631円

(エ) その他

区は、財団に対して、「KOTOおもてなしコミュニケーション英会話講座運営」(委託金額:1,709,745円)を委託した。

(3) 運営状況の概要

ア 経営実績

財団は、主として補助金等収入、利用料金収入、事業収入等をもって運営されている。令和元年度における収支決算は、別表1-1のとおりである。

イ 財政状態

令和元年度末における財政状態は、別表1-2のとおりである。

(4) 監査の結果

- ア 所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされていると認められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われており、補助に係る会計経理内容は適正であると認められる。
- イ 財州は、出資の目的に沿って運営されており、会計処理に係る内部統制は整備され、適切に運用されていると認められる。
- ウ 指定管理者の指定の手続及び管理に関する協定等の締結は適法に行われており、所管部からの指導監督は適正になされていると認められる。また、協定の内容に基づき、指定管理者の義務は履行されており、管理業務に係る会計経理内容は適正であると認められる。
- エ 監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

別表1-1 収支決算

(単位:円)

	令和元年度	平成30年度	増 減	摘 要
収入	2,483,861,644	2,420,936,348	62,925,296	
基本財産運用収入	58,405	58,400	5	
特定資産運用収入	83,544	80,204	3,340	
作業収入	177,702,491	183,488,157	△ 5,785,666	受講料収入、入場券収入、参加費収入等
利用料金収入	473,053,858	495,912,174	△ 22,858,316	施設利用料金収入、器具利用料金収入、基金利用料金収入等
補助金等収入	1,773,939,381	1,691,010,322	82,929,059	
補助金収入	1,095,976,529	1,008,847,691	17,128,838	区補助金
委託収入	734,066,852	656,315,631	77,751,221	×委託管理料等
助成金等収入	13,896,000	25,847,000	△ 11,951,000	
文化振興事業積立預金取崩収入	4,159,000	4,086,000	73,000	
退職給付引当資産取崩収入	59,390,524	43,733,316	8,657,208	
寄附金収入	98,899	106,569	△ 7,670	
雑収入	38,700	3,785	35,415	受取利息収入等
前期繰越収支差額	2,336,742	2,457,921	△ 121,179	
支出	2,481,098,754	2,118,599,666	62,499,118	
作業費支出	1,376,121,229	1,357,794,631	18,326,598	
コミュニティ振興事業費支出	60,668,030	60,763,933	△ 95,903	
グループ育成事業費支出	26,560,041	26,838,043	△ 278,002	
博覧会費・提供事業費支出	25,632,297	27,357,257	△ 1,724,960	
文化芸術振興事業費支出	117,935,720	118,078,865	2,857,155	
施設記念館展示事業費支出	3,035,910	3,200,331	△ 164,421	
歴史文化施設事業費支出	30,789,708	29,925,061	864,647	
文化センター等事業費支出	1,709,745	1,709,000	745	
施設管理事業費支出	1,098,916,964	1,081,643,066	17,273,898	
利用者交流事業費支出	10,932,764	11,279,432	△ 346,668	
法人管理運営費支出	1,017,567,239	973,266,850	44,290,389	
人件費支出	928,229,027	920,418,189	7,812,838	
法人管理事務費支出	87,845,469	61,043,003	26,802,466	
法人運営費支出	1,482,743	1,807,658	△ 324,915	
文化振興事業積立預金支出	2,336,742	2,457,921	△ 121,179	
文化振興事業積立預金貸付支出	3,000	3,000	0	
退職給付引当資産支出	85,080,544	85,077,201	3,340	
収支差額	2,762,790	2,336,742	426,048	

別表1-2 財政状態

(単位:円、%)

	令和元年度 (令和2年3月31日現在) (A)	平成30年度 (平成31年3月31日現在) (B)	増(△)減	
			金額 (A-B)	率 ((A-B)/B×100)
資産の部				
流動資産	238,699,780	286,843,820	△ 48,144,040	△ 16.8
現金	2,078,157	7,752,068	△ 5,673,911	△ 73.2
普通預金	211,434,711	235,628,200	△ 24,193,489	△ 10.3
未収金	11,158,413	29,677,497	△ 18,519,084	△ 62.4
前払金	791,098	718,316	72,782	10.1
棚卸資産	13,237,401	13,067,739	169,662	1.3
固定資産	976,350,718	923,153,069	53,197,649	5.8
基本財産	350,000,000	350,000,000	0	0.0
特定資産	608,694,211	572,823,449	30,870,762	5.4
文化振興事業預立預金	17,410,868	19,230,126	△ 1,819,258	△ 9.5
退職給付引当資産	586,283,343	553,593,323	32,690,020	5.9
その他固定資産	22,856,507	329,620	22,526,887	6773.3
什器備品	196,456	329,620	△ 133,164	△ 40.4
リース資産	22,460,051	0	22,460,051	皆増
資産合計	1,215,050,498	1,209,996,889	5,053,609	0.4
負債の部				
流動負債	273,608,635	308,581,155	△ 34,972,500	△ 11.3
未払金	187,381,610	213,610,750	△ 26,229,140	△ 12.3
前受金	13,599,050	20,629,050	△ 7,030,000	△ 34.1
預り金	21,718,920	37,199,530	△ 15,480,610	△ 41.6
リース債務	9,784,939	0	9,784,939	皆増
賞与引当金	41,121,127	37,141,816	3,979,311	10.7
固定負債	889,517,577	837,008,438	52,509,139	6.3
長期リース債務	13,276,610	0	13,276,610	皆増
退職給付引当金	876,240,967	837,008,438	39,232,529	4.7
負債合計	1,163,126,212	1,145,589,593	17,536,619	1.5
正味財産の部				
指定正味財産	300,000,000	300,000,000	0	0.0
(うち基本財産への充当額)	(300,000,000)	(300,000,000)	0	0.0
一般正味財産	△ 248,072,734	△ 235,592,704	△ 12,480,030	△ 5.3
(うち基本財産への充当額)	(50,000,000)	(50,000,000)	0	0.0
(うち特定資産への充当額)	(17,410,868)	(19,230,126)	(△ 1,819,258)	△ 9.5
正味財産合計	51,927,266	61,407,296	△ 12,480,030	△ 19.4
負債及び正味財産合計	1,215,050,498	1,209,996,889	5,053,609	0.4

3 公益財団法人江東区健康スポーツ公社

(1) 団体の概要

ア 概要

公益財団法人江東区健康スポーツ公社（以下「公社」という。）は、昭和62年10月に財団法人として区が設立した団体である。平成22年4月、公益財団法人に移行した。

公社は、健康増進及びスポーツ振興の事業を推進し、もって健康な体づくりを通じて地域社会の発展と豊かな区民生活の形成に寄与することを目的とし、主として次の事業を行っている。

- ① 健康増進のための意識づくり及び組織づくりに関する事業
- ② 健康増進のための健康測定及び健康の保持増進に関する事業
- ③ スポーツ振興のための意識づくり及び組織づくりに関する事業
- ④ スポーツ振興のためのスポーツ教室等に関する事業
- ⑤ スポーツ振興のための体づくりに関する事業
- ⑥ 江東区から受託する施設の管理運営に関する事業

イ 組織

公社は、役員11名（理事長1名、常務理事1名、理事7名、監事2名）及び職員59名（うち区派遣職員2名）で構成されている（令和2年3月31日現在）。

(2) 区との関係

区は、公社に対して、補助金の交付及び出資を行った。また、区は公社を指定管理者として、公の施設の管理運営を行わせている。

ア 補助金交付

(イ) 根拠法令等

江東区公益財団法人に対する助成等に関する条例及び同施行規則

(ii) 補助金額

交付対象	令和元年度	平成30年度
健康センター	47,939,502円	42,615,957円
スポーツ施設	765,239,847円	703,232,291円
法人管理費	98,758,660円	109,919,161円
合 計	911,938,009円	855,767,409円

※補助金額には介護予防事業に係る区からの委託料 3,118,090 円を含む。

イ 出資

区は、法人設立の際の基本財産として、3億円を出資している。なお、令和元年度末の基本財産は、3億円である。

ウ 指定管理

(ア) 指定管理対象施設

- ① 健康センター
- ② 深川北スポーツセンター
- ③ 深川スポーツセンター
- ④ 有明スポーツセンター
- ⑤ 亀戸スポーツセンター
- ⑥ スポーツ会館
- ⑦ 東砂スポーツセンター

(イ) 指定期間

平成28年4月1日から令和3年3月31日まで

(ウ) 指定管理料

施設等内訳	令和元年度	平成30年度
健康センター	65,505,370円	64,330,835円
スポーツ施設	642,133,282円	588,266,527円
スポーツネット管理業務	29,625,463円	30,020,177円
合 計	737,264,115円	682,617,539円

(3) 運営状況の概要

ア 経営実績

公社は、主として補助金等収入、事業収入等をもって運営されている。令和元年度における収支決算は、別表2-1のとおりである。

イ 財政状態

令和元年度末における財政状態は、別表2-2のとおりである。

(4) 監査の結果

ア 所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされていると認められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われており、補助に係る会計経理内容は適正であると認められる。

- イ 公社は、出資の目的に沿って運営されており、会計処理に係る内部統制は整備され、適切に運用されていると認められる。
- ウ 指定管理者の指定の手續及び管理に関する協定等の締結は適法に行われており、所管部からの指導監督は適正になされていると認められる。また、協定の内容に基づき、指定管理者の義務は履行されており、管理業務に係る会計経理内容は適正であると認められる。
- エ 監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

別表2-1 収支決算

(単位:円)

	令和3年度	平成30年度	増 減	摘 要
収入	2,193,837,954	2,227,835,204	△ 33,997,250	
島本財産運用収入	300,505	112,488	188,017	
事業収入	529,938,415	652,101,324	△ 122,162,909	健康事業収入、スポーツ事業収入、 利用料収入等
補助金等収入	1,849,202,124	1,538,384,948	110,817,176	
補助金収入	911,938,009	855,767,409	56,170,600	区補助金等
委託事業収入	737,264,115	682,617,539	54,646,576	区指定管理料
健康スポーツ事業積立預金取崩収入	0	0	0	
退職給付引当預金取崩収入	12,924,616	37,192,257	△ 24,267,641	
雑収入	1,473,300	44,187	1,428,113	受取利息収入、公衆電話料金等
前期繰越収支差額	0	0	0	
支出	2,193,837,954	2,227,835,204	△ 33,997,250	
事業費支出	2,077,309,799	2,077,499,911	△ 190,112	
人件費	243,737,211	252,534,893	△ 8,797,682	
健康増進事業ほかの事業費	676,047,171	687,988,153	△ 11,940,982	
健康センター管理事業費	68,297,316	66,994,793	1,302,517	
スポーツ施設管理事業費	1,059,602,644	1,039,961,895	19,640,749	
スポーツネット管理事業費	29,625,462	30,020,177	△ 394,714	
管理費支出	88,219,369	119,140,177	△ 30,920,808	
管押費	86,575,816	117,649,239	△ 31,073,423	
運営費	1,643,753	1,490,938	152,815	
健康スポーツ事業積立預金支出	1,365	1,361	4	
退職給付引当預金支出	28,307,221	31,193,755	△ 2,886,534	
収支差額	0	0	0	

別表2-2 財政状態

(単位:円、%)

	令和元年度 (令和2年3月31日現在) (A)	平成30年度 (平成29年3月31日現在) (B)	増(△)減	
			金額 (A - B)	率 ((A - B)/B)×100)
資産の部				
流動資産	247,894,731	328,838,641	△ 80,943,910	△ 24.6
現金	2,351,200	6,603,551	△ 4,252,351	△ 64.4
普通預金	190,042,914	309,320,495	△ 119,277,581	△ 38.6
立替金	1,304,299	543,575	760,724	139.9
未収金	52,870,364	11,521,426	41,348,938	358.9
商品	1,573,954	891,594	682,360	76.5
貸倒引当金	△ 248,000	△ 42,000	△ 206,000	△ 490.5
固定資産	537,308,340	593,133,357	△ 55,825,017	△ 9.4
基本財産	300,000,000	300,000,000	0	0.0
特定資産	190,766,709	85,382,733	105,383,976	123.3
退職給付引当資産	87,150,446	71,767,835	15,382,611	21.4
健康スポーツ事業積立資産	13,616,263	13,614,898	1,365	0.0
その他固定資産	136,541,631	207,750,624	△ 71,208,993	△ 34.3
資産合計	785,203,071	921,971,998	△ 136,768,927	△ 14.8
負債の部				
流動負債	327,820,825	431,088,824	△ 103,267,999	△ 24.0
未払金	240,076,913	317,361,779	△ 77,284,866	△ 24.4
預り金	6,491,864	10,827,268	△ 4,335,404	△ 39.9
賞与引当金	14,687,623	14,670,272	17,351	0.1
短期リース債務	66,564,425	88,429,305	△ 21,864,880	△ 24.7
固定負債	310,188,015	387,975,181	△ 77,787,166	△ 20.0
退職給付引当金	238,423,738	266,558,471	△ 28,134,733	△ 10.6
長期リース債務	71,764,277	121,416,710	△ 49,652,433	△ 40.9
負債合計	638,008,840	819,063,805	△ 181,054,965	△ 22.1
正味財産の部				
指定正味財産	300,000,000	300,000,000	0	0.0
(うち基本財産への充当額)	(300,000,000)	(300,000,000)	0	0.0
一般正味財産	△ 152,805,769	△ 197,091,807	44,286,038	22.5
(うち特定資産への充当額)	(13,616,263)	(13,614,898)	(1,365)	0.0
正味財産合計	147,194,231	102,908,193	44,286,038	43.0
負債及び正味財産合計	785,203,071	921,971,998	△ 136,768,927	△ 14.8

4 江東シーサイドマラソン大会実行委員会

(1) 団体の概要

江東シーサイドマラソン大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、第30回大会（平成22年度）より設立された。区内各種団体の代表者及び区職員等で構成され、江東シーサイドマラソン大会（以下「大会」という。）を開催するために必要な事業を行っている。

(2) 区との関係

区は、実行委員会に対して江東シーサイドマラソン大会補助金を交付した。

ア 根拠法令等

江東シーサイドマラソン大会補助金交付基準（平成23年4月1日23江地第364号）

イ 補助金額

	金 額	摘 要
交付金額	12,350,000円	概算払等
確定金額	12,350,000円	大会参加費や賛助金等 31,878,007円を除く
精算金額	0円	

ウ 補助事業の概要

大会は、「潮風に乗って走ろう」をスローガンに掲げ、江東区南部臨海地域を中心に10km部門及びハーフ部門を設け、公益財団法人日本陸上競技連盟の公認の下、実施している。

第39回大会は、令和元年11月24日（日）に開催された。10km部門1,814名、ハーフ部門2,928名の市民ランナーが申込みをし、江東区夢の島競技場をスタート・フィニッシュ地点として3,823名が出走し、3,493名が完走した。

(3) 財政の状況

実行委員会は、区からの補助金収入のほか、大会参加費収入、賛助金収入、前年度の積立金等をもって運営されている。令和元年度における資金収支決算は、次のとおりである。

収 入	支 出	収支差額
44,228,007円	44,228,007円	0円

※収入金額には、前年度の積立金4,869,878円を含む。

※支出金額には、翌年度以降の大会運営の充実等を図るための積立金5,162,147円(利息、東京マラソンエントリー料含む)を含む。

(4) 監査の結果

所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされていると認められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われており、補助に係る会計経理内容は適正であると認められる。

なお、監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

5 社会福祉法人江東区社会福祉協議会

(1) 団体の概要

ア 概要

社会福祉法人江東区社会福祉協議会（以下「法人」という。）は、昭和28年3月に任意団体として発足し、同39年7月に社会福祉事業法（現・社会福祉法）（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人認可を受けた団体である。社会福祉法第109条に規定する市町村社会福祉協議会として、地域福祉の増進のため、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民参加のための援助等を行っている。

イ 組織

法人は、役員17名（会長1名、副会長4名、常務理事1名、理事9名、監事2名）及び職員89名（うち区派遣職員4名）で構成されている（令和2年3月31日現在）。

(2) 区との関係

区は、法人に対して、管理運営事業及び施設運営事業、ボランティア活動推進事業、応急小口福祉資金貸付事業、ホームヘルプサービス事業、福祉機器リサイクル事業、法人後見等事業及び地域福祉コーディネーター事業に必要な経費として、補助金を交付した。

ア 根拠法令等

社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例（昭和58年3月江東区条例第5号）及び同施行規則（昭和58年4月江東区規則第20号）並びに社会福祉法人江東区社会福祉協議会に対する助成の手続に関する要綱（昭和58年10月1日江厚福発第856号）

イ 補助金額

交付対象	令和元年度	平成30年度
社会福祉協議会事業費助成事業	135,633,335円	133,568,134円
管理運営事業及び施設運営事業	114,257,979円	108,156,795円
応急小口福祉資金貸付事業	1,468,710円	1,548,826円
ホームヘルプサービス事業	4,315,962円	4,747,950円
福祉機器リサイクル事業	329,934円	494,960円
法人後見等事業	9,765,597円	9,817,337円

地域福祉コーディネーター事業	5,495,153円	8,802,266円
ボランティアセンター運営費助成事業	47,254,397円	44,311,949円
ボランティア活動推進事業	47,254,397円	44,311,949円
合 計	182,887,732円	177,880,083円

※管理運営事業及び施設運営事業は、事務局職員人件費、福利厚生費、パソコンリース料、光熱水費等である。

(3) 財政の状況

法人は、主として区及び東京都社会福祉協議会からの受託金収入のほか、区補助金収入、寄附金収入、共同募金配分金収入、会費収入等をもって運営されている。令和元年度における資金収支決算は、次のとおりである。

ア 地域福祉推進事業

	令和元年度	平成30年度
収 入 (1)	478,284,105円	456,665,292円
支 出 (2)	477,948,153円	456,640,390円
前期末支払資金残高(3)	34,390,189円	34,365,287円
収支差額(1)-(2)+(3)	34,726,141円	34,390,189円

イ 歳末たすけあい運動事業

	令和元年度	平成30年度
収 入 (1)	2,812,775円	2,708,244円
支 出 (2)	2,812,775円	2,708,244円
前期末支払資金残高(3)	0円	0円
収支差額(1) (2)+(3)	0円	0円

ウ 応急小口福祉資金貸付事業

	令和元年度	平成30年度
収 入 (1)	4,609,455円	5,249,002円
支 出 (2)	3,367,630円	4,489,826円
前期末支払資金残高(3)	31,517,563円	30,758,387円
収支差額(1)-(2)+(3)	32,759,388円	31,517,563円

エ 障害者福祉センター事業

	令和元年度	平成30年度
収 入 (1)	379,335,051円	375,622,345円
支 出 (2)	379,303,176円	375,540,751円
前期末支払資金残高(3)	1,147,269円	1,065,675円
収支差額(1) (2)+(3)	1,179,144円	1,147,269円

(4) 監査の結果

所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされていると認められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われており、補助に係る会計経理内容は適正であると認められる。

なお、監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

6 公益社団法人江東区シルバー人材センター

(1) 団体の概要

ア 概要

公益社団法人江東区シルバー人材センター(以下「センター」という。)は、昭和54年に任意団体「江東区高齢者事業団」として設立された団体である。その後、昭和55年の法人認可を経て、平成23年4月、公益社団法人に移行した。

センターは、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第37条第1項の指定を受け、社会参加の意欲ある健康な高齢者に対し、地域社会と連携を保ちながら、その希望、知識及び経験に応じた就業並びに社会奉仕等の活動機会を確保し、生活感の充実及び福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的として、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のための就業の機会確保及び提供等を行っている。

センターの仕組みは、次のとおりである。

センターは、企業、家庭、公共団体等の発注者と請負契約又は委任契約を締結する。その契約を受けて、センターは会員に仕事を提供し、会員は引き受けた仕事を完成又は遂行し、実績に応じて報酬を「配分金」として受け取る。なお、会員は、年会費として2,000円をセンターに支払わなければならない。

イ 組織

センターは、役員17名(会長1名、副会長1名、常務理事1名、理事12名、監事2名)及び職員18名(うち区派遣職員3名)で構成され、会員総数は、2,575名であった(令和2年3月31日現在)。

(2) 区との関係

区は、センターに対して、管理運営費(人件費等)につき補助金を交付した。

ア 根拠法令等

江東区補助金等交付事務規則(平成20年3月江東区規則第24号)及び公益社団法人江東区シルバー人材センター管理運営費補助金事務処理要領

(平成24年4月1日24江福高第1号)

イ 補助金額

	金 額	摘 要
交付金額	63,599,000円	概算払等
確定金額	63,599,000円	
精算金額	0円	

(3) 監査対象事項に係る財政状況

センターは、主として区及び国庫からの補助金収入のほか、事業収入及び会費収入をもって運営されている。令和元年度における区からの補助金に係る収支決算は、次のとおりである。

項 目	決 算 額	摘 要
収入	63,599,000円	
区補助金	63,599,000円	
支出	63,599,000円	
事業費	51,099,000円	職員基本給、法定福利費、職員特別手当、職員諸手当、賃借料等
管理費	12,500,000円	職員基本給、法定福利費、職員特別手当、職員諸手当、退職給付費用等
収支差額	0円	

(4) 監査の結果

所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされていると認められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われており、補助に係る会計経理内容は適正であると認められる。

なお、監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

7 パークコミュニティ堅川

(1) 団体の概要

パークコミュニティ堅川は、代表企業を株式会社日比谷アメニスとし、日建総業株式会社と2社で構成された共同事業体である。

(2) 区との関係

区は、パークコミュニティ堅川を指定管理者として、以下のとおり公の施設の管理運営を行わせている。

ア 監査対象施設

堅川河川敷公園

イ 指定期間

平成28年4月1日から令和3年3月31日まで

ウ 指定管理料

施設内訳	令和元年度	平成30年度
堅川河川敷公園	48,272,940円	49,480,000円

エ 指定管理業務

江東区立都市公園条例(昭和52年6月江東区条例第13号)第25条に掲げる業務

- ① 堅川河川敷公園の施設の提供に関する事
- ② 堅川河川敷公園の施設及び設備の維持管理に関する事
- ③ ①②のほか江東区が必要と認める業務

(3) 監査対象施設に係る財政状況

堅川河川敷公園は、指定管理料のほか、利用料金収入等により運営されている。令和元年度における事業収支に係る決算は、次のとおりである。

項 目	決 算 額	摘 要
収入(1)	90,022,840円	
指定管理料	48,272,940円	
利用料金収入	41,749,900円	カヌー・カヤック事業、フットサル事業、駐車場事業等
支出(2)	90,378,907円	
人件費	25,213,978円	

事業費	9,243,969円	
カヌー・カヤック事業	9,185,600円	
フットサル事業	52,369円	
駐市場事業	6,000円	
管理費	45,152,119円	
事務費	658,759円	
光熱水費	8,084,702円	
施設整備費維持管理費	34,064,085円	
修繕費	1,267,237円	
消耗品費	246,862円	
通信費	173,295円	
広告宣伝費	202,000円	
保険料	301,250円	
その他	153,929円	
その他	3,420,865円	本経費等
消費税	7,347,976円	
収支差額 (1)-(2)	△356,067円	

(4) 監査の結果

指定管理者の指定の手續及び管理に関する協定等の締結は適法に行われており、所管部からの指導監督は適正になされていると認められる。

また、協定の内容に基づき、指定管理者の義務は履行されており、管理業務に係る会計経理内容は適正であると認められるが、指定管理の内容については、仕様書において清掃業務の範囲が明確に示されていないなどの事例が見受けられたため、次期の協定締結にあたっては指定管理業務の範囲についての規定を見直し、責任範囲の明確化を図られたい。

なお、監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

区 議 会

◎区議会議決事項（令和3年第1回定例会）

2月24日から3月30日まで会期35日間にわたって開会した令和3年第1回江東区議会定例会において、別記の事項を議決した。

1 議案（区長提出）

- 議案第1号 令和2年度江東区一般会計補正予算（第8号）
- 議案第2号 令和2年度江東区国民健康保険会計補正予算（第3号）
- 議案第3号 令和2年度江東区介護保険会計補正予算（第2号）
- 議案第4号 令和2年度江東区後期高齢者医療会計補正予算（第2号）
- 議案第9号 特別区道路線の認定について
- 議案第10号 議決を得た契約の契約変更について
- 議案第11号 江東区事務手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第12号 江東区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第13号 江東区営運動場条例の一部を改正する条例
- 議案第14号 江東区立児童遊園条例の一部を改正する条例
(以上3月15日原案可決)
- 議案第5号 令和3年度江東区一般会計予算
- 議案第6号 令和3年度江東区国民健康保険会計予算
- 議案第7号 令和3年度江東区介護保険会計予算
- 議案第8号 令和3年度江東区後期高齢者医療会計予算
- 議案第15号 江東区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第16号 江東区介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第17号 江東区指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第18号 江東区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

議案第19号 江東区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第20号 令和2年度江東区一般会計補正予算（第9号）

議案第21号 令和3年度江東区一般会計補正予算（第1号）

議案第22号 江東区国民健康保険条例の一部を改正する条例
(以上3月30日原案可決)

2 議案（議員提出）

議員提出議案第1号 江東区議会会議規則の一部を改正する規則

議員提出議案第2号 養育費不払問題の解消に向けた対策の強化を求める意見書
(以上3月30日原案可決)

3 請願・陳情

1 陳情第15号 東電福一事故由来の放射性物質による影響を知るための健康診断実施の陳情

2 陳情第44号 施設使用料金に関する陳情
(以上3月15日不採択)

1 陳情第51号の2 介護保険・障害者支援用のレンタル車椅子の改善を求める陳情
(3月30日不採択)

5 その他の議決事項等

令和2年度予算審査特別委員会の設置及び委員の選任

令和3年度予算審査特別委員会の設置及び委員の選任

(以上2月24日設置及び選任)

令和2年度及び3年度予算審査特別委員会の設置及び委員の選任

(3月30日設置及び選任)